

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【計算期間】 第11期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

【ファンド名】 ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス
ファンド
(New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund)

【発行者名】 FPT ファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー
(FPT Fund Management Joint Stock Company)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 ゴ サン ハイ
(Ngo Thanh Hai, Chairman of Board of Directors)

【本店の所在の場所】 ベトナム、ハノイ、カウ・ギアイ・ディストリクト、ディッチ・ヴォン・ハウ・ワード、デュイ・タン・ストリート、ライト・アンド・スモール・スケール・インダストリアル・エリア、ロットB1A、TTCビルディング9階
(Floor 9, TTC Building, Lot B1A, Light and small scale industrial area, Duy Tan Street, Dich Vong Hau Ward, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島 崎 文 彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階
島崎法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 島 崎 文 彰

【連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階
島崎法律事務所

【電話番号】 03 (5843) 9631

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注)

1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「発行者」または「管理会社」とは、2007年7月25日にベトナムの法律のもとで株式会社として設立されたFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーをいう。2013年5月1日付で、管理会社はフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドからFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーに変更された。またファンドの愛称として「アオザイ」という名称を用いることがある。
2. ファンドの受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載のない限り米ドル貨をもって行う。
3. 本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「円」は日本円を、「ドン」はベトナムドンを指す。本書において便宜上、一定の米ドル金額は2020年5月18日に株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル＝107.19円により円に換算されている。2020年5月18日現在のドンの対米ドルレートは、1米ドル＝約23,265ドン（ベトナム国家銀行による建値）であり、上記1米ドル＝107.1円から円とドルの同日の相場は100ドン＝約0.46074円と計算される。
4. 管理会社の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する1年間である。
5. 本書中の表において計数を四捨五入している場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンドの投資目的は、下記に掲げる投資により、ファンド資産の成長を目指すことである。

ベトナムの国債・公的機関発行の債券、信用度の高い短期金融商品を含む信用度の高い金融機関への預金への投資

ベトナム国内の証券取引所（ハノイ証券取引所、ホーチミン証券取引所）に上場されている企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ベトナム国内の証券取引所に上場している投資信託への投資

ベトナム国内で設立され、国内証券取引所に上場を目論む企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資（ただし、非上場株式への投資はファンド資産の15%を上限とする。）

その資産の大部分をベトナムに有するか、またはその売上の大部分がベトナムに由来するベトナム以外の証券市場に上場している会社によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ファンドの方針として、投資先の会社に対する支配を要求しない。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがない。

b. ファンドの基本的性格

ファンドは、2008年9月11日付でメープルズエフエス・リミテッド（以下「受託会社」という。）^{（注）}とフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド（以下「旧管理会社」という。）との間で締結された信託証書（その後の改正を含む。）（以下「信託証書」という。）の条項に従いケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。管理会社は、信託証書の規定に従い受託会社に代わってファンド証券を発行し、発行済みのファンド証券は買戻しの請求により一定の条件のもとに買戻しを行う。

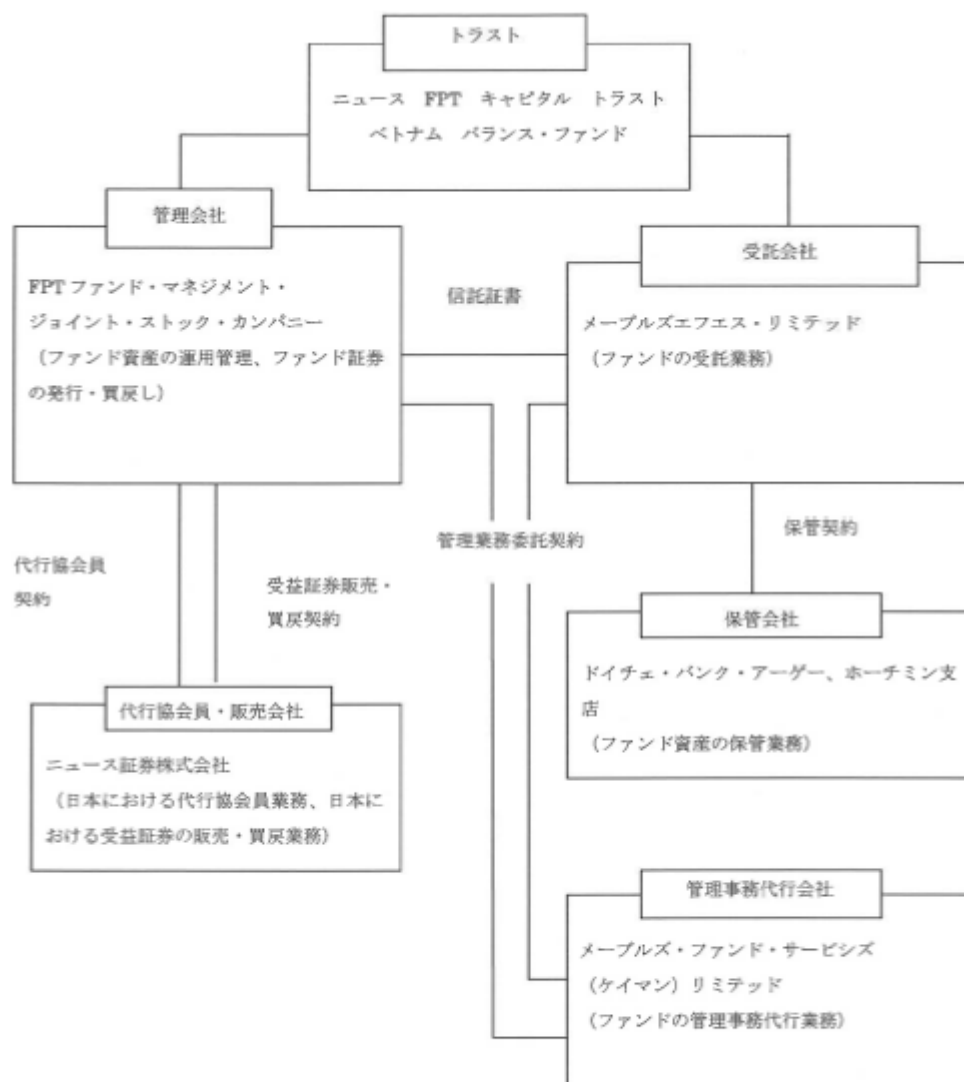
（注）受託会社は、2010年12月1日付でメープルズ・ファイナンス・リミテッドからメープルズエフエス・リミテッドに商号変更した。

(2)【ファンドの沿革】

1994年 5 月25日	旧管理会社設立
2008年 9 月11日	信託証書締結
2008年 9 月18日	補遺信託証書締結
2008年10月30日	補遺信託証書締結
2008年10月30日	ファンドの運用開始
2013年 4 月22日	管理会社に係る辞任および任命証書締結（2013年 5 月 1 日付で発効）
2013年 4 月22日	補遺信託証書締結（2013年 5 月 1 日付で発効）
2013年 5 月 1 日	管理会社の変更、トラストおよびファンドの名称変更
2013年 9 月 9 日	補遺信託証書締結
2015年 6 月 5 日	補遺信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドに関するスキーム



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
FPTファンド・マネジメント・ジョ イント・ストック・カンパニー (FPT Fund Management Joint Stock Company)	管理会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）および2013年4月22日付の補遺信託証書（2013年5月1日付で発効）を旧管理会社と受託会社との間で締結。2013年4月22日付の管理会社に係る辞任および任命証書（2013年5月1日付で発効）を受託会社、旧管理会社および管理会社との間で締結。2013年9月9日付の補遺信託証書を管理会社と受託会社との間で締結。2015年6月5日付の補遺信託証書を管理会社と受託会社との間で締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻業務を提供する。
メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）および2013年4月22日付の補遺信託証書（2013年5月1日付で発効）を旧管理会社と締結。2013年4月22日付の管理会社に係る辞任および任命証書（2013年5月1日付で発効）を受託会社、旧管理会社および管理会社との間で締結。2013年9月9日付の補遺信託証書を管理会社と締結。2015年6月5日付の補遺信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の受託業務を提供する。
メープルズ・ファンド・サービシズ （ケイマン）リミテッド (Maples Fund Services (Cayman) Limited)	管理事務 代行会社	旧管理会社および受託会社との間で2008年9月15日付の管理業務委託契約（その後の改正を含む。）を締結 ^{（注1）} 。その後同契約について2010年10月29日付の更改契約（2010年12月1日付で発効）および2013年4月22日付の更改契約（2013年5月1日付で発効）が締結され、これにより管理事務代行会社が管理業務の一部を提供する。
ドイチェ・バンク・アーゲー、ホー チミン支店 (Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch)	保管会社	2014年9月3日付の保管契約（2014年9月30日付で発効） ^{（注2）} に従いファンド資産のベトナムでの保管業務を提供する。

ニュース証券株式会社	代行協会員 販売会社	2013年5月1日付（その後の修正を含む。）で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。代行協会員業務を提供する。 2013年5月1日付（その後の修正を含む。）で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。受益証券の販売・買戻業務を提供する。
------------	---------------	---

（注1）2008年9月15日付の管理業務委託契約により、信託証書の規定に基づいて管理会社が行うべき一定の管理業務、すなわち受益者名簿の管理、受益証券の発行および買戻し等、純資産価格および受益証券1口当りの価格の決定、各シリーズ・トラストの帳簿類の管理、管理会社に対して支払われる管理・成功報酬の計算その他の業務を受託会社に委託している。

（注2）保管契約とは、保管会社と受託会社との間で締結される契約で、これに基づいて保管会社がファンド資産の現地における保管業務を提供する。

（注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および本書の記載に従って販売することおよび受益者からの買付・買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

管理会社	FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー (FPT Fund Management Joint Stock Company)
設立準拠法	管理会社は、ベトナムの証券法および企業法に基づき、2007年にベトナムで株式会社として設立された。
事業の目的	管理会社の事業の目的には、証券投資ファンドおよび証券投資ポートフォリオの運用、ベトナムへの投資を目的とする外国投資ファンドの募集および運用、証券投資顧問業および法律により許可されるその他専門家による事業活動を含む。
資本金の額	2020年4月30日現在、管理会社の資本金は110十億ドン（506,814千円）（1株の額面金額10,000ドンの普通株式11百万株）である。
沿革	2007年7月25日に設立された。

大株主の状況			
氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式数 に対する所有 株式数の比率
SBI ヴェン・ホール ディングス・ピー ティーイー・リミ テッド	シンガポール049910、ストレイツ・ト レーディング・ビルディング#15-01、 バッテリー・ロード9 (9 Battery Road #15-01 Straits Trading Building Singapore 049910)	5,390,000株	49%
FPT コーポレーショ ン（コンティ コ ファン FPT）	ベトナム、ハノイ、カウ・ギアイ・ ディストリクト、ファム・ハン・ロー ド、デュイ・タン・ストリート、FPT ビルディング (FPT Building Duy Tan Street, Pham Hung Road, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam)	2,750,000株	25%
トゥルオン ティ ホン カン	ベトナム、ハノイ、ホアン・キエム・ ディストリクト、ハ・トラン・スト リート47 (47 Ha Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam)	1,089,000株	9.9%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために管理会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの保証を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記の「監督官庁の概要」の記載を参照されたい。

(5)【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に対する開示

ファンドは、目論見書（英文によるオファリング・メモランダム）を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドはCIMAが承認したケイマン諸島における監査人を選任し、会計年度終了後6ヵ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、ファンドの会計書類を監査する過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはCIMAに報告する法的義務を負う。

（ ）弁済期に債務を履行できないであろうこと。

（ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

（ ）不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。

（ ）以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。

・ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定

・金融庁法（2018年改訂）

・マネー・ロンダリング規制（2018年改訂）

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG Cayman Islands)である。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて行われる。

受託会社は、各会計年度末の6ヵ月後の末日から20日以内に、ファンドの活動について書面による報告をCIMAに提出しなければならない。当該報告書は、ファンドに関して以下を記載していなくてはならない。

（a）ファンドの名称ならびにそのすべての前名称

（b）投資者が保有する各証券の純資産価格

（c）前報告期間以来の純資産総額および各証券の料率変化

（d）純資産総額

（e）関連ある報告期間における新規買付けの数および価格

（f）関連ある報告期間中の償還および買戻しの数および価格

（g）報告期間末現在発行済みの有価証券総数。

受託会社は、以下を確認する受託会社が署名した宣言書を毎年CIMAに提出するか提出させられるものとする。

（a）受託会社が了知し信じる限りにおいて、ファンドの投資指針、制限および構成が遵守されていること

（b）ファンドが、投資者または債権者に有害な方法で運営されていないこと。

受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヵ月以内および半期終了時から2ヵ月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を作成し、信託証書等の添付書類と共にこれらを開東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社（または販売取扱会社）は、交付目論見書（金商法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金商法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヵ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヵ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ金商法に従い開東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これをEDINETにおいて閲覧することができる。

（ ）投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届出る。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を投信法に従い金融庁長官に届出る。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出する。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知する。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社（または販売取扱会社）を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、販売会社（または販売取扱会社）を通じて、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書は、管理会社に代わりファンドの代行協会であるニュース証券株式会社のホームページ（<http://www.news-sec.co.jp>）で提供される。ただし、受益者が当該運用報告書の交付を請求した場合には、管理会社は、当該受益者に対しこれを作成し交付するものとする。

(6)【監督官庁の概要】

受託会社は、ファンドを投資信託法に基づき「ミューチュアル・ファンド」として登録されているため、ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。受託会社は認可された投資信託管理会社で、メープルズエフエス・リミテッドである。従って、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法上、(a)CIMAにファンドを登録しなければならない、(b)目論見書その他同様の書面の詳細およびその変更をCIMAに提出しなければならない、(c)適切な監査人により監査された会計書類を毎年CIMAに提出しなければならない、また(d)年次報告書をCIMAが指定する様式で毎年CIMAに提出しなければならない、(e)既定の登録手数料を支払わなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投資法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなったか、または履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や権利者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与えるものを任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。

CIMAは、その他の権限（ファンドの抹消またはその他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、ベトナム国債・政府関係機関の債券、ベトナムの証券取引所上場会社等の持分証券および社債などに投資することで、資本の値上がりを達成することである。



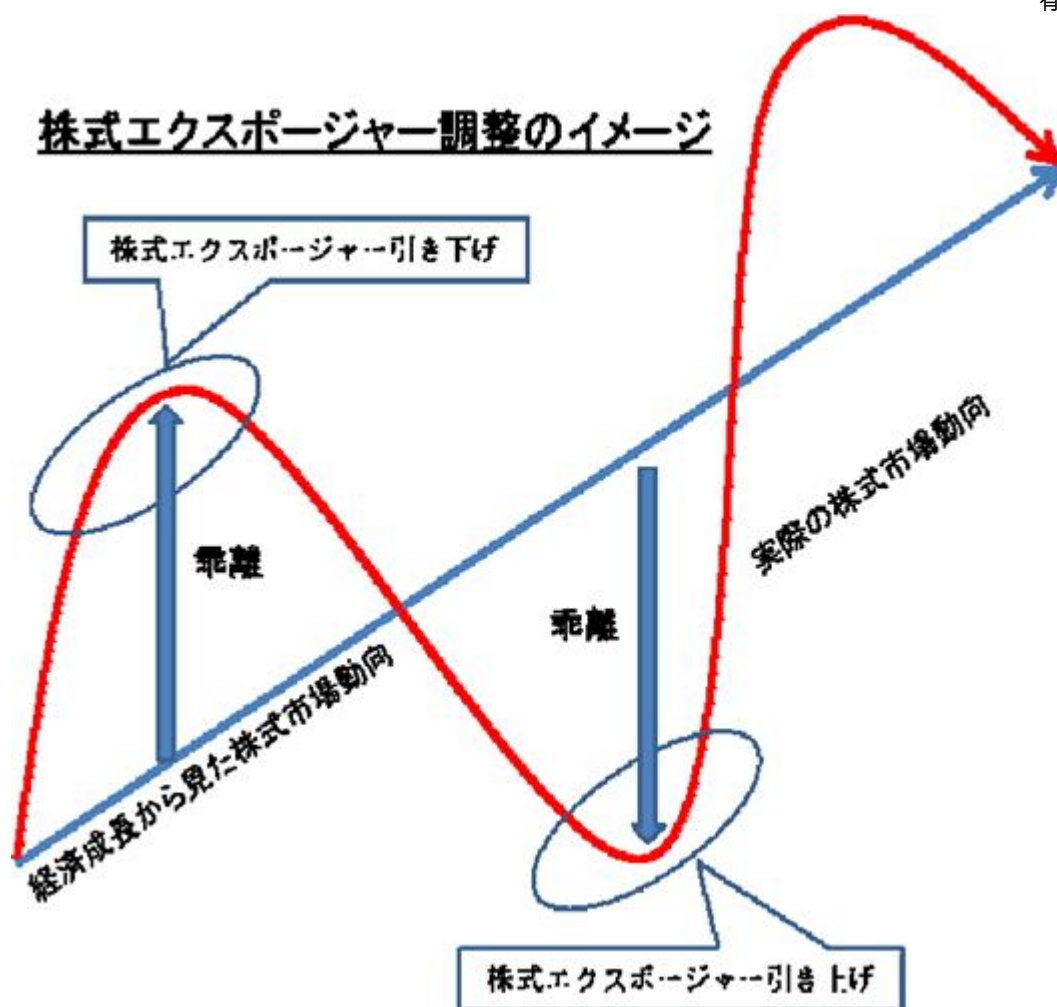
*ファンドによるデリバティブへの投資は行われない。

投資戦略

ファンドの運用に際しては、トップダウン分析およびボトムアップ分析を利用して運用される。

トップダウン分析では、ベトナム独自の経済分析に加え、世界経済レベルから見たベトナムの経済力を判断する。その判断と株式市場水準を考慮し、株式のエクスポージャーを決定する。株式のエクスポージャーの決定手法は、セクターのエクスポージャーを決定する際にも同様の手法をとる。

株式エクスポージャー調整のイメージ



ボトムアップ分析では、上場株式投資の株式スクリーニング・プロセスにおいて、個々の企業の定量的および定性的な選別基準に従う。企業の収益性とその見通し、財務諸表分析に基づいたバリュー・アプローチ、コーポレート・ガバナンスなどの経営の質や透明性等の企業ファンダメンタル分析を重視する。また、流動性を考慮する。

非上場株式への投資は、国営企業セクター、時に私募での増資、OTC市場でのセカンダリー購入、または政府の入札による株式売却により、ファンドへの組入れが可能となる。非上場株式への投資には、証券の流動性を勘案し、上場予定が明確である魅力的な会社への投資を心がける。その投資過程のポイントとなる要素は明確な情報、当該企業への調査分析、経営陣の知識と認識、市場のフィードバック、タイムリーな投資決定、市場価格と投資時期、等であり、実際の投資に際しては、それらを総合的に判断し、ファンドマネジャーが決定する。

(2)【投資対象】

上記「第1 - 1 - (1) ファンドの目的及び基本的性格」を参照されたい。

(3) 【運用体制】

(i) 運用体制

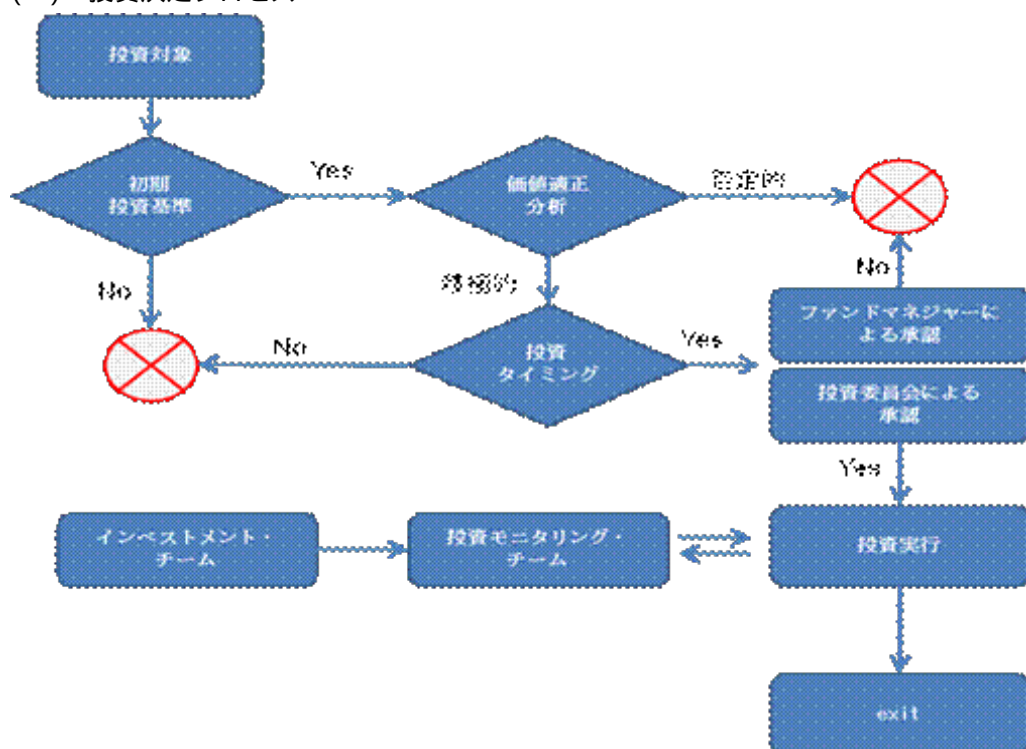
管理会社であるFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーは、ファンドの目的達成のための予め定められた投資戦略に基づいて、投資判断を行い、実行する。

SBIヴェン・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド（日本のSBIグループの100%子会社である。）は管理会社の発行済資本金の49%を、FPTコーポレーション（コンティ コファン FPT）は管理会社の発行済資本金の25%を保有している。同時に、FPTコーポレーションの主な投資グループ会社は、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー、ティエン・フォン・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンクおよびFPTセキュリティーズである。これらのグループ会社は、ベトナムで金融業務を行っている。

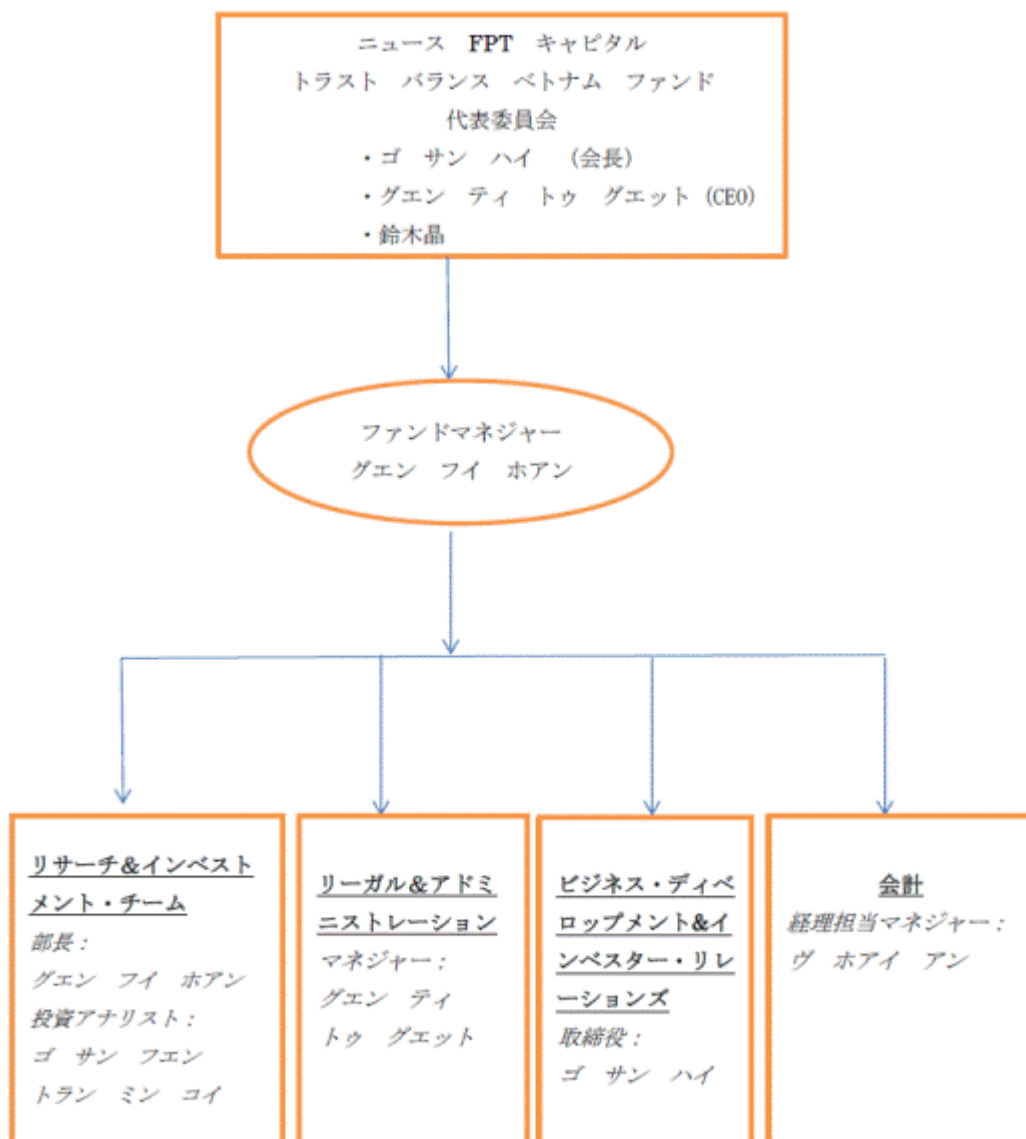
2020年4月30日現在、管理会社はFFインベストメント・カンパニー・リミテッドという完全所有子会社1社を保有する。子会社の主な事業は、証券取引およびコンサルタント業務である。

管理会社は、ファンドの投資戦略に沿った投資戦略・投資判断の立案・実行を行う。管理会社のファンドマネジャーおよび投資オフィサーは各自の職務においてその責任を負う。

(ii) 投資決定プロセス



(iii) 運用担当者



運用担当者はファンドマネジャーによって任命され、下記のメンバーで構成されている。運用担当者は管理会社のために投資を特定、分析および推薦し、ハノイにある管理会社本部の他の専門家からサポートを受ける。

グエン フィ ホアン (Nguyen Huy Hoang)、ファンドマネジャー兼リサーチ&インベストメント部門の部長

ハノイ貿易大学の国際ビジネスマネジメントにおいて学位を取得し、ミリタリー・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンクで信用アナリストとして2年間勤務し、経済およびファイナンスにおいて深い知識を有し、分析能力に長け、英語が流暢である。

ゴ サン フェン (Ngo Thanh Huyen)、リサーチ&インベストメント部門の投資アナリスト

ベトナム商科大学のファイナンス-バンキングの文学士号を取得し、ベトナムにあるブリティッシュ・アメリカン・タバコの販売店であるソン・ドン・カンパニー・リミテッドで企業財務担当の従業員として2年間勤務し、FPTセキュリティーズでリサーチ・アナリストとして1年勤務した。フェン女史は、勤勉な従業員であり、分析力に富んでいる。

トラン ミン コイ (Tran Minh Khoi)、リサーチ&インベストメント部門の投資アナリスト

国民経済大学のコーポレートファイナンスの学位を取得。CFA 2級合格。BIDVセキュリティーズ・カンパニーで投資アナリストとして1年勤務し、コーポレートファイナンスおよび財務モデリングに関する十分な知識および高い分析能力を有する。ベトナム語を母国語とし、英語が流暢である。

ゴ サン ハイ (Ngo Thanh Hai)、ビジネス・ディベロップメント&インベスター・リレーションズの取締役

ハイ氏は、金融専門家で豊富な経験と経営能力を有している。SBIホールディングス株式会社およびFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーに入社する以前は、ベトナムの大手金融機関でアナリスト、ブローカーおよび顧問を歴任し、日本法人の投資家向けの数少ないキャピタル・ファンドの1つであるロータスIMCファンド (LotusIMC Fund) で投資関係マネジャーを務めた。同氏はアメリカのコロンビアサザン大学の経営学部で修士号を取得する以前、日本に2年間留学し、経済学と日本学を優秀な成績で卒業した。ベトナム語を母国語とし、英語および日本語が流暢である。

ヴ ホアイ アン (Vu Hoai Anh)、経理担当マネジャー

国民経済大学 (ハノイ) の商学部の学位を取得。中央スポーツ大学のチェス学部の学位を取得。SSC認定のファンド・マネジメントの専門家であり、主任会計のライセンスを持っている。会計およびオフィス・マネジメントにおいて18年間の経験を有する。2008年から現在まで、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの主任会計を務めている。ベトナム語を母国語としている。

グエン ティ トゥ グエット (Nguyen Thi Thu Nguyet)、CEO兼リーガル&アドミニストレーション部門のマネジャー

ハノイの国家大学で国際法の修士号を取得。ハノイ法科大学経済法の文学士号を取得。司法アカデミーで弁護士資格を取得。SSCのファンド・マネジメントの資格を取得した。日本にある名古屋大学の学長から交換留学プログラムの終了証書を取得。ヴィジョン・アンド・アソシエーツ・リーガルで顧問弁護士を務め、ヤフー、ANZ、トヨタ、韓国外換銀行、エイボンおよびイントラなどの数多くの国際的な法人に対して、投資および事業活動の助言に携わった。ベトナム語を母国語とし、英語が流暢である。

(iv) 内部管理および管理体制等

ファンドマネジャーは個別投資の決定を行うが、その投資選別はファンドマネジャーとインベストメント・チームの調査と分析に基づいて行われる。投資検討案件の選別後、インベストメント・チームの3名のメンバーが調査を行

い、その調査結果がインベストメント・チーム全体で協議される。投資後は、インベストメント・チームが投資のモニタリングを行う。

取締役は、ファンドマネジャーが投資決定に際して遵守すべき投資ガイドラインを制定する。また、取締役は、ファンドマネジャーの投資決定について一定の水準を設定し、ファンドマネジャーがこの基準に応じた手続を履践するような手続要件を定めることができる。

取締役は投資委員会を設置し、同委員会を通じて投資プロセスの適正性を確保する。投資委員会は、ファンドマネジャーを監督し、株式エクスポージャーの比率を決め、常時、すべての売買レポートを確認する。投資委員会はインベストメント・チームのモニターを行う。

(4)【分配方針】

管理会社は、その絶対的裁量により、分配の支払いならびにその時期および額を決定することができ、その場合、まず純利益から、純利益がなくなったときはシリーズ・トラストの信託財産の元本から支払われる。

(5) 【投資制限】

管理会社は、ファンド資産の運用を、以下の投資制限（外国証券の取引に関する規則（日本証券業協会制定）第16条）の範囲内で行うものとする。

空売りの制限

空売りを行った有価証券の時価総額はファンドの純資産価格を超えてはならない。

借入の制限

ファンドの純資産の10%を超えて借入を行ってはならない。

価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式または不動産などの換価が容易でない資産に投資する場合、価格の透明性を確保する方法をとる。

同一法人の株式の取得制限

1 発行会社の発行済総株式の50%を超えて当該発行会社の株式に投資を行ってはならない。

不適切取引の禁止

管理会社が自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

上記の投資制限に加えて、ファンド資産の運用はさらに以下の制限に従う。

- (1) 単一企業の株式への投資は、対象企業の発行済株式総数の25%を上限とする。
- (2) 未上場または容易に換金できない投資は、ファンド資産の15%を上限とする。
- (3) ベトナム株式等の持分証券への投資は、ファンド資産の70%を上限とする。
- (4) 1社への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。ただし、非上場会社の場合はファンド資産の5%を上限とする。
- (5) 1業種への投資は、ファンド資産の30%を上限とする。
- (6) 他の上場投資信託への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。
- (7) 有価証券の信用取引および空売りは行わない。

（注）ただし、上記のファンドの資産額に対する上限比率については、時価の上昇又は下落によって、一時的にこれを超過する場合がある。

借入制限

ファンドは借入を行わない。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、受益証券の価額は上がるだけでなく、下がる場合もあることを認識すべきである。ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。受益証券の流通市場は存在しそうにないため、受益者は買戻しによってしか、その受益証券を処分することができない。これらのために、投資者がファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があり、この点、預貯金とは異なる金融商品であることに注意すべきである。そのため、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負うことができるかどうか慎重に考慮すべきである。以下のリスク要因の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明となることを意図するものではない。

受益証券の流動性および譲渡

受益証券の流通市場ができることは期待できないため、受益者がその受益証券を処分する方法は、本書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営」の項に記載されている方法での買戻しまたは譲渡のみである。

管理会社は、(i)いずれかの買戻日に買戻される受益証券の総数をかかる日における発行済受益証券の10%に制限することができ、また(ii)いずれかの暦四半期において買戻される受益証券の総数を当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%に制限することができる。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期的には、ファンドの投資ポートフォリオが資本成長の点で評価増を達成する保証はない。

投資者は受益証券の価値が上がるだけでなく下がることもあることを認識すべきである。

ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。管理会社は潜在的な損失を最小限にするような戦略を実施する意向であるが、これらの戦略が成功する保証はない。

パフォーマンス

管理会社、その社員および関係会社の過去のパフォーマンスは、ファンドの将来の投資成績を示唆するものとして解釈されるべきではない。受益証券の購入予定者は、管理会社の短期的、中期的または長期的な投資観が正確なものとなる保証はないという前提でファンドの投資計画を評価すべきである。

ファンドの未上場投資の流動性欠如

ファンドは、投資時において未上場会社に投資することができるため、公開取引されている有価証券への投資の場合に比較してこれらのポジションを解消するのに時間がかかることがある。未上場株式の取引市場においては流動性がより予測できないことがまた、財務報告目的のかかる有価証券の評価および純資産価格の計算の手続きに影響を与えることがある。さらに、その有価証券が公開取引されていない会社は、有価証券が公開取引されている公開企業に適用される開示および投資者保護要件に服しない。

政治的リスク

ベトナムは、広範囲に及ぶ経済および法改革を実施している過程にある。改革の推進力が継続するかどうか、また、改革が成功であるかどうかは不確実である。さらに、ベトナムの法制は将来大幅に変更されることが予想されるため、将来の展開を予測または予想することは困難である。これらの変更がファンドの投資の価値に悪影響を与えることがある。受託会社がファンドの投資に関して、ベトナムにおける法的手続または仲裁手続を通じてその権利を有効的に行使できるという保証はない。ベトナムの政府は同地域で最も安定した国の1つとしてみなされているが、単一政党がすべての政府決定を担う社会主義体制である。

経済的リスク

ベトナムは日本をはじめ他国より国家支援を受けており、経済そのものへの他国の関与が大きい。政治体制の変化・政策の変化・法規制の強化等により、経済への大きな影響が発生する可能性がある。

市場経済への移行

株式投資活動の一環として、ファンドは主に、民営化されたまたは民営化の過程にある国営企業に投資される。これらは確立した事業を行う既存の会社で、国がその所有持分を多くの場合、その株式資本の30%以下に減少させつつある。民営化の進行は、これらの会社が政府の支援なしで同じ土俵で競争することが予想されていることを意味している。この移行は多くの場合、既存の経営陣により運営されるため、それ自体が課題となっている。これらの会社の多くが、技術および設備の面で発展途上である。投資者はまた、政権の変更または経済要因の変化が、発展途上の国の民営化政策の変更をもたらすことがあることを認識すべきである。

ファンドの投資運用活動の一環として、ファンドは、ベトナムの固定利付証券に投資する。

また、これらの投資パフォーマンスは、GDP（国内総生産）の成長率を含むベトナムの一般経済状況の影響を受ける。さらに、ファンドが少数株主持分を保有することは、その投資を保護する能力に制約を受けることを意味する。

関連法令の不確実性

ベトナムにおける有価証券市場および有価証券投資の法的枠組は最初に実施されて以降見直され、幾つもの改正があった。ベトナムにおいて資本市場は比較的新しくかつ発展段階にあるため、法的枠組は進化し続けている。法的枠組の変更時期および範囲について期待することはできないため、今後の法的枠組の変更がどのように管理会社のファンド運用能力に対して影響を及ぼすかについては不確実性がある。法的枠組の変更が、例えば、ベトナムで運用するために管理会社の特定の法的承認、もしくは一定の最低資本および運用上の要件を満たす必要がある場合には、現在の運用体制を見直す必要性がある。

法的リスク

ベトナムの立法および法制度は、フランス民法および今日の中国スタイルの立法制度に由来し、発展している。経済に影響を与え、事業活動を規制する法律および規則は発展の比較的初期段階にあり、米国、イギリスまたは近隣のシンガポールもしくはオーストラリアのような先進経済圏・法域に比較して十分確立、洗練および検証されていない。ベトナムの法律制度は近年において、外国投資家のために洗練性、透明性およびアクセスの高度化に向かって動いているものの、民法および商法のような高レベルの法律において、ベトナム特有の矛盾や法律問題がいまだに発生しており、それが関連規則に影響し、さらに事業活動にも影響している。紛争の際のベトナム裁判所、仲裁センターおよび行政機関を通じた法的権利の承認および執行は困難で、不確実である。ベトナムの法律制度が発展するにつれ、新しい法律・規則と整合性をもたせるため古い法律が廃止または改正されるので、法律・規則における矛盾点や不明確さが引き続き発生し、対処されることが予想される。これが現在進行中の過程であり、ベトナムの法律制度が投資家およびビジネス社会にとってより高い水準の信頼性および安心を与えるものとなるのはいつのことが予測することは困難である。

為替レート

ファンドは、その他の通貨に自由に交換できないベトナムドン建てで投資を行う。現在、ベトナムドンをヘッジすることは常に可能というわけではない。商業的に合理的な条件でヘッジが行える場合は、管理会社は随時、ファンドの通貨エクスポージャーをヘッジすることができるが、ファンドにとって好ましい条件で、いつもヘッジ取引を実行できるとは限らず、管理会社はヘッジ取引を行う義務はない。為替レートの変動および現地通貨の値下がり、ファンドの投資の価値に大きな影響を与えることとなる。

さらに、投資者はファンドが米ドル建てであることに留意すべきで、日本円を含む、米ドル以外の通貨で受益証券を購入する者は、購入受益証券の買戻しの請求により米ドル以外の購入通貨で買戻代金を受領するときは、米ドルによる受益証券の価値が上昇しているにもかかわらず、その時の為替相場の状況次第では損失を被り、買戻代金が投資元本を下回る結果となることがある。

税の不確実性

ベトナムにおいて実行される取引に対して査定される税に適用される制度を含め、ベトナム税法ならびに税査定、徴収および税額控除制度は発展途上にある。例えば、ファンドの収益に影響を与えるキャピタル・ゲイン課税制度に変更が起きることがある。

また、投資者は、受益証券の保有に伴う税務上の取扱いにも留意する必要がある。受益証券の購入予定者は、申込み前に、各自の弁護士、会計士またはその他の税務アドバイザーに相談されたい。

金利リスク

金利の変動は、ファンドの投資に不利な影響を与えることがある。金利の一般水準の変動は、その資産からの収益と利付負債の費用との差額に影響を与えることにより、ファンドの収益に影響を与える。金利は、政府、通貨および税の政策、経済および政治的配慮、財政赤字、貿易黒字または赤字、規制要件、市場状況（例えば、ベトナムにおける最近の信用収縮）ならびにその他のファンドが支配できない要因を含む、多くの要因に対する感応度が高い。ただし、ファンドは借入を行わない。

競争

ファンドと同一のまたは同様の投資目的および戦略を持つ投資ピークルその他との投資機会をめぐる競争が現在存在し、また将来存在する可能性がある。その結果、また一般的に、ファンドはその投資目的を満足させる十分な数の魅力的な機会を見つけ、またはその資本を全額投資することができないことがある。かかる競争はまた、投資価格を引き上げ、収益を低下させることがある。

全体的投資リスク

すべての有価証券投資は資本の喪失のリスクにさらされている。ファンドのために購入される有価証券の性質はこのリスクを大きくすることがある。管理会社は誠実にファンドのポートフォリオ運用に力を尽くすものの、ファンドに損失が生じないという保証はない。様々な政府機関による行為、ならびに国内および国際的な政治的事件を含む多くの予見できない事象が、市場を大きく変動させ、ファンドに損失をもたらすことがある。

アジア諸国の政治的および社会的不安定

近年、インドネシア、タイ南部およびフィリピンにおける爆発事件ならびにアジア圏でのその他のテロリスト活動など、アジア地域は様々な度合いで政治的不安定を経験している。将来さらにテロリスト活動が起こらないという保証はない。アジアにおける政治的不安定およびテロリスト活動の再発生がベトナム経済およびファンドに不利な影響を与えることがある。

主要従業員への依存

いずれかの時点におけるファンドの投資パフォーマンスは、管理会社の従業員を含む一定の主要な従業員の役務に実質的に依存することとなる。これらの個人のいずれかが死亡し、身体に障害を受けまたは退任した場合、ファンドの業務が不利な影響を受けることがある。

市場の変化

ファンドのパフォーマンスおよびその戦略を首尾よく実行することはベトナムの全体的な経済状況の健全性に部分的に依存している。経済状況の悪化は、ファンドの財政状況および経営成績に著しい悪影響を与えることがある。

会計基準

ベトナムは、国際慣行において一般に認められた監査、報告、会計または評価方法を常に利用しているとは限らない。ベトナム法は上場会社に対し、ベトナムの会計事務所によるベトナム会計基準に従った監査を要求している。そのため、管理会社は、信頼できる財務情報を得ることの困難から生じる投資リスクの程度が、その他の市場に比べてより大きいと予想している。さらに、ベトナムの会社の会計および内部統制基準は米国およびヨーロッパの会社の基準から典型的に立ち遅れており、このことが、管理会社がファンドを適切に査定し、評価しかつ監視する能力を制限することがある。

コーポレート・ガバナンスおよび開示

コーポレート・ガバナンスの概念がまだ完全に理解されておらず、一般に実施されていないため、ベトナムの会社への投資には一定のリスクを伴う。資本市場規制の目的は一般に重要な企業情報の完全かつ適正な開示を促進するこ

とであるが、ベトナムの公的企業について一般に入手できる情報は、より確立した証券市場を有する国々の公的企業について一般に入手できる情報より少ないことがある。これにより、公的企業またはその他の企業に対しファンドにより行われる投資に伴うリスクが増大することがある。

ベトナムの統計情報

本書に記載されたベトナムに関する情報は、正式な政府広報、評判の高い国際機関からの報告および管理会社がベトナムの一般的理解を代表するものとみなすその他の公的情報源その他から入手したものである。しかし、投資者におかれては、ベトナムに関する統計情報は現時点で独立して検証できるものでないこと、ならびにファンドへの投資の決定を検討する際に本書に示された情報に過度に依拠しないよう留意されたい。

営業費用

ファンドの年間営業費用は、他の先進国へ投資するその他の投信よりも高い場合がある。ベトナムへの投資は、かかる投資に関して入手できる公開情報が、その他の国の投資について入手できる情報に比較して限られており、またその他の国の場合と比較して限定的で、包括的でないため、また、ベトナムに対する外国投資に適用される適用規則の急速な展開により、より多くの時間および費用がかかる。

判決の執行

管理会社はケイマン諸島の法律に基づき設立された免除会社であり、その取締役および役員の大半は東南アジアの居住者である。そのため、訴訟や裁判手続においてこれらの者に対して訴状等の送達を実施し、またはこれらの者に対する勝訴判決（米国証券法に基づく責任に関する米国裁判所の判決を含むがこれに限られない。）をこれらの者に対して執行することは可能でないことがある。

利益相反

管理会社は、ファンドのために行う投資の決定において様々な利益相反の状況に置かれる。

ファンドは、管理会社およびその関係会社が関わるいくつかの実際のまた潜在的な利益相反に服し、または服することがある。管理会社およびその関係会社は金融顧問業務を含む広範囲にわたる事業に従事しており、ファンドの投資活動から独立した、その時々にはファンドの投資活動の利益と相反することのある広範囲な投資活動を行っている。そこで、管理会社またはその関係会社の利益と、ファンドの利益とが相反する事例が生じることがある。管理会社またはその関係会社のいずれかが、ファンドが投資するまたは投資する可能性がある会社との取引に従事し、またこれらの会社に役務を提供することがある。

成功報酬の存在は、かかるパフォーマンス・ベースの報酬がない場合よりも、管理会社に対してファンドにより機械的な投資を推薦するインセンティブを生じさせることがある。

上場企業への投資リスク

ベトナム証券市場特有のリスク

ファンドが投資するベトナム証券市場に上場している株式の価格は、ベトナム証券市場が2000年に創設されたばかりの証券市場であり、先進国等のより発展した証券市場に比べ規模が小さく、流動性が乏しく、法整備等も緩く、証券市場全体が非常に不安定であることなどを理由に大きく変動してしまうことを、投資者は理解すべきである。また、ベトナム証券市場には次のような特有の規制等があり、一般的な先進国における証券取引とは異なることがある。たとえば、現状では

1. 外人保有額を事業会社ごとに決めており多くは資本金の49%、銀行では30%に制限している。
2. 同一口座による同一銘柄への売買発注は、同日に売注文・買注文を出せない。

などが挙げられるが、これらもいつでも変更されることがありうる。

情報開示不足のリスク

前記に記載したように、ベトナムの企業財務内容等の開示は、他の先進国の証券市場に比べ、限定的である。

市場流動性へのリスク

ベトナム証券市場における流動性が不足しているため、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性がある。また、ファンドの取引量が市場全体に対して大きな影響を及ぼす場合があり、その場合はより、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性がある。

証券市場への注文執行リスク

ベトナム証券市場への取引注文システム（現地証券会社のシステムも含む。）は、先進国のそれと比較すると未整備かつ不十分といえるものであり、注文状況によっては、その執行が遅れたりまたは執行されない可能性がある。

投資企業の倒産リスク

投資会社の財務状況の悪化や倒産等により価格が急激な低下もしくは価値が0、また、企業によっては取引所で取引が廃止になる可能性がある。

未上場企業への投資リスク

未上場銘柄取引

ファンドは、その目的のためにファンド資産の15%を限度に未上場企業への投資を行うことがある。ベトナムにおいては、上場公開の前に、OTC取引（いわゆる店頭取引）されることが一般的であり、ファンドはそのOTC取引されている企業への投資も行うことがある。

未上場企業の情報開示リスク

未上場企業の財務情報等の開示は上場会社における開示よりさらに限定的であることを投資者は理解しなければならない。特に、旧国営企業への投資は、限定された情報のみによってでしか投資判断を下すことができない。

未上場企業の流動性リスク

未上場企業取引は、流動性が乏しく、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性および取引そのものが執行できない可能性がある。

投資企業の倒産リスク

投資会社の財務状況の悪化や倒産等により価格が急激な低下もしくは価値が0になる可能性がある。

ベトナム国債等への投資リスク

ベトナム国債等への投資

ファンドは、その目的のためにベトナム国債・ベトナム政府機関の発行する債券や信用度が高いと考えられる銀行の短期金融商品等への投資を行うことがある。

ベトナム国債・ベトナム政府機関の発行する債券への投資リスク

ベトナムが今後、急激な経済状態の悪化、財政状態の悪化等が発生した場合、国としてモラトリアムを宣言した場合、ベトナム国債の償還・利払いが一時停止もしくは支払拒否される可能性がある。また、ベトナム債券市場は規模が小さく、流動性が乏しく、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性および取引そのものが執行できない可能性がある。

信用度が高いと考えられる銀行の短期金融商品への投資リスク

管理会社が信用度が高いと考える銀行への預金・短期金融商品への投資についても、当該銀行の倒産リスクがある。その場合、預金等の償還・利払いが一時停止または支払拒否される場合がある。

為替リスク

ファンドの機能通貨である米ドルの為替変動がファンド価格に影響を与えることがある。投資対象有価証券の時価がベトナムドン建てでは上昇しても、米ドルに対してベトナムドン安になれば当該投資についてファンドは損失を受

ける可能性がある。主にベトナムドン建ての資産への投資を行うが、ベトナムドンは現段階では米ドルへのペッグ制をとっているものの、将来、ベトナムにおける通貨制度が変更される可能性がある。また、ベトナムにおいて何らかの外国為替規制が行われた場合は、ファンドによる分配またはファンドに対する受益証券の買戻しが制限される可能性がある。

取引相手先リスク（カウンターパーティー・リスク）

管理会社は現地証券取引を行う証券会社の選定に細心の注意を払うが、決済日が約定日と異なる取引において、取引の相手側が受渡を決済日に履行しない場合には受渡が遅れる可能性がある。また、最悪の場合（相手方の倒産など）には、受渡自体が約束どおりに行われない可能性がある。

注文執行リスク

現地取次先証券会社による注文執行の際に、注文状況により執行が遅れる可能性がある。

< リスク管理体制 >

管理会社はリスクの特定と分析を行い、またリスクによる影響および結果を特定し、リスク予防の方法および措置を決定し、定期的にリスク管理の結果および有効性を評価し、チェックする。

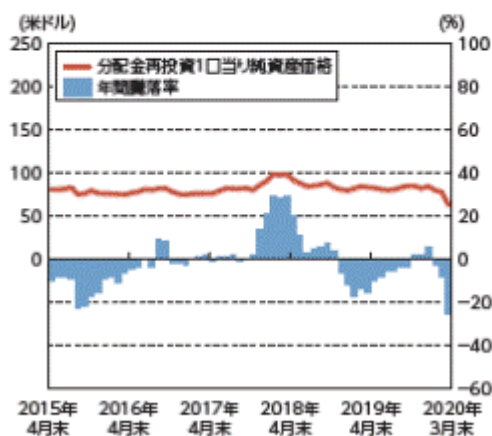
ファンドに関連するリスクは、内部統制部門がモニターし、監督し、最高経営責任者に対して直接報告される。

<投資リスクに関する参考情報>

参考情報

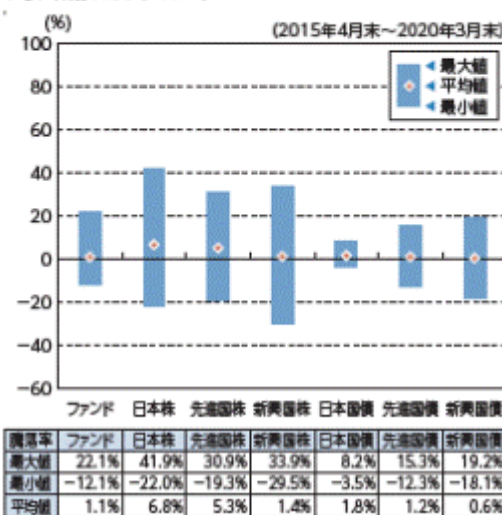
ファンドの分配金再投資1口当り純資産価格・年間騰落率の推移

2015年4月末～2020年3月末の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当り純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2015年4月末～2020年3月末の5年間に於ける年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。
このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。



*ファンドは設定以来現在まで、分配を行っていないため、分配金再投資1口当り純資産価格に代わり受益証券1口当り純資産価格を用いている。

*上表は、2015年4月～2020年3月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものである。

*ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されている。従って、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
*ファンドおよび他の代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、2015年4月～2020年3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものである。

*ファンドの年間騰落率は、2015年4月～2020年3月までの各月末時点の年間騰落率を示している。ファンドの年間騰落率(%)=100×(b-a)/a
ここで：

a:当該各月末の1年前の1口当り純資産価格

b:当該各月末の1口当り純資産価格

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

<各資産クラスの指標>

日本株…TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイファンド(円ベース)

上記のリスクに関する参考情報は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

（２）投資環境

ベトナムの概要

面積	32万9,241平方キロメートル（概ね日本全土から九州の面積を引いた面積）
人口	約9,467万人（2018年）
首都	ハノイ
民族	キン族（越人）約86%、他に53の少数民族
言語	ベトナム語
宗教	仏教（80%）、カトリック、カオダイ教他
略史	千年を超える中国支配を経験した中国文化圏最南端の国
1884年	フランスの保護国
1945年	ベトナム民主共和国成立
1949年	ベトナム国（親仏）成立
1954年	ジュネーヴ停戦協定により南北分割
1955年	南部でベトナム共和国成立
1965年	米軍直接介入（北爆）開始
1973年	パリ和平協定調印
1975年	ベトナム共和国政府無条件降伏（サイゴン解放）
1976年	南北統一（ベトナム社会主義共和国成立）
1995年	ASEAN正式加盟
1998年	APEC正式加盟
2007年	WTO正式加盟
政体	社会主義共和国
元首	グエン・フー・チョン国家主席
国会	グエン・ティ・キム・ガン議長
	（１）一院制（定員500名）、任期５年
	（２）中選挙区
	（３）選挙権満18歳以上、被選挙権満21歳以上
政府	首相 グエン・スアン・フック
内政	（１）ドイモイ（刷新） - 市場経済システムの導入と対外開放化を継続
	（1986年・第６回党大会）
	（２）チョン国家主席兼共産党書記長、ガン国会議長、フック首相等に権力を分散させ、国政を運営

（上記 の概要：外務省HPより抜粋）

ベトナム経済

データ

実質GDP成長率:	7.0% [2019年]
名目GDP総額:	約2,452億ドル [2018年]
一人当りのGDP(名目):	2,590ドル [2018年]
消費者物価上昇率:	2.8% [2019年]
失業率:	3.1% [2019年]
経常収支:	59億ドル [2018年]
貿易収支:	104億ドル [2019年]
外貨準備高:	788億ドル [2019年]
対外債務残高:	1,081億ドル [2018年]
輸出額:	2,643億ドル [2019年]
対日輸出額:	188億ドル [2018年]
輸入額:	2,539億ドル [2019年]
対日輸入額:	190億ドル [2018年]
直接投資受入額:	364億ドル [2018年]新規拡張を含む。

（上記 のデータ：外務省、ジェトロHP及び政府統計）

概況

1986年12月のベトナム共産党第6回大会でドイモイ政策（社会主義に市場経済システムを導入するもの）が採択され、中国と同様に改革・開放路線に転換した。1996年のベトナム共産党第8回大会では、2020年までに工業国入りを目指す「工業化と近代化」を二大戦略とする政治報告を採択した。政府開発援助と外国からの直接投資が経済を牽引している。1998年東南アジア諸国で発生したアジア通貨危機で一時失速した国内総生産（GDP）の成長率も、2015年は6.7%、2016年は6.1%、2017年は6.8%、2018年は7.1%および2019年は7.0%と安定成長が続いている。隣国の中国では人件費の上昇や労働争議問題が表面化したことから、韓国や日本の企業から新たな投資先として近年、注目されている。原因のひとつには人件費が安価であり、勤勉な国民性や若年層の多さ（30代までが人口の60%を超える。）などがあげられる。その中で、2007年1月、世界貿易機関（以下「WTO」という。）に加盟を果たした。

労働人口の47%（2013年末現在）が第1次産業に従事しているが、近年は第2、第3次産業が急成長している。観光業の伸びが特に著しく、重要な外貨獲得源となっている。主な輸出品目は原油、衣料品、農水産物である。特にコメについては、タイに次ぐ世界第2位の輸出国である。最近では、もともと産出されていた原油の他に豊富な地下資源も報告されており、開発が期待されている。

最近の経済動向

1980年代中頃以来、ベトナム政府は、ベトナム経済を中央計画体制から、より混合経済的な市場指向体制へ移行するための一連の措置を取ってきた。早期の改革は緩やかに行われたが、ベトナムが貿易および援助面で大いに依存していたソビエト圏が1989年に最終的に崩壊したことにより、政府は、経済成長を刺激し、国際社会におけるベトナムの地位回復を支援するために、より急進的なアプローチを取らざるを得なくなった。

1990年代初期、政府は、インフレを抑え、ベトナムドン/米ドルの為替レートの相対的安定を図るため、マクロ経済政策に力を入れた。また、1991年には会社法が成立して、民間部門が初めて出現した。同時に、外国投資法は、国営企業が外国投資者と直接に協力し、投資することに従事することを認めた。これらの経済改革のための暫時的な措

置は、とりわけ、豊富な天然資源、比較的教育の高い国民といったベトナム経済の潜在性がますます認識されてきたことと相まって、1992年および1993年のアジア株式市場の活況を背景に、潜在的投資家に対する説得力のある議論であることを証明した。

これらの発展に照らして、1994年に一連のベトナム・カントリー・ファンドが立ち上げられ、ベトナムを次の「アジアの虎」として持ち上げた。かなりの資金が当時実行可能であった数少ない投資機会に集中し、ベトナムは一般に予想されていたよりもはるかに難しく、危険な投資先であることが明らかになった。資金を活かすことが困難で、初期投資の多くの業績が芳しくなかったため、これらの当初の投資ファンドは清算された。

1997年にアジアの金融危機が始まると、主にベトナムが外の世界から比較的孤立していたため、ベトナム経済は比較的回復力があることが明らかとなった。しかし、その結果として、金融危機直後にはベトナムの経済改革は減速した。この減速は一時的なものであることが分かったが、外国直接投資の減速がその原因の一部であったので、政府は経済および社会の双方の改善を促進するために望ましいとみられる6%から7%の経済成長率を維持するための構造改革を導入した。

近年、アジア経済の全般的な回復およびベトナムの経済業績の改善により、経済改革が著しい勢いで発展した。近年の成長を支えた主要な3つの力は、貿易の自由化、国営企業の改革および真の民間部門の促進であった。管理会社は、これらの重要な政策の変更はベトナム経済の成長を維持し、大きな投資機会を創出するであろうと信じている。

1990年代後半からのベトナムの経済実績の改善は、GDP成長率の上方シフトによって明らかであった。1998年から2000年の期間におけるベトナムのGDPの年間平均成長率は5.8%で、2004年から2006年には8%であった。2007年のGDP成長率は8.5%に加速し、ベトナムは、その時から、中国およびインドとともに世界で経済が最も急速に成長する国の1つとなった。2008年のGDP成長率は6.23%に減速し、2009年のGDP成長率は世界経済の失速の影響を受けてさらに5.3%に低迷した。しかし、相対的にベトナムの経済成長率は依然として目覚ましいものがある。部門別では、工業および建設業が、ベトナム経済で支配的部門であった農業を追い越し、一方、農業生産物の商品化は引き続き大きな部門であり、ベトナムの総労働人口の50%以上を雇用している。

近年、ベトナムの経済発展の牽引力となっているのは、輸出の拡大および活発な国内投資である。2006年および2007年の輸出の年間成長率は22%と目覚ましいものであった。一方、機械輸入および生産投入もまた著しく成長して輸出産業の拡大を支えた。2008年、ベトナムの貿易成長率は依然として上昇傾向にあり、輸出成長率も前年度と比べて29.5%増となったが、輸出は外需の弱含みおよび石油価格の下落により、2009年に対前年度で9%縮小し、2010年には対前年度で26.5%の拡大に戻っている。この期間における力強い輸出実績はアメリカ合衆国との2国間貿易協定に基づき、米国市場へのアクセスが改善されたことによるものである。この協定は2001年12月に発効し、ベトナムからの輸入品にかかる輸入税を引き下げ、割当制といった非関税保護措置を徐々に撤廃するものであった。

上記記載のとおり、2009年は、ベトナム経済全般にとってその力が試される年となったことを証明し、2008年半ばの世界金融危機とベトナムの主要な輸出市場で現在顕著になっている消費者需要の低迷による継続的な反動を受けて本年度のGDP成長率は一層減速した。外需の急減速に対応して、ベトナム政府は、国内需要を下支えし、コーポレートセクターの金融逼迫を緩和するよう意図された一連の政策（とりわけ、個人所得税の一時停止および商業銀行からの企業借入れの大部分に対して4%の利子補給）を実施した。

2009年のGDP成長率は減速した一方で、四半期毎のGDP成長率は2009年第1四半期に過去最低を記録し、その後回復した。2009年第4四半期におけるベトナムのGDP成長率は前年同期比からすると年間成長率は7.7%を記録したが、2009年第1四半期におけるベトナムのGDP成長率は前年度と比べて3.2%であった。

2010年において、ベトナム経済は第1四半期、第2四半期、第3四半期および第4四半期にGDP成長率がそれぞれ5.84%、6.4%、7.18%および7.34%と上昇し、依然として上昇傾向にあった。全般的に、ベトナムのGDP成長率は2010年に6.78%上昇し、国会が設定した6.5%の目標値を上回った。しかし、かかる成長率はコスト高によるものであった。2010年後半から2011年初頭にかけてインフレは加速し、貿易赤字が拡大した。こうしたインフレ圧力がベトナムドンの通貨価値下落に対する懸念を高め、2011年2月（米ドルの上限レートが19,500ドンから20,920ドンに上昇した時）に大幅な通貨切り下げが実施され、実質的な切り下げは7.3%であった。これは、15ヵ月間において4度目の通貨切り下げであった。この切り下げは、現地通貨の信頼性を回復させるために、一連の政策後に実施され、経済

政策の重点は成長性から安定性に移行した。政策には金利の上昇および政府計画投資プロジェクトの延期が含まれた。これらの施策により経済成長率は2011年に5.89%と減速し、2012年には5.03%と比較的緩やかであったが、インフレ抑制に成功した。消費者物価指数は、2011年8月に対前年同期比で23%の成長率を計上して以来、著しく低迷している。2013年7月までにかかる指数は対前年同期比で+7.29%であった。インフレ緩和により銀行の貸出金利にプラスの影響を与え、現在当該貸出金利は着実に引き下げられ、ベトナムドン/米ドルの為替レートに対する信頼感はこの1年間に於いて比較的安定している。予定されていた管理価格の上昇、公務員の給与引き上げおよび年度末の季節変動要因により、インフレ率は今年の残りの期間中に上昇し、本年度末には約8.2%になるものと予想されている。ベトナムのGDP成長率は2013年に於いて約5.42%、2014年には約5.98%であった。GDP成長率の上昇傾向は、低インフレ率の定着によるものであった。2014年における消費者物価指数は平均して、対2013年度で4.09%増加した。ドンの対米ドル為替相場は、当期中比較的安定的であった。ベトナムは引き続き、2014年に於いて2.1十億米ドルの貿易黒字を享受した。

WTOへ加盟する過程の一環として、政府は経済、法制および組織改革に取り組む一連の政策を開始した。改革課題の主要な部分は国営企業の再編で、とりわけ、国の所有持分の売却が重要である。1990年から2005年の期間に、国営企業数は約12,000から約3,000に減少した。政府は残りの国営企業を今から2015年までに民営化、売却または清算することを目指している。指定主要部門（石油およびガス、航空、電気、郵便および電信、船舶など）の限られた数の企業のみが完全な国営企業として残る。

ベトナムにおいて資本市場という概念は比較的新しいが、政府は株式を上場する株式会社のためにホーチミンとハノイに2つの証券取引センターを設置した。ホーチミン・シティ証券取引センター（「HoSTC」）は2000年7月に開始され、その後2008年、首相決定第59/2007/QĐ9-TTg号（2007年5月11日付）により、ホーチミン・シティ証券取引所（「HoSE」）に格上げされた。2020年4月末現在383の企業（投資信託を除く。）が上場しており、時価総額合計は約114.8十億米ドルである。ハノイ証券取引センター（「HaSTC」）は2004年9月に開設され、2009年1月2日付の第01/2009/QĐ決定書によりハノイ証券取引所（「HNX」）に昇格した。2020年4月末現在371の企業が上場しており、時価総額は約8.9十億米ドルであった。

外国投資資金はますますベトナムに流入しているものの、市場における投資者は主に個人である。政府はさらに大きく重要な国営企業を民営化し、銀行の貸付を制限する計画だが、証券取引所は近い将来において有望な資金源となることが期待されている。

HoSTC指数（現在ホーチミン証券取引所指数、「VN指数」と改称されている。）は営業開始年度の水準100から、その12ヵ月後には最高の571ポイントに達した。その後2003年10月には130と低水準に戻り、2004年および2005年の大半には300ポイント付近の狭い範囲で取引された。2006年初頭以降、株式市場の盛り返しは著しかった。同指数は2007年3月18日に史上最高値の1,170ポイントをつけた。その後調整局面が続き、2007年は927.02ポイントを最終値として終了した。2008年中、市場は引き続き軟調で、2008年第3四半期に一時的な反騰があったのにも関わらず、HoSE指数の下降トレンドは続き、2009年3月に245ポイントと過去最低を記録した。その後ベトナム市場は、2009年に多くの新興市場で経験した力強い反発に加わり、それによりHoSE指数は2009年10月、624の高値に反転した。その後、ベトナム経済が過熱気味で、流動性の引き締めが行われるのではないかと懸念から、売り圧力によって反発が中断された。ベトナムドンが2009年11月末に5.4%切り下げられたときにこうした懸念が実現し、政策金利は7%から8%と1%引き上げられた。しかし、これらの措置では不十分で、その後3度の切り下げを行い、2011年2月に最終的に7.2%切り下げを行った。2009年10月の17,500ドンおよび2011年3月の20,800ドンに対して、2013年2月28日現在、米ドルの上限レートは21,036ドンであった。過去2年間にわたる為替レートの相対的安定性は、現地通貨の信頼性を回復させ、現地の政策金利の引き下げを促進させる上でプラス要因となった。経済過熱に対抗するための政府政策によるもう1つのプラス要因は、貿易収支における黒字転換であった。ベトナムは2012年に少額の剰余金を計上したが、これは20年間ぶりの貿易黒字となった。通貨切り下げ圧力、高いインフレ率および金利の上昇により、2011年はベトナム株式にとって、その力が試される年となったことを証明した。HoSE指数は2011年度末に27%下落したが、2012年度におけるマクロ経済指標の改善は株式市場の回復に寄与した。HoSE指数は2012年度末413.73で引け、18%上昇した。株価の持ち直しは2013年に向けて継続した。ベトナムの株式市場において、2013年第1四半期の上半期は、

以下によってもたらされたブレイクアウトフェーズと考えられている。(1)マクロ経済が徐々に安定したことでインフレは制御され、政府は不良債権回収会社（VAMC）を設立する計画を公布したこと、また(2)ベトナムがアジアにおいて最も魅力的な市場になるという国際的な評価により、主に時価総額が大きい株式に外資が集中してベトナムの株式市場に流れたことによるものである。3月および4月、指数は以下の点から調整局面に入った。(1)ほぼ2ヵ月の間、基準は継続的に上昇し、(2)マクロ情勢は期待していた通りプラスに改善されず、(3)外国人投資家からの力強い需要が欠如し、(4)銀行の取り付け騒ぎが噂された後に、政府高官が数名逮捕され、投資家心理にマイナス影響を及ぼした。しかし、市場は5月から上昇し始め、6月の第1週には527.97ポイントとピークに達したが、その後急速に減退した。2013年8月13日における取引市場の立会終了時、VN指数は497.73ポイントで取引を終了し、6月のピーク時と比較して5.73%減少したが、年初来で20%以上の増加となった。2013年第4四半期において、ベトナム株式市場の株式指数は堅調な伸びを示した。市場センチメントが好転したことにより、VN指数は年度末現在2.43%上昇し、504.63ポイントとなった。その一方で、HNX指数は四半期中に11.3%と安定的に上昇し、67.83ポイントとなった。投資家は経済見通しおよび企業業績についてより楽観的な見方をしている。消費者物価指数の低迷、為替相場の安定化およびGDP高成長率はマクロ経済のプラス材料であり、長期的に株式市場の成長維持を下支えする。さらに、外国人投資家は引き続き株式市場にさらに投資し、2013年度の純買い越し金額は総額365百万米ドルであった。2014年第1四半期、株式市場の上昇傾向の継続を示した。VN指数は3月25日に17.76%と大幅に上昇して、609.01ポイントとピークに達した後、4月に力強い反発に喘いだ。ベトナム中央銀行が預金金利および市場介入金利の引き下げの決定をした際、投資家はさらに自信を深め、取引高を増やした。

2014年5月、中国およびベトナムとの間の南シナ海での緊張感が高まったことで、VN指数は6月および7月に順調に回復する前に、最低水準である508ポイントまで急落した。8月、株式市場は沢山のプラスの経済的影響力があつたため、VN指数はここ5年で最高値である633ポイントを上回った。8月にCPIは、昨年度末と比較して僅か1.84%しか上昇しなかった。2014年最初の9ヵ月におけるGDP成長率は、5.54%の上昇と推測されるが、去年同期比の5.14%と比較して安定的な改善を示した。バンキング制度の流動性は豊富で、ドンに対米ドル為替相場は安定的であった。またベトナムは海外直接投資の総支出額は対前年比で4.5%増となり、2014年の最初の8ヵ月間に7.9十億ドルとなった。2014年の最初の8ヵ月間に1.7十億米ドルの貿易黒字を維持し、外貨準備金が過去最高の35十億米ドルに達した時、貿易黒字は経済情勢においてもう1つの明るい材料となりました。株式市場は2014年第4四半期において安定した弱気基調を経験した。VN指数は2014年12月にピーク値の644.56ポイントから最低値である513.06に20%程度大幅に下落した。石油価格の急落に関する懸念が石油株およびガス株を著しく下落させた。GASおよびPVDといった大型株は2014年の最後の3ヵ月において時価が約50%下落した。これは、株価実績に著しい影響を及ぼす石油およびガスグループの価格下落によるものであった。2014年第4四半期における外国人投資家の純買い越し金額は、1,900十億ドン以上であった。

2015年第1四半期において株式市場は回復した。VN指数は徐々に上昇し、600ポイントという力強い上値抵抗線に達したが、これは主にVCB、CTGおよびBIDといった銀行株の主たる下支えによるものである。また不動産会社は投資家をより投機的なキャッシュ・フローで惹きつけて、景気を回復させた。しかしながら、投資家はベトナム国家銀行通達第36号の導入により、株式市場への商業銀行からの借り入れキャッシュ・フローを制限するのではないかと心配し始めた。指数が上値抵抗線に達したときに、投資家は利益確定の動きを増やした。さらに、外国人投資家は近い将来、FEDによるベンチマーク金利の上昇予測により売り続けた。また投資家は、世界市場において米ドルが他の通貨に対して勢力を増した時に、ドンが米ドルに対して値下がりする可能性があることについて憂慮した。その結果、600ポイントの水準を試した後、VN指数は継続的に530ポイントの水準にまで下げた。2大セクターである銀行および生活必需品のウェイトが、23%および20%から、27%および23%へとそれぞれ増加した一方で、3番目に大きいセクターであるエネルギー業が2015年度末までにウェイトを16%から8%と50%引き下げると、マーケットドライバーは2015年に一変し、VN指数において3番目に大きいセクターはエネルギー業から不動産業に取って替わられた。バンキングセクターの1株当たり利益が2015年に20%引き下げられるものと予想されたが、同セクターの早期好転に対する投資家の楽観的な見方と比較的浮動株が少ないお陰で2番目にパフォーマンスの良いセクター（+31.3%）となった。2015年12月24日現在、株価収益率は11.76%であった。

2016年第1四半期において、金融市場は世界経済および物価価格の影響を著しく受けている。2016年初頭、米国FEDによる利上げにより、新興市場およびフロンティア市場からの力強いキャッシュ・アウトフローがもたらされた。石油価格は、過去5年で最低価格まで落ち込み、石油・ガス関連企業に著しい影響を与えた。その結果、VN指数は、520ポイントの水準近くまで下落した。しかし、3月に石油価格が持ち直し、外国人投資家の保有比率の緩和により金融市場を活性化させた。上場投信およびファンドからの外国資本流入との関連において、FEDが利上げを行った後は比較的静かであったが、外国資本流入は明らかに変化した。最近の大幅な資金流入をもたらした参加証書と思われるものは、ベトナムで事業を行っている外資系銀行により保管されている。外国人投資家からの大型株の旺盛な買付業務は、指数に強い影響を及ぼす。VN指数は大幅に上昇し、4月末までに心理的な節目である600ポイントに達した。VCB、VNMおよびBVHといった数多くの優良株の安定的な成長率のお陰で、VN指数が7月に680ポイントと最高値に達した時に株式市場は強気トレンドを維持した。多くの企業が第2四半期にプラスの事業業績を公表した時に、投資家は市場に対してより楽観的なように見えた。しかし、ピークに達した後、石油価格の引き下げにより石油・ガス株の景気見通しは格下げとなり株価の反落に見舞われた。さらに、数多くの投機的株式の大幅な下落は市場センチメントに影響を及ぼした。7月末までにHoSEでの取引量は151百万株から約112百万株に著しく下落した。しかし、英国のEU離脱および米国の大統領選挙後、世界経済見通しへの懸念にも関わらず、年度末に向けて株式市場は回復に向かい、徐々に上昇した。VN指数は2016年度末664.72ポイントを示し、前年同期比で14.8%上昇した。当期中における株式市場は、主に幾つかの外部要因（英国のEU離脱、米国の大統領選挙、石油・ガスおよび鋼鉄といった複数のコモディティ価格の上昇、米国連邦準備制度による基準金利の方針および世界経済の低迷）による影響を受けた。

2017年のベトナム市場の見通しは、マクロ経済状況に関するレポートの中でベトナムの高いGDP成長率を予想しているため、引続き楽観的である。2017年第1四半期中、ベトナムのGDP成長率は、同期間中に5.10%上昇するものと予想される。そのうち、サービス部門が6.52%という最も力強い成長率を示し、全体の成長率の2.65%を占めている。次いで産業・建設が4.17%、農業・林業が2.03%、3月の鋼工業生産指数は前年同期比で5.5%増加するものと予想されている。今年の第1四半期における鋼工業生産指数は、前年同期比で4.1%増加した。鋳業部門は対前月比で7.5%引続き減少し、2017年3月、同指数の上昇傾向を抑制した。2017年第1四半期の外国直接投資（FDI）は、対前年同期比で77.6%急上昇し、7.7十億米ドルに達した時に、当該状況下における明るい材料となった。製造部門への投資額が最大で6.5十億米ドルを集めた。2番目に大きい金額となったのは不動産業界で343.7百万米ドルであった。

ベトナムの株式市場は、700ポイントを上回り引続き上昇した。民営化過程はPetrolimex（PLX）、Vietjet Air（VJC）といった証券取引所に上場された多くの大企業について、引続き推し進められている。外資の回収と共に、最初の3ヵ月における国内投資家からの需要により、VN指数およびHNK指数は対前年度末比でそれぞれ8.65%および13.36%増加した。3月、市場の流動性は1セッション当り、平均して4,410十億ドン（対前月比+21.72%）に達した。両取引所で外国人投資家が買い越した額は、HSXで2,069十億ドン、HNXで65十億ドンを上回った。

VN指数およびHNX指数の株価収益率はそれぞれ17.37および11.40であった。HNX指数の株価収益率は第2位で、VN指数の株価収益率は同地域におけるその他の市場と比較して、3位上昇して、12位につけた。

2017年第2四半期において、ベトナムのGDP成長率は上向いた。当四半期中、同国のGDP成長率は対前年同期比で6.71%であった。そのうち、農業、林業および海産物は2.65%上昇し、成長率全体の0.43パーセンテージ・ポイントを占め、産業および建設部門は5.81%上昇し、2.0パーセンテージ・ポイントを占め、サービス部門は6.85%（過去5年で最大の成長率）上昇し、2.59パーセンテージ・ポイントを占めた。2017年上半年期において、GDP成長率は対前年同期比で5.73%上昇すると予想されている。6月、消費者物価指数（CPI）は対前月比で0.17%下落し、前年同期比では2.54%上昇した。2017年最初の6ヵ月における平均消費者物価指数は、前年同期比で4.15%上昇した。2017年6月、コアインフレ率は前月比では0.1%、前年同期比では1.29%上昇した。海外直接投資は引き続き高い比率で上昇した。2017年6月20日までの登録外国投資の総額は、11.84十億米ドルに達し、前月比で14.51%、前年同期比では4.92%上昇した。特に、6月の登録資本金は1.5十億米ドルで、前月比から36.79%上昇し、前年同期比で3.33%上昇した。第2四半期における為替相場は第1四半期から依然として安定的であった。2017年6月、米ドル/ドンの銀行間為替相場は、1米ドル=22,660ドン~22,705ドンの間を推移した。マクロ経済の安定性は株式市場の上昇における

主な推進力となっている。VN指数は2016年12月末の664.72ポイントから16.8%と著しく上昇し、2017年第2四半期末に776.47ポイントとなった。2017年第2四半期における株式市場は、2017年第1四半期と比較して高い流動性があり、引き続きプラス圏を維持している。株式市場の成長率は、PLX、VNM、GASおよび銀行株式（BID、CTGおよびMBB）といった大型株に下支えされた。投資家は長期的に銀行の収益率を改善させるために役立つ銀行制度の再編のための政府の力強い措置に対して高い期待を沢山寄せていた。とりわけ、2017年6月、ベトナムの国民議会により可決された不良債権処理の決議は、銀行制度における不良債権処理のプロセスを加速する上で手助けとなるであろう。さらに、不動産株式は2017年における実績が上向いたことに加え、住宅需要を促進させる現行の低い金利により投資家から多くの関心を惹きつけた。外国人投資家は依然としてベトナムの株式市場に肯定的であるように思われる。2017年上半期中の純買い越し金額は約381百万米ドルであった。

2017年の9ヵ月間における平均CPIは、2016年の同時期と比較して3.79%上昇した。当該上昇の原因は、医療費および授業料の値上げおよび最低賃金の上昇による間接的な因果関係が、家族関連サービスの費用が上昇させた。CPIは、2017年8月の106.20ポイントから9月には106.83ポイントに上昇した。2016年から2017年までCPI平均は103.85ポイントであり、2017年9月に過去最高値を記録し、2016年1月には過去最低値の100.17ポイントを記録した。2017年9月におけるGDP成長率は、前年同期比で6.41%の予想成長率を達成し、第1四半期において5.15%、第2四半期に6.28%、第3四半期に7.46%上昇するものと予想されている。2017年の9ヵ月間における成長率は、対前年同期比で5.99%上昇した。ベトナムの輸出取引高は約154十億米ドルと見込まれ、対前年同期比で19.8%上昇した。154.5十億米ドルの輸入額は、前年比で23.1%上昇した。9月の輸出額は約19十億米ドルで、対前月比で3.9%減少したが、対前年同期比で急激に上昇し続けた。外国投資（原油を含む。）は13.79十億米ドルに達し、3.3%減少した。未だに米国は最大の輸出市場で取引高は31.2十億米ドルで、前年同期比で10.5%上昇した。EU市場は28.4十億米ドルに達し、15.8%上昇した。中国は依然ベトナムにとって最大の輸入国であり、取引額は41.6十億米ドルで、前年同期比で15.6%上昇した。VN指数は808で、2008年2月以降最高水準に達している。8月下旬からの力強い回復基調により、VN指数は2017年9月18日に9年半ぶりに最大の808に達して、790-795のテクニカルレジスタンスを違反した。外国人は8ヵ月連続の正味インフローの後、若干売り越した。外国人投資家は9月に23.5百万米ドル正味売却し、ホーチミン証券取引所およびハノイ証券取引所に両方において、2017年の9ヵ月間に646.1百万米ドルの正味インフロー合計を計上し、前年同期比では175.6百万米ドルの正味アウトフローとなった。

2017年GDP成長率は、2016年度と比較して6.81%上昇するものと予想され、第1四半期に5.15%、第2四半期に6.28%、第3四半期に7.46%、第4四半期に7.65%に上昇した。当事業年度における成長率は6.7%のターゲット値を上回り、2011年から2016年までの上昇率よりも高く、政府が公表したソリューションの適時性と効率性を確認した。2017年12月のCPIは、対前月比で0.21%上昇し、そのうち高い上昇率となったのが、医療・ヘルスケア部門で2.55%（ヘルスサービスは3.30%上昇した。）であった。この1ヵ月で15省および町がヘルスサービスの価格を調整した（CPIは0.13%上昇した。）。2017年の平均CPIは対前年比で3.53%上昇し、国会で設定された目標値を下回った。2017年12月、CPIは対前年同期比で2.6%上昇し、毎月平均で0.21%上昇した。12月における輸出取引額は19.30十億米ドルで、対前月比で3.5%減少した（本年度5ヵ月連続で商品の輸出額が19十億米ドルを超える取引額に達した。）。2017年12月、輸入の取引額は19.80十億米ドルと予想され、対前月比で2.1%上昇し、うち国内の経済部門は3.5%上昇し、8.05十億米ドル増加した。外資系企業部門は1.2%上昇し、11.75十億米ドルに達した。一般的に、2017年度の輸入取引額は、211.1十億米ドルになるものと見積られ、対前年同期比で20.8%上昇し、そのうち国内経済部門は17%上昇し、84.7十億米ドル上昇した。外国投資による資本は23.4%上昇し、126.4十億米ドルに達した。VN指数は、2016年度と比較して48%超上昇した。これは非常に見事な増加であり、ベトナムは最強な成長指数のグループにある。外国人投資家は最終取引の週に1,800十億ドンを買い越し、VN指数は短期間に970ポイントの最高値を超えるのに下支えした。銀行業務、証券業務、航空業および石油・ガスは主に好ましい動向がみられる。しかし、時価総額はGDP成長率の70.45%もしくは3.53兆ドン（155十億米ドル）に達し、これは政府が2020年までにGDP成長率70%の上限を設定した目標値を上回っている。12月指数は3.7%上昇し、4ヵ月連続で指数が上昇し、2017年に10ヵ月増加を記録した。指数は第4四半期において22.5%上昇し、2012年第1四半期以降最も力強い成長率となった。大

型株は本年度市場をリードし、最大の時価総額を有する特にVNMは指標値の11.5%（2017年に72%上昇した。）を占めた。

2018年第1四半期におけるGDP成長率は、対前年同期比で7.38%上昇するものと予想され、これは過去10年間で第1四半期における最大の成長率となり、政府が公表したソリューションの適宜性および効率性を確認し、あらゆるレベル、部門および地域間に対する政府の劇的な指示と併せて2018年の数日間および最初の数ヶ月間から、これらのソリューション権利を実施するために努力をした。経済全体で7.38%上昇し、農業、林業および水産業の部門は4.05%上昇し、0.46パーセンテージ・ポイント拠出し、産業・建設部門は9.07%上昇し、3.39パーセンテージ・ポイント拠出し、サービス部門は6.70%拡大し、2.75パーセンテージ・ポイントを拠出した。2018年第1四半期における平均CPIは、前年同期比で2.82%増加した。2018年3月にCPIは2017年12月にわたり0.97%増加し、前年同期比で2.66%増加した。2018年の最初の3ヶ月において、CPIの増加の幾つかの原因はベトナム統計局によると政府の運営によるものである。2018年3月、コアインフレ率は対前月比で0.09%減少し、前年同期比で1.38%上昇した。2018年第1四半期における平均コアインフレ率は、対前年同期比で1.34%上昇した。期首から2018年3月20日まで、FDIは新規の認可プロジェクト618件を惹きつけ、登記済資本総額は2,121.6百万米ドルである（対前年同期比：プロジェクト数では25.4%上昇し、登記済資本は27.3%減少した。）。3月、輸出取引額は19.80十億米ドルを見積っており、対前月比で38.2%上昇し、うち国内経済部門は43.3%増加し、5.36十億米ドル増加した。2018年3月、輸入取引額は対前月比で35.4%上昇し、19.0十億米ドルを見積っており、うち国内経済部門は35.7%上昇し、7.5十億米ドルで増加した。3月、貿易黒字は約800百万米ドルである。一般的に、2018年第1四半期において、貿易黒字は1.3十億米ドルで、うち国内経済部門は6.3十億米ドル、外国投資による資本（原油を含む。）は、7.6十億米ドルであった。ベトナム株式は2018年第1四半期においてVN指数が史上最高の1,174ポイントを記録し、非常に好ましい兆しを示して終わった。対2017年末比でVN指数は20%近く上昇し、同じ時期、世界においても力強い株式指数であった。流動性の急増のみならず、市場の流動性もまた著しく改善した。8,000十億ドンから10,000十億ドンの価額による売買立会は、かなり頻繁に生じており、投資家は徐々にこの流動性に慣れてきている。さらに、第1四半期に、ベトナム株式市場もまた立合場で大手企業（HDバンク、ビン・ソン・オイル・リファイニング、PVオイル、PVパワー）の波を浴び、それにより市場は品質のよい商品を提供することができ、投資家からの注意を惹きつけることができる。マクロ経済指数が2018年第1四半期に改善したとしても、市場に新規のキャッシュ・フローは追加されず、ここ2週間でさえ、地方ファンからの還収超があった。この悪い材料を持っても、現在の市況は下落せず、週末現在、まだ反発しているために、次回の立合場で投資家の期待感を示している。

2018年の最初の6ヶ月におけるGDP成長率は、対前年同期比（GDP成長率は第1四半期において、7.45%増加し、第2四半期において6.79%増加した。）で7.08%増の予想を達成し、2011年以降6ヶ月における最高成長率となった。2018年の最初の6ヶ月における平均CPIは、対前年同期比で3.29%上昇した。2018年6月におけるCPIは2017年12月から2.22%上昇し、昨年の同期比に対して4.67%上昇した。CPIは6月に、前月比0.61%上昇したと統計総局（GSO）が公表した。2018年6月にコアインフレ率は前月比で0.1%上昇し、対前年同期比で1.37%上昇した。2018年の最初の6ヶ月における平均コアインフレ率は2017年の対同期比で1.35%上昇した。年初から2018年6月20日まで、FDIは11,799.8百万米ドルの登録資本金合計額で1,366の新規ライセンス・プロジェクトを惹きつける、プロジェクト数で15.5%増加し、2017年の対同期比で登録資本金は0.3%減少した。その上、前年度から登録されたライセンスが付与されたプロジェクトが507回あり、4,434.2百万米ドルの追加資本により投資資本を調整し、前年同期比で13.8%減少した。それゆえ、6ヶ月における新規の登録資本および追加の資本の合計は、16,234百万米ドルに達し、対前年同期比で4.4%下落した。2018年の上半期における実現FDI（外国直接投資）資本金額は8.37十億米ドルになるものと見積もられ、2017年の対同期比から8.4%増加している。2018年の上半期における商品の輸出売上高は113.93十億米ドルに達するものとし、対前年同期比で16%上昇し、その内国内経済部門は33.07十億米ドル（19.9%上昇）を達成し、FDIセクター（原油を含む。）は80.86十億米ドル（輸出売上高総額の71%を占める。）を獲得し14.5%上昇した。2018年上半期における商品の輸入売上高は対前年同期比で10%上昇し、約111.22十億米ドルに達し、そのうち国内経済部門は12.9%上昇し、46.01十億米ドルとなり、FDI部門は8.1%上昇し、65.21十億米ドルを達成した。6月の最終売買立会を終えて、VN指数は960.78ポイントで終えて、対前月比で1.08%減少し、3ヶ月連続の下落となった。第2

四半期において、VN指数は18%以上下落し、同期間において世界でもっともパフォーマンスの低い株式指数となった。最近の地合いの悪さは、1つには多くの機関および外国人投資家が株式を手放したことで、株式市場に圧力をかけることとなった。特に、6月ベトナムの株式市場は、連邦政府の金利引き上げおよび米国、欧州および中国の同盟国との間の貿易戦争のリスクから、引き続きマイナスの材料を世界経済から受け取った。

2018年第3四半期におけるGDP成長率は、対前年同期比で6.88%増加するものと見込まれ、第1四半期における7.45%増よりも低いが、第2四半期の6.73%増よりも高いため、経済が引き続き経済成長の勢いを維持していることを示している。経済全体の増加率は、農業、林業および水産業のセクターは3.46%増加し、産業および建設セクターは8.61%増加し、サービス・セクターは6.87%拡大した。

2018年第3四半期における成長率は、2017年第3四半期における成長率も低いが、2011年-2016年の第3四半期の成長率を上回る。通常、2018年第3四半期において、CPIは対前四半期で0.72%上昇し、2017年第3四半期から4.14%上昇した。2018年の9ヵ月における平均CPIは対前年同期比で3.57%上昇した。2018年9月のコアインフレ率は対前月比で0.14%上昇し、対前年同期比で1.61%上昇した。年初から2018年9月20日まで、FDIは14,124.5百万米ドルの登録資本金合計額で2,182の新規ライセンス・プロジェクトを惹きつけ、プロジェクト数で18.3%増加し、対前年同期比で登録資本金は3%減少した。2018年の9ヵ月間における商品の輸出売上高は約178.91十億米ドルに達するものと予想され、対前年同期比で15.4%増加し（第3四半期において64.73十億米ドルを達成し、13.9%増加した。）、そのうちの国内経済部門は51.07十億米ドルを得て、17.5%上昇し、FDI部門（原油を含む。）は127.84十億米ドル（輸出売上高総額の71.5%を占めている。）を占め、14.6%増加した。9ヵ月における商品の輸入売上高は約173.52十億米ドルに達し、対前年同期比で11.8%上昇した（第3四半期において16%上昇し、62.70十億米ドルを獲得した。）。VNIは2ヵ月連続で改善した。1,000で心理的抵抗から撤退した後、VNIは徐々に上昇トレンドを再開し、9月に3ヵ月最高値である1,017を記録し、MTDIは2.8%上昇した。中小型株式は、VN-小型株およびVN-中型株の増加に大きく寄与し、それぞれMTDIは6%上昇し、MTDIは4.5%を上昇し、公益事業部門が率いる12セクターのうちの11が利益を記録し、世界的に原油価格が急上昇する中、主にGAS（+12.3%MTD）によってもたらされた。

2018年のGDP成長率は7.08%増加し、2008年以降最大の増加幅であった。経済、農業、林業および漁業部門の全般的な成長率は3.76%増加し、全般的な成長率に対して8.7%寄与し、産業および建設部門は8.85%増加し、48.6%寄与し、サービス部門は7.03%増加し、42.7%となった。時価による2018年の経済の規模は、5,535.3兆ドンに達し、1人当たりのGDPは約58.5百万ドン（2,587米ドル相当額）を見積もっており、2017年と比較し198米ドル増加した。2018年第4四半期において、CPIは対前四半期で0.6%上昇し、2017年第4四半期と比較して3.44%上昇し、そのうち教育部門は対前年同期比で6.51%上昇した。輸送部門は5.06%上昇し、食品およびケータリング・サービスは4.99%増加した。2018年における平均CPIは2017年の平均水準と比較して3.45%上昇し、国会議長により設定された約4%のターゲット値より低かった。2018年12月の基本インフレは、対前月比で0.09%上昇し、前年同期比で1.7%上昇した。年初から2018年12月20日までの外国直接投資は、17,976.2百万米ドルの登録資本金合計額で3,046の新規ライセンス・プロジェクトを惹きつけ、プロジェクト数で17.6%増加し、対前年同期比で登録資本金は15.5%減少した。2018年度、輸出売上高は約244.72十億米ドルで、対前年比で13.8%増加し、その内、国内経済部門は15.9%増加し69.20十億米ドルで、輸出売上総額の28.3%を示め、外国投資部門（原油を含む。）は12.9%増加し、175.52十億米ドルに達し、71.7%（2017年度と比較して0.6b.p下落）を占めた。2018年度、輸入売上高は前年度に対して11.5%増加し約237.51十億米ドルで、そのうち国内経済部門は11.3%増加し、94.80十億米ドルであり、外国投資部門は11.6%増加し142.71十億米ドルに達した。ホーチミン証券取引所のVN指数ベンチマークは昨年度末、892.54ポイントで引けた。2017年度末と比較して、合計9.31%下落した。ベンチマーク指数は2016年1月22日に522.24ポイントと急上昇して開始し、またVN指数が2018年4月9日に1,204.33ポイントと史上最高値を2年以上かけて達成した。4月9日に過去最高値である1,204.33ポイントを達成して以降、VN指数は約26パーセント近く下落した。国内市場開発において重きが置かれたのは、投資者の信頼が不十分で、国際イベントに依存しており、マイナス材料が聞かれた場合には容易に壊れる。投資家およびトレーダーはまた、2018年度、世界経済第2位の中国によって率いられている世界経済の低迷について懸念している。

ベトナムの2019年第1四半期のGDP成長率は、対前年比で6.79%を記録した。これは前年度の水準（2018年第1四半期：7.45%）を下回っているが、年間目標値である6.8%からさほど逸脱していない。また、政府は2019年の初めから提示した政策の方向性や措置を変更する必要はなく、すべて計画通りに進んでいることを示唆している。内訳を見ると、低迷が見られる分野は実際に規模および範囲が縮小しており、急な成長の鈍化は主に2つの分野であるサムスン製品（携帯電話およびディスプレイパネルの両方）ならびに2月24日から3月21日までの間に閉鎖されたギソン精製所で見られた。より詳細に分析すると、これらは成長の減速を背景に主要な要因の中では際立っており、その他の経済が依然として堅調であり（例えば、製造部門は前年同期比で12.35%と2桁成長を続け、終息する様子もない。また、小売売上高も僅かに上昇した。）、この軌道に沿って継続することがわかる。3月、VN指数は引続き力強い回復基調を維持し、月の半ばに1000ポイントを超えた。これは市場心理が引続き好調であり、FEDが2019年に暫くの間金利を安定化させ、米中貿易交渉による建設的な結果への期待を公表したことで、これらを裏付けたからである。2018年と第1四半期の両方の業績および株主総会が開催されている時の前向きな期待は、マーケットを下支えするための大きな動機となる。しかし、米国3ヵ月債利回りおよび米国10年債利回りととのイールド・ギャップがこの10年間で初めてマイナスに転じたことで景気後退リスクを懸念する国内および地域市場のセンチメントにより、VN指数は3月下旬に急落した。2019年3月29日現在、VN指数は公式に前月末比で15.3ポイント（対前月比で+1.58%）、（年初来+9.88%）上昇し、HNX指数は1.58ポイント（対前月比で+1.49%）、（年初来+3.08%）上昇した。

第2四半期のGDP成長率は、対前年比で6.71%を記録した。これは6.7-6.8%の予想値とほぼ一致しており、前回の2018年第2四半期の6.73%を僅かに下回っている。同時に、2019年第1四半期のGDP成長率は6.79%から6.82%に上方修正されたため、2019年上半期のGDP成長率は対前年比で6.76%であり、年間目標値である6.8%から若干下回っている。

セクター別の内訳は以下のとおりである。

-製造業は2019年上半期に対前年比で11.18%と今も2桁成長で急速に拡大しており、今回は鉱業部門でさえ、長い続落記録の後に（対前年比で1.78%）成長を示した。製造業を詳しく見てみると、第2四半期には鉄鋼、携帯電話およびビールが上向いた。以前、高成長率を遂げていた石油製品は（ギソン精製所のお陰で）第1四半期の70.1%から第2四半期の48.7%に下落し、精製所による1回限りの影響により後退傾向という確固たる兆しを示した。

-建設業は著しく改善し、第2四半期において対前年比で8.65%となり、第1四半期の6.68%の水準から一歩先んじることとなった。特に、ホーチミン市は建設業で-1.5%の成長で、国全体で遅れを取っている。

-不動産業（上半期は対前年比で4.43%）および接客業（対前年比で6.48%）において成長の鈍化が見られた。これは、海外からの観光客が落ち込んだ結果である可能性がある。

ベトナムは貿易戦争からの主要な受益者の1つとして浮上していることは驚くことではない。なぜなら、製造拠点が中国からベトナムへと着実かつ継続的に行われており、これが当年度中に米国への輸出急増に拍車をかけ、2019年の最初の5ヵ月間において対前年比で28.9%増加し、ベトナムは当年度米国への輸出国の上位10位のうちの1つになる見込みである。しかし、米国大統領がベトナムの輸出急増に関して米国側から懸念を表明した後、中国製品として製品がマークされている場合、高関税が課される状況を回避するために中国製品がベトナムを経由して積み替えられ、米国へ輸出されることが懸念されていた。ベトナムの信用により、米国当局にこういった状況が提起されたが、これはアジア政府が米国に対して、貿易互惠の懸念を先制的に提起するという稀有なケースである。

実際、ベトナムは積極的にイニシアチブをとり、年初来から「ベトナム製」と偽装されラベルが貼られた中国製品を厳重に取り締まり、本書日時点で多くの事例が調査中である。また、ベトナムは中国からの積み替え品から悪影響を被った後、数多くの中国製品（例えば、鉄鋼、アルミニウムおよびその他の製品）にダンピング防止税を課すと共に、類似の品目について米国の反ダンピング課税によって圧迫された。6月、指数はわずかに修正されたが、これは2019年にFEDの金利引き下げ政策、6月28日から29日まで日本でG20会議が開催される前の米イランの緊張の兆しおよび米中貿易状況に関する情報を投資家心理が待ち望んでいたからである。2019年6月28日現在、VN指数は前月末と比較して9.94ポイント（対前月比で-1.04%）、（年初来+6.43%）およびHNX指数は0.84ポイント（対前月比で-0.8%MoM）、（年初来-0.69%）公式に下落した。

ベトナム第3四半期のGDP成長率はすべての予想を上回り（予想範囲は対前年比で6.85～6.9%）、対前年比で7.3%に達した。第1四半期および第2四半期のGDP成長率はすべて2または3 bpsと若干上方修正されたため、2019年の最初の9ヵ月間までの実質年間GDP成長率は対前年比で6.98%（予想：対前年比で6.8%）であった。全体として、世界的な景気後退の環境下にも拘らず予想される経済成長率のトップバンドでベトナムの活躍を見ることができるのは嬉しい驚きであった。したがって、セクター別の第3四半期のデータによると、産業および建設業（主に製造業）は引続き2桁の因数である10.05%で成長をリードし、続いてサービス業（7.11%）、そして当期のこの時期における一家の厄介者は農業で1.53%であった。農業物価は下落の最中におり、農業用地は着実に下落しており、こういった状況において豚の価格に大きな影響を与えるアフリカの豚熱によってさらに悪化した。9月、前月のわずかな減少を記録した後の指数の回復は、主に国内外のプラスのマクロ要因によるものであった。米中貿易戦争が双方側から課税と免税期間を延期する決定により鎮静化したことで、投資家の心理は支持された。さらに、FedまたはECBといった世界の主要中央銀行の金利を引き下げ傾向が見られる前に、ベトナム国家銀行の金利引き下げに関する決定第1870号もまた金利引き下げについて前向きな期待をもたらした。第3四半期のプラスのGDP成長率もVN指数の統合に寄与した。2019年9月30日現在、VN指数は先月末と比較して12.5ポイント（対前月比+ 1.27%）が公式に上昇し、HNX指数は2.73ポイント（対前月比で+ 2.67%）上昇した。第3四半期のVN指数は46.62ポイント（対前期比+ 4.91%）上昇し、HNX指数は1.54ポイント（対前期比+ 1.49%）上昇した。2019年の年初来、VN指数は104.02ポイント（年初来+ 11.65%）上昇し、HNX指数は0.82ポイント（年初来+ 0.79%）上昇した。

ベトナム経済は、世界経済の中で最も明るい場所の1つであり、2019年に世界の同業他社の大半を凌いだ（GDP成長率は対前年比で+ 7.02%）。これは、世界経済が明確な不安感（更なる世界貿易摩擦に許容できる不安感の最中に、世界経済の一層の減速の可能性について憂慮する）。に特徴付けられたときに達成される。しかしながら、ベトナム経済は海外からの外的ショック要因をかなり上手く吸収する明確な回復力を特徴としている。実際に、ベトナム経済は引続き順調に進んでいき、当期中の国内改革に関して、向こう5年間に国が準備するためにある程度の進歩を遂げた。当期において、期待に沿った一般的な業績にはインフレを抑制する比較的高い成長率と共に米中間の貿易摩擦（歴史的に高い貿易黒字、米国への高い輸出の伸び、製造部門への印象的なFDI流入）からの主要な受益者であるベトナムが含まれる。しかしながら、世界的な金融政策に対応して行動する中央銀行による金融緩和におけるハト派的スタンスを期待していなかった。また、国家の腐敗防止キャンペーンは予想よりも大きかった。SOEのIPO /売却によるこの影響に加え不動産市場、さらにはインフラ投資（公共投資と公共民間パートナーシップの両方）におけるライセンス承認の障害を確認することができた。実際のGDP成長率に関して、2019年の成長パターンは過去数年とは少し異なる。成長データをもう少し詳しく見てみると、歴史的な成長は当年度の最後の2四半期に実際に蓄積する傾向があることがわかる。ただし、2019年の場合、このパターンには異常値が見られ、第3四半期は模範的な業績を有する四半期としてより優れていた。歴史的なトレンドが崩れた理由は、第4四半期の異常に高いCPIが原因である可能性があり、それにより第4四半期のGDP成長データを容易に軟化させた可能性があり、またギソン精製所がメンテナンスのために四半期中の大半を閉めていた事案に加え、2019年はベトナムの株式市場における値動きの荒い年となった。当年度の最初の月において、VN指数は業績の改善と市場への強力な外貨キャッシュ・フローのお陰で2018年の低水準から回復した。残りの期間については、指数は低迷しながら主に横ばい状態で、1,000ポイントへと短期的な回復となった。EVFTA貿易協定の署名、SBVの金利引き下げ、改正証券法の可決、新商品の導入などのプラスの国内マクロの兆しは、市場心理を支持していないように思われる。当年度の最後の数ヵ月間のVN指数の展開は横ばい状態で、新興および新興MSCI指数は強い上昇傾向に逆行した。これにより外国の投資家がインド、インドネシア、台湾のような市場にキャッシュ・フローを配分する状況にもつながった。2019年度末に、VN指数は期首と比較して7.7%上昇した。多くの優良株は、市場価格の面で横ばいの状況を経験したが、投資家の予想よりも事業利益の成長率が高い一部の株のみが、VCB、FPTおよびMWGといった市場に打ち勝つことができる。マーケット規模：3つすべての取引所の時価総額は、4,427.25兆ドン（190十億米ドル相当額）に達し、2018年と比較して+ 10.64%上昇した。UPCOMの規模は、HNXと比較して圧倒的であり、952.57兆ドン超に達し、対前年比で+ 2.1%上昇した。株式化の傾向が鈍化したことでUPCOMの資本化成長率は低下した。

ベトナムの証券取引

ベトナムにおける証券取引制度

2007年1月に制定されたベトナム証券取引法に基づき証券取引が行われるが、いまだ問題点を内包しており現在も法規制の整備・改善を図っている。

外国人への投資規制について

外国人投資者の株式保有枠の制限は、2015年7月の法改正で撤廃されたが、細則が決まっておらず、業種によっては実質的に制限が残っている。(例えば銀行株式は上限30%)、制約のない業種においては、各社の自主的な決定で100%まで外国人投資を受け入れることが可能になった。

ベトナム株式市場

ベトナムの証券取引所

ベトナムにおける主要市場は「HoSE (Ho Chi Minh Stock Exchange : ホーチミン証券取引所)」と、「HNX (Hanoi Stock Exchange : ハノイ証券取引所)」がある。

決済通貨

上記の主要市場のHoSE、HNX共にベトナムドン建てのみの取引である。ベトナム株式市場の概況

取引銘柄数

2020年4月末現在、

ホーチミン証券取引所では386社（うち上場投資信託3銘柄）

ハノイ証券取引所では371社（うち上場投資信託0銘柄）

取引所立会日・立会時間

<取引所立会日>

立会日は、原則月曜日から金曜日となっており、2020年の祝日は以下のとおりである。

元旦	1月1日	テト	1月23日～1月29日 (1月28、29日は振替休日)
フン王命日	4月2日	南部開放記念日	4月30日
メーデー	5月1日	独立記念日	9月2日

* 祝日が土日に当たる場合は、営業日が振替休日となることがある。また現地休日以外でも休場になることがある。

<取引時間>

ベトナムにおける取引時間はホーチミン証券取引所において9:00～11:30、13:00～15:00、ハノイ証券取引所においては、8:30～11:00、13:00～15:00（両市場とも14:45からの15分間は相対取引のみ。）

会計基準

ベトナムにおいてはベトナム会計基準に基づき会計処理を行う。従って、日本の会計基準とは異なる。国際財務報告基準や日本基準と比べて会計処理上重要な差異は特にないが、財務諸表表示上、繰延税金資産や受取利息および支払利息の取扱いが異なる。繰延税金資産は流動資産には計上されず、固定資産項目として取り扱われる。また、受取利息および支払利息は営業利益の項目に含む。国際財務報告基準とベトナム基準とを比較した中で、現在公表されていない会計基準には、年金会計・減損会計などが含まれる。

企業情報開示について

ベトナムにおける企業情報開示（ディスクロージャー）に関しては、決算期末の年度報告のほか、四半期毎の決算報告が義務付けられている。以上の定期報告についての規定以外ではインサイダー取引に関する規制はあるが、まだ全体として完全に整備されておらず、企業によりディスクローズされる情報にも格差がある。

適時情報開示義務について

発行体はベトナム証券取引法第101条および第104条に基づいて適時情報を開示しなければならない義務がある。

< 情報開示義務違反を行った企業への制裁措置 >

虚偽の報告や開示義務を履行しないなどの違反企業に対しては、取引停止および罰金となる

決算発表について

上場企業は四半期財務報告が完成した日から 5 日以内に、四半期財務報告の情報を公開しなければならない。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.00% + 消費税
1,000口以上10,000口未満	2.50% + 消費税
10,000口以上50,000口未満	2.00% + 消費税
50,000口以上100,000口未満	1.50% + 消費税
100,000口以上	1.00% + 消費税

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合がある。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、トラストのシリーズ・トラストの資産から、年間報酬（事務管理業務の提供に関する報酬を含む。）を下記の料率で受領する権利を有する。

純資産価格	年率
50,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.12%
50,000,000米ドル超100,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.10%
100,000,000米ドルを超える部分	純資産価格の0.08%

受託会社の年間最低報酬額は、1ヵ月当り5,000米ドル（2012年7月1日以降の適用）となる。

上記の報酬を計算する目的上、純資産価格は当該報酬額が計算される評価日の直前の評価日現在で測定される。

上記の受託報酬は、各評価日に発生し、四半期毎に後払いされ、年に1度、報酬額は見直される。四半期に満たない期間に関しては、日割計算される。また受託会社は、シリーズ・トラストに関して信託証書に基づくその義務を履行する上で適切に発生した実費を、シリーズ・トラストの信託財産から払戻してもらう権利を有する。

また受託会社は、シリーズ・トラストの財務書類の作成報酬として年間7,000米ドルを受取る権利を有している。

受託報酬は、ファンド資産の受託業務の提供にかかる対価として、受託会社に対して支払われる。

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、受託報酬はそれぞれ60,000米ドル（6,431千円）および60,000米ドル（6,431千円）であった。

管理報酬

管理会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、純資産価格の年率1.275%に相当する管理報酬を受領する権利を有する。管理報酬は、評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

さらに、管理会社は、各評価日に発生し、各暦四半期末に後払いされる成功報酬（以下「成功報酬」という。）を受領する権利を有する。

いずれかの暦四半期（以下「当該四半期」という。）の成功報酬は、当該四半期末における受益証券1口当りの純資産価格が当該四半期の前のいずれかの四半期末における受益証券1口当りの純資産価格の最高値を超過した額の20%または当初発行価格100米ドル（もしこれが高い場合）に、当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当する。シリーズ・トラストのパフォーマンスは、受益証券1口当たり100米ドルの当初発行価額に対して当初評価され、最初の暦四半期（2008年12月第4四半期）について按分される。

算式で示すと、当該四半期に関する成功報酬は、以下のとおり算定される。

成功報酬 = (当該四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 20% × 当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数

この等式において、

「当該四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格」とは、当該四半期の最終評価日現在の受益証券1口当りの純資産価格をいう。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、各前四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格の最高値または100米ドルのいずれか高い方の額をいう。

「当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数」とは、当該四半期中の各評価日において発行済みの受益証券口数の日々の平均をいう。

ある評価日に受益証券の買付価格および買戻価格を算定する目的において、成功報酬はかかる評価日に発生するが、成功報酬を決定するための当該四半期末日現在における受益証券1口当りの純資産価格の算定においては、かかる発生額は除外される。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻業務の提供にかかる対価として、管理会社に対して支払われる。

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、管理報酬および成功報酬はそれぞれゼロ米ドル（ゼロ千円）および144,545.03米ドル（15,494千円）ならびにゼロ米ドル（ゼロ円）およびゼロ米ドル（ゼロ円）であった。

販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、年率0.60%の販売報酬^{*}を受領する権利を有する。販売報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻業務の提供にかかる対価として、販売会社に対して支払われる。

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、販売報酬はそれぞれ22,375米ドル(2,398千円)および8,257米ドル（885千円）であった。

(*) ファンドの規模の縮小を考慮して、2019年7月1日（当日を含む。）から当分の間、販売報酬は徴収されない。

代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの信託財産から、年率0.50%の代行協会員報酬^{**}を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し計算され、四半期毎に後払いされる。また代行協会員は、かかる業務提供に関して、合理的に発生した実費について払戻しを受ける権利を有する。

代行協会員報酬は、代行協会員業務の提供にかかる対価として、代行協会員に対して支払われる。

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、代行協会員報酬はそれぞれ18,646米ドル(1,999千円)および6,883米ドル(738千円)であった。

(**) ファンドの規模の縮小を考慮して、2019年7月1日（当日を含む。）から当分の間、代行協会員報酬は徴収されない。

保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの信託財産から以下のものを受領する権利を有する。

- ・ 保管報酬：保管・管理資産総額の年率0.05%（最低月額報酬：26,250,000ドン（120,944円））
- ・ 取引報酬：1件毎に1,050,000ドン（4,838円）
- ・ 登録サービス
 - 非上場株式から上場株式まで：6,300,000ドン（29,027円）
 - 転換社債：10,500,000ドン（48,378円）

保管報酬は各評価日に発生し、毎月後払いされる。また保管会社は、職務遂行の過程で発生した合理的な実費および保管会社取引手数料を受領する権利を有する。

保管報酬は、ファンド資産のベトナムでの保管業務の提供にかかる対価として、保管会社に対して支払われる。

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、保管報酬はそれぞれ15,551米ドル(1,667千円)および14,431米ドル（1,547千円）であった。

(4)【その他の手数料等】

設立費用

シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関連する費用および経費は、約240,705.62米ドル（約25,801千円）であった。かかる費用および経費は、シリーズ・トラストの最初の2会計年度にわたり償却された。ただし、管理会社がその他の方法の適用を決定する場合はこの限りでない。

専門家報酬

ファンドは、監査人報酬および弁護士報酬をファンドの資産から支払う。

専門家報酬は、監査および法律業務の提供にかかる対価として、監査人および弁護士に対して支払われる。

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、これらの報酬総額はそれぞれ11,042米ドル(1,184千円)および9,808米ドル（1,051千円）であった。

その他の報酬および費用

2018年および2019年12月31日に終了した事業年度において、その他の報酬および費用はそれぞれ26,523米ドル(2,843千円)および30,534米ドル（3,273千円）であった。

(5)【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書提出日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いである。ファンドの受益証券は、上場されていない。

（１）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いである。

（２）個人がファンドの分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりである。

個人に支払われるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。かかる分配金については、受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要を選択すること、または確定申告により配当所得として総合課税のほかに申告分離課税を選択することができる。申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合、または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金については、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（３）法人がファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）を受取る場合の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）である。法人の益金不算入の適用は認められない。

（４）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりである。

受益証券の譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額であり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率である。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合は、損失の翌年以降の3年間の繰越も可能である。

（５）分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により2013年1月1日から2037年12月31日までの間、源泉所得税が徴収される場合、上記に加え各記載の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課される。

将来における税務当局の判断、また、税制等の変更により、上記記載の取扱いは変更されることがある。

具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、トラスト、シリーズ・トラストまたは受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、いかなる租税条約の当事国ともなっていない。本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しない。

トラストは、ケイマン諸島信託法（2020年改訂）第81条に基づきトラスト設定日から50年間、所得もしくは資本資産、収益もしくは評価益に対して課される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課す爾後制定のいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産もしくはこれに基づいて生じる利益に適用されないか、またはかかる財産もしくは利益に関して受託会社もしくは受益者に適用されないとのケイマン諸島内閣の総督からの保証を申請しており、これを受領している。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニュース FPT キャピタル トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）であり、その運用状況は以下のとおりである。ファンドは、2008年10月30日に運用を開始した。

(2020年4月29日現在)				
資産の種類	国名	時価総額 (米ドル)	時価総額 (千円)	純資産価格 に対する 割合(%)
株式	ベトナム	1,196,427.34	128,245	59.34%
債券	ベトナム	812,874.47	87,132	40.32%
小計		2,009,301.81	215,377	99.66%
現金および現金 同等物（負債控 除後）	ベトナム	6,863.12	736	0.34%
純資産価格合計		2,016,164.93	216,113	100.00%

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(i) 株式

2020年4月30日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	業種	株数(株)	取得原価		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORP	ベトナム	建設資材業	146,533	0.69	101,229	1.28	187,574	9.3%
2.	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK	ベトナム	銀行業	250,005	0.44	110,229	0.68	170,148	8.4%
3.	FPT CORP	ベトナム	電気通信業	70,136	0.80	55,874	2.17	152,027	7.5%
4.	HOA PHAT GROUP JSC	ベトナム	その他製造業	144,000	0.76	110,159	0.92	132,104	6.6%
5.	PHU NHUAN JEWELRY JSC	ベトナム	小売業	45,981	0.72	33,216	2.43	111,637	5.5%
6.	VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	ベトナム	食品業	80,716	1.52	122,367	1.37	110,211	5.5%
7.	BENTRE AQUAPRODUCT IMPORT AND EXPORT JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品業	23,500	5.45	128,107	4.22	99,270	4.9%
8.	PETROVIETNAM LOW PRESSURE GAS DISTRIBUTION JSC	ベトナム	ガス業	68,419	0.83	56,452	1.29	88,166	4.4%
9.	PETRO VIETNAM SOUTHERN GAS	ベトナム	石油・ガス業	73,710	0.73	53,833	0.79	58,186	2.9%
10.	DAT XANH GROUP	ベトナム	不動産業	88,200	0.87	77,053	0.42	37,220	1.8%
11.	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC	ベトナム	銀行業	10,000	1.64	16,377	2.90	29,015	1.4%
12.	HA DO JSC	ベトナム	不動産業	20,000	1.53	30,597	1.03	20,695	1.0%

13.	DABACO CORP	ベトナム	持株会社 - ダイバー	123	0.80	99	1.18	145	0.0%
14.	VINGROUP JSC	ベトナム	不動産業	7	1.57	11	3.86	27	0.0%
15.	THU DUC HOUSING DEVELOPMENT CORPORATION	ベトナム	不動産業	3	0.67	2	0.33	1	0.0%
合計				1,021,333		895,605		1,196,427	59.34%

(ii) 社債

2020年 4 月30日現在

(単位：米ドル)

銘柄	国名 (発行場所)	種類	償還日 (年 / 月 / 日)	利率 (%)	額面金額 (ドン)	取得価額	市場価格	投資比率 (%)
SOCIALIST REP OF VIETNAM 8.900% 09/30/23	ベトナム	国債	2023年 9 月30日	8.9%	15,000,000,000	820,827.05	812,874.47	40.32%
合計					15,000,000,000	820,827.05	812,874.47	40.32%

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記事業年度末および2020年4月末日前1年間の各月末における純資産価額合計および1口当たり純資産価格は以下の通りである。

	純資産価額合計		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1事業年度末				
(2009年12月末日)	4,675,889.76	501,209	110.52	11,847
第2事業年度末				
(2010年12月末日)	3,581,867.84	383,940	90.86	9,739
第3事業年度末				
(2011年12月末日)	2,116,474.28	226,865	59.72	6,401
第4事業年度末				
(2012年12月末日)	3,181,090.42	340,981	69.34	7,433
第5事業年度末				
(2013年12月末日)	3,532,134.06	378,609	81.52	8,738
第6事業年度末				
(2014年12月末日)	3,418,371.60	366,415	83.90	8,993
第7事業年度末				
(2015年12月末日)	2,873,345.02	307,994	76.25	8,173
第8事業年度末				
(2016年12月末日)	2,736,228.41	293,296	74.55	7,991
第9事業年度末				
(2017年12月末日)	4,466,514.08	478,766	90.42	9,692
第10事業年度末				
(2018年12月末日)	3,128,313.32	335,324	79.71	8,544
第11事業年度末				
(2019年12月末日)	2,537,909.25	272,038	84.52	9,060
2019年5月31日	2,335,943.52	250,390	80.97	8,679
2019年6月28日	2,382,028.26	255,330	80.17	8,593
2019年7月31日	2,419,446.57	259,340	80.86	8,667
2019年8月30日	2,483,905.42	266,250	83.32	8,931
2019年9月30日	2,725,308.84	292,126	85.12	9,124
2019年10月31日	2,595,174.48	278,177	84.80	9,090
2019年11月29日	2,509,258.58	268,967	82.28	8,820

2019年12月31日	2,537,909.25	272,038	84.52	9,060
2020年 1 月31日	2,387,283.80	255,893	80.04	8,579
2020年 2 月28日	2,316,050.31	248,257	77.99	8,360
2020年 3 月31日	1,819,315.78	195,012	62.65	6,715
2020年 4 月29日	2,016,164.93	216,113	69.43	7,442

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%) *
第 1 事業年度（2008年10月末日から2009年12月末日までの期間）	10.52%
第 2 事業年度（2010年 1 月 1 日から2010年12月末日までの期間）	-17.79%
第 3 事業年度（2011年 1 月 1 日から2011年12月末日までの期間）	-34.27%
第 4 事業年度（2012年 1 月 1 日から2012年12月末日までの期間）	16.11%
第 5 事業年度（2013年 1 月 1 日から2013年12月末日までの期間）	17.57%
第 6 事業年度（2014年 1 月 1 日から2014年12月末日までの期間）	2.92%
第 7 事業年度（2015年 1 月 1 日から2015年12月末日までの期間）	-9.12%
第 8 事業年度（2016年 1 月 1 日から2016年12月末日までの期間）	-2.23%
第 9 事業年度（2017年 1 月 1 日から2017年12月末日までの期間）	21.29%
第10事業年度（2018年 1 月 1 日から2018年12月末日までの期間）	-11.84%
第11事業年度（2019年 1 月 1 日から2019年12月末日までの期間）	6.03%

* 収益率(%) = $100 \times (b-a)/a$

ここで：

- a: 当該期間の直前の日の 1 口当り純資産価格（第 1 事業年度について、当初発行価格（100米ドル）とする）
- b: 当該期間最終日の 1 口当り純資産価格

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記事業年度における販売および買戻しの実績ならびに下記事業年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

事業年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 事業年度末 (2009年12月末日)	45,038 (45,038)	2,732 (2,732)	42,306 (42,306)
第 2 事業年度末 (2010年12月末日)	1,923 (1,923)	4,809 (4,809)	39,420 (39,420)
第 3 事業年度末 (2011年12月末日)	230 (230)	4,211 (4,211)	35,439 (35,439)
第 4 事業年度末 (2012年12月末日)	12,303 (12,303)	1,866 (1,866)	45,876 (45,876)
第 5 事業年度末 (2013年12月末日)	0 (0)	2,549 (2,549)	43,327 (43,327)
第 6 事業年度末 (2014年12月末日)	883 (883)	3,470 (3,470)	40,740 (40,740)
第 7 事業年度末 (2015年12月末日)	0 (0)	3,060 (3,060)	37,680 (37,680)
第 8 事業年度末 (2016年12月末日)	1,100 (1,100)	2,079 (2,079)	36,701 (36,701)
第 9 事業年度末 (2017年12月末日)	19,823 (19,823)	7,125 (7,125)	49,399 (49,399)
第10事業年度末 (2018年12月末日)	2,991 (2,991)	13,147 (13,147)	39,243 (39,243)
第11事業年度末 (2019年12月末日)	4,702 (4,702)	13,919 (13,919)	30,026 (30,026)

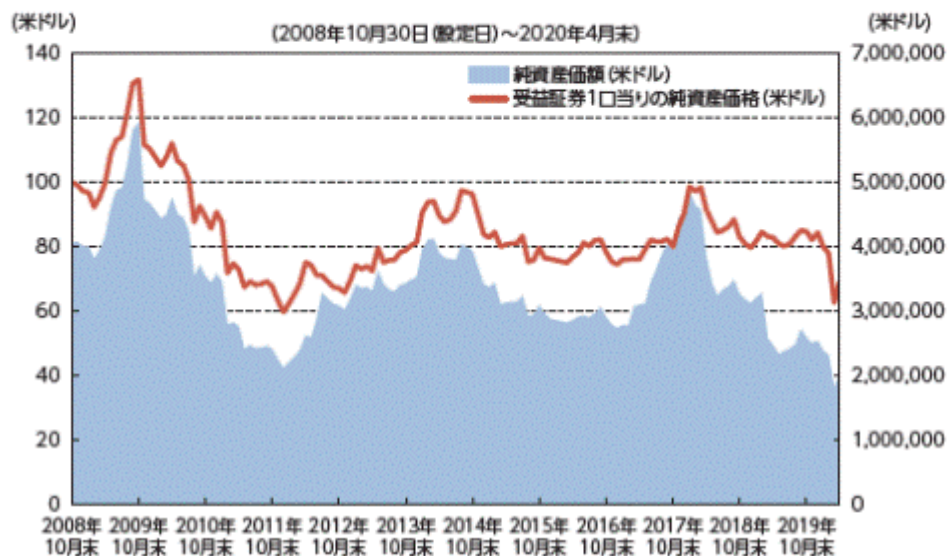
注：括弧内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

運用実績



純資産価額および受益証券1口当りの純資産価格の推移



分配の推移

該当事項なし。

主要な資産の状況

(2020年4月29日現在)

資産の種類	国名	純資産価格に対する割合(%)
株式	ベトナム	59.34%
債券	ベトナム	40.32%
小計		99.66%
現金および現金同等物 (負債控除後)	ベトナム	0.34%
純資産価格合計		100.00%

投資有価証券の主要銘柄

(i) 株式

2020年4月30日現在（単位：米ドル）

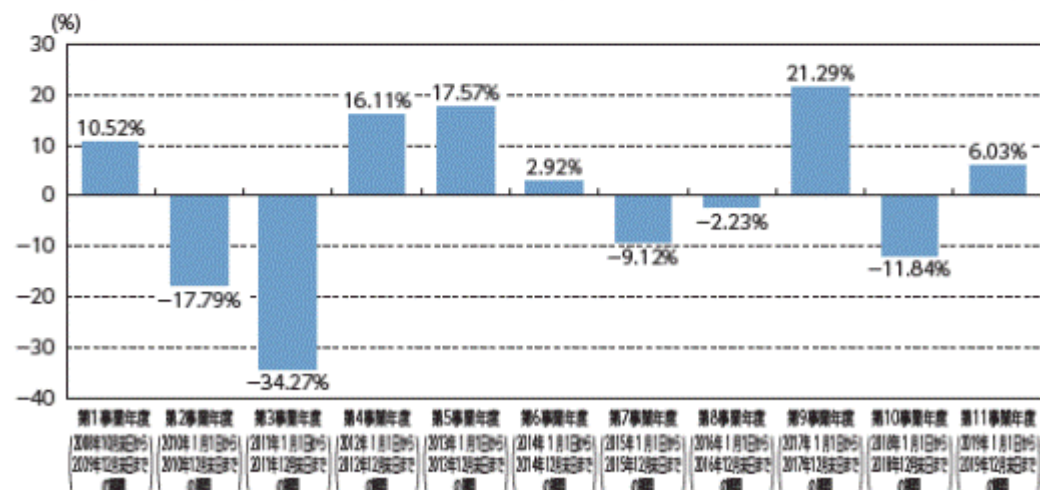
順位	銘柄	国名	業種	株数 (株)	取得価額		市場価額		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORP	ベトナム	建設資材業	146,533	0.69	101,229	1.28	187,574	9.3%
2	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK	ベトナム	銀行業	250,005	0.44	110,229	0.68	170,148	8.4%
3	FPT CORP	ベトナム	電気通信業	70,136	0.80	55,874	2.17	152,027	7.5%
4	HOA PHAT GROUP JSC	ベトナム	その他製造業	144,000	0.76	110,159	0.92	132,104	6.6%
5	PHU NHUAN JEWELRY JSC	ベトナム	小売業	45,981	0.72	33,216	2.43	111,637	5.5%
6	VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	ベトナム	食品業	80,716	1.52	122,367	1.37	110,211	5.5%
7	BENTRE AQUAPRODUCT IMPORT AND EXPORT JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品業	23,500	5.45	128,107	4.22	99,270	4.9%
8	PETROVIETNAM LOW PRESSURE GAS DISTRIBUTION JSC	ベトナム	ガス業	68,419	0.83	56,452	1.29	88,166	4.4%
9	PETRO VIETNAM SOUTHERN GAS	ベトナム	石油・ガス業	73,710	0.73	53,833	0.79	58,186	2.9%
10	DAT XANH GROUP	ベトナム	不動産業	88,200	0.87	77,053	0.42	37,220	1.8%

(ii) 社債

2020年4月30日現在（単位：米ドル）

銘柄	国名 (発行国)	種類	償還日 (年/月/日)	利率(%)	簿面金額 (ドン)	取得価額	市場価額	投資比率 (%)
SOCIALIST REP OF VIETNAM 8.900% 09/30/23	ベトナム	国債	2023年9月30日	8.9%	15,000,000,000	820,827.05	812,874.47	40.32%

収益率の推移



* 収益率(%) = 100 x (b-a)/a

ここで：

a: 当該期間の開始日の1口当り純資産価格(第1事業年度については、当初発行価格(100米ドル)とする)

b: 当該期間最終日の1口当り純資産価格

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ)海外における販売手続等

申込

各買付日において適用される買付価格で受益証券の申込みを行うことができる。受益証券1口当りの買付価格は、関連する買付日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格に、受益証券1口当りの純資産価格に対する販売手数料として3.00%（適用ある消費税を除く。）を上限として加算した金額となる。販売手数料は、販売会社に対して支払われる。

申込手続

受益証券の申込者および受益者で追加で受益証券の購入したい者は、申込書（申込者の身元を証する情報および書面を添付する。）を関連する買付日の2取引営業日前の午後5時までにメーブルズ・ファンド・サービスズ（アジア）リミテッド（以下「MFA」という。）が受領できるようにしなければならない。決済資金（申込金の支払いの証拠を添付する。）はファンドの口座において米ドル建てで次回買付日直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までに支払われなければならない。決済資金が同時限までに支払われない場合は、当該申込は、申込書および申込金受領後の最初の買付日に繰延べられ、受益証券は当該買付日において適用される買付価格で発行される。上記において、「次回買付日」とは当該申込がなされた買付日の次の買付日をいう。

申込書はファクスまたは電子メールにPDFを添付する形式で送信することができるが、原本が速やかに送付されなければならない。投資者は、管理会社、受託会社およびMFAのいずれも、これら宛にファクスで送信された文書またはその他書面（ファクスで送信された申込契約または申込契約への修正を含む。）の不受領または判読不能により生じるかまたは被る損失に関して責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込者の名義の口座から出金されなければならない。

ただし、投資家が管理会社との間でその他の通貨により支払いをすることに合意した場合を除いて、申込金は米ドルでなされるものとする。支払いが外貨で行われた場合には、かかる支払いは投資者に代わって、投資者のリスクおよび費用で、管理会社がその絶対的裁量により当該日に適切とみなすレートで米ドルに転換される。

受益証券の端数は発行されない。受益証券1口に満たない申込金は、管理会社の裁量により、関連のある受益者に対して返却されるか、ファンドの便益のために保留されるかのいずれかである。

受託者または管理会社のいずれかは、その絶対的裁量権において、いかなる理由もしくは理由なくして申込を拒否することができる、かかる理由の開示は要求されない。

記入済みの申込書をMFAが一旦受領すると、取り消しは不能となる。MFAは記入済みの申込書をファクスまたは電子メールにPDFを添付する形で受領すると共に、必要に応じて、申込者の身元と申込金の支払を確認するためのすべての書類を受領したあと、所有を確認する書面を申込者に対して発行する。当該確認書は、当初申込期間終了後または関連する買付日後（場合により）から10取引営業日以内に発行される。MFAは書面による確認書を発行する前に申込者から追加情報を要求する旨を決定する場合には、MFAは申込者に対して書面により追加情報を要請する。

誤解を避けるためにいうと、申込者の身元と申込金の支払を証するために請求したすべての情報および書類と合わせて申込金全額が申込者により支払われたことが確認できるまでは受益証券の申込みは取扱われず、受益証券は発行されない。関連する買付日後から10取引営業日以内にMFAがかかる情報および書類を受領しないときは、受領した申込金は無利息で、振込先の口座に返戻される。

(ロ)日本における販売手続等

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。

申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（各評価日と同一の日とする。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに販売会社または販売取扱会社が受付けたものについて販売会社により一括して取扱われる。

約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日後の翌々取引営業日で、買付日の翌取引営業日とする。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社のかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

申込価格と申込手数料

申込価格は、各買付日の直前の評価日現在で計算される受益証券の純資産価格である。ただし、上記のとおり、申込みが次の評価日における純資産価格に対するものとみなされる場合は、買付申込者は差額を販売会社との間で精算することになる。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.00% + 消費税
1,000口以上10,000口未満	2.50% + 消費税
10,000口以上50,000口未満	2.00% + 消費税
50,000口以上100,000口未満	1.50% + 消費税
100,000口以上	1.00% + 消費税

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合がある。

申込単位

10口以上 1 口単位

買付代金の支払い

買付代金のファンドへの支払いは、販売会社により米ドル建てで行われる。

2【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

買戻日における買戻し

受益証券は以下の定めに従い、受益証券は保有者の請求により、買戻日に買戻することができる。

請求は買戻通知でなされ、買戻通知に記載される住所宛でMFAに送付されるものとする。買戻請求を特定の買戻日に有効とするため、買戻通知はMFAにより、関連する買戻日の2取引営業日前の午後5時（香港時間）または管理会社が一般的にまたは特定の買戻につき随時決定するそれ以後の日または時間までに受領されなければならない。かかる日時より後に受領された買戻通知は、次の買戻日に処理される。受益者が一旦買戻通知を提出した後は、管理会社の同意がない限り、取り消しは不能となる。

買戻価格は、関連する買戻日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格から（該当する場合は）買戻される受益証券に配賦される未償却の創立費用および募集費用の比例的割合を控除した金額である。

受託会社は、一般に、ファンドに決済のための現金が十分にあることを条件に関連する買戻日から7取引営業日以内に米ドルで受益者が指示する電信送金により買戻代金（送金費用控除後）を送金する。受益者から支払に関する適切な指示がない場合は、受託会社は、自身が（その絶対的裁量により）適切とみなす方法（受益者名簿に記載されている受益者の住所宛、または複数の受益者が共同で登録されている場合は、受益者名簿において最初にその氏名が記載されている受益者の住所宛に小切手を送付する方法を含むが、これに限定されない。）で買戻代金を受益者に送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、かかる手続を取ったことにより生じた一切の損失について責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日と実際の支払日の間の期間に関して利息は付かない。

強制的買戻し

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%（または管理会社が決定するその他の比率）（以下「四半期上限」という。）を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

(ロ)日本における買戻し手続等

買戻日

買戻しを希望する受益者は、受益証券の買戻申込の締切日（各評価日と同一の日とする。以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを販売会社に対して行うときは、当該評価日にかかる買戻日に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、上記のとおり買戻申込締切日の正午までに投資者からその保有にかかる受益証券の買戻請求が販売会社において受領される場合は、当該評価日現在で計算される純資産価格とする（以下、かかる価格を「買戻価格」という。）。適用となる買戻価格と当該買戻しの約定を販売会社が確認した日が日本における約定日となり、買戻代金の受渡しは、ファンドが買戻代金を販売会社に対して送金した日（当該買戻日から7取引営業日以内の日）以降遅滞なく行われる。買戻手数料は徴収されない。

買戻単位

1口以上1口単位

買戻代金の支払い

買戻代金は、販売会社に対しては米ドル建てで支払われる。投資者は、原則として買戻代金を円で受取る。

買戻制限

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%（または管理会社が決定するその他の比率）（以下「四半期上限」という。）を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

管理会社は、各評価日の営業終了時において、各シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの純資産価格を当該シリーズ・トラストの機能通貨建てで自らまたは正式に任命された受任者を通じて計算する。

各シリーズ・トラストの純資産価格および各シリーズ・トラストの受益証券1口当たり純資産価格を決定する際、受託会社（またはその受任者）は、下記の評価方針および手続に従う。

- (a) いずれかの証券取引所において値付けされ、上場され、売買または取引される投資対象の価額は、当該評価日における当該取引所の営業終了時（または管理会社が決定することがあるその他の時刻）の入手しうる最終の取引価格（取引がない場合は入手可能な最終の買い呼び値（ビッド・プライス））を参照して計算される。
- (b) 店頭取引市場において売買または取引される投資対象の価額は、当該評価日において建値される最新の入手可能な買い呼び値を参照して計算される。
- (c) 証券取引所において値付けされ、上場され、売買または取引されず、また店頭取引市場においても売買または取引されない投資対象は公正価値で評価される。
- (d) 手元現金または預金、手形および要求払証書ならびに債権、前払費用、宣言または発生したが未払いの現金配当および利息の額面または宣言された価額は、これが支払われまたは全額受領される可能性がない場合を除き、その全額となると推定する。当該資産が支払われまたは全額受領される可能性がない場合、受託会社は管理会社が適切とみなす価額を割り引く。

- (e) 上記にかかわらず、非上場の投資対象は、証券ジャーナル紙「ダウ・ツ・チュン・コーアン（Dau Tu Chung Khoan）」に掲載された直近の入手されうる価格に従って評価される。もし当該価格が同紙で入手できないときは、その価格は管理会社またはその任命した代理人により決定される上位3現地業者（ただし、3現地業者が建値を提供できないときはこれより少ない数）の建値の平均価格として計算される。さらに、もし上記業者から当該価格が入手できないときは、当該投資対象は公正価値で評価される。

上記の方針および手続きは、純資産価格またはその一部を計算し、また当該純資産価格を発行済みのおよび発行済みとみなされるシリーズ・トラストの受益証券の口数で除す場合に、以下の規定を条件とする。

- (a) 発行することが合意された受益証券はすべて発行されたものとして取扱われ、受託会社がその発行を同意した受益証券について受領することを見込む現金またはその他の財産の価額を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が決議またはその他の方法で受益証券を買戻し、消却することを決定したが、かかる買戻しおよび消却が計算時に有効となっていない場合、問題の受益証券はシリーズ・トラストの信託財産の純資産価格および受益証券1口当りの純資産価格の計算の目的上発行済みでないものとして取扱われ、除外され、受託会社は買戻しおよび消却の結果、当該シリーズ・トラストの信託財産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額が買戻しまたは消却が実行されていないために計算できない場合には上記は適用しない。
- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約債務が存在するが、当該計算時においてかかる取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は問題のシリーズ・トラストの資産に（それぞれ）これを含めまたは除外し、取得価額総額または処分手取金純額を、かかる取得または処分が正当に完了したかのようにそれぞれ除外しまたは含める。
- (d) 純資産価格または受益証券1口当りの純資産価格のすべての計算は、当該計算日までに発生する収入または利益に対する課税に関し、受託会社が支払わなければならない、または還付請求できる金額を考慮に入れる。
- (e) 当該シリーズ・トラストの資産から控除されるもの（それぞれ「控除」という。）には以下のものがある。
- () 上記に規定されていない、発生しているが未払いの費用
 - () シリーズ・トラストに関する受託会社または管理会社による借入残高合計
 - () 上記に規定されない、信託証書に従い資本から支払われる、または支払われることが見積もられる金額
- (f) 管理会社は、外貨により支払われるべき金額を、同通貨による投資対象の価額または現金から控除することができる。
- (g) 管理会社は外貨による価額または金額（投資対象にかかるものか、現金もしくは当座もしくは預金勘定における金額にかかるものかまたは控除かを問わない。）を、管理会社がその状況において関連するまたは支払義務を負うことがあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮して適切であると決定するレートで適切な機能通貨に交換する。
- (h) 管理会社は、管理会社が最低市場取引売り呼び値または最高市場取引買い呼び値であると合理的に考えた価格がそうでなかったとしても、その責任を負わない。
- (i) 上記の価格の建値が入手できない場合、評価は管理会社が随時決定する方法で決定される。
- (j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不適当であるとみなす場合、管理会社がその状況において合理的であるとみなすその他の評価基準もしくは評価手続を採用するか、または採用することを受託会社もしくはその受任者に指示することができる。

投資者は、IFRSに基づき投資対象が公正価値で測定されること、またIFRSではビッドとオファーによる価格が上場投資対象の公正価値を示しているものと考えられていることに留意すべきである。しかし、上記の評価基準に従い、上場投資対象は、IFRSにより要求されているビッドとオファーによる価格ではなく最終取引価格で評価される予定であり、この結果、IFRSに準拠して評価が行われた場合と異なる評価額となる可能性がある。管理会社は、かかる不遵守の影響を検討したが、この問題がシリーズ・トラストの業績および純資産価格に対して与える影響の重要性はないと予想している。

純資産価格の計算の一時中止

管理会社は、以下の場合に純資産価格および受益証券1口当りの純資産価格、および/またはシリーズ・トラストの発行および/または買戻価格の決定を以下のいずれかの状況において中止することができる。

(a) その時シリーズ・トラストの信託財産の投資対象の重要な部分が取引されている主要または証券取引所であるいずれかの市場または証券取引所が閉鎖されている期間（通常の祝日でない場合）、または取引が実質的に制限され、もしくは中止されている期間

(b) 受託会社によるまたはそのためのシリーズ・トラストの信託財産の投資対象の実行可能な処分が非常事態により妨げられる期間

(c) 当該シリーズ・トラストの資産が投資されているいずれかの企業への投資対象の純資産価格の計算または当該投資対象の買戻権が中止される期間

(d) 投資対象のいずれかの価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段に障害が生じている期間、または

(e) 投資対象のいずれかの現金化または支払いに関わる送金が不可能である期間

(f) シリーズ・トラストの信託財産における重要な割合（管理会社の絶対的裁量により決定される。）の資産を管理会社が清算または管理会社がシリーズ・トラストを終了しなければならないような事態が発生する場合

(g) 管轄法域における司法または監督当局の命令による場合

受託会社は、中止の発生から 7 日以内にすべての受益者に対して書面によりこれを通知し、またすべての受益者にかかる中止の終了を通知する。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社により保管され、日本の受益者に対しては、販売会社（または販売取扱会社）から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りでない。

(3) 【信託期間】

ファンドの受益者集会がシリーズ・トラスト決議により決定することがある日または信託証書に定めるその他の終了事由のいずれかの発生のいずれか早い日に終了する。

(4)【計算期間】

決算期は毎年12月31日である。

(5)【その他】

(イ)シリーズ・トラストの終了

シリーズ・トラストは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時に終了するものとする。

(a) シリーズ・トラストを継続すること、または他の管轄に移転することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が、実行不可能、経済的でない、不得策な、または受益者の利益に反すると判断した場合

(b) 本書記載の状況が発生した場合

(c) すべての発行済受益証券が買戻された場合(選択的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかは問わないものとする。)

(d) 当該シリーズ・トラストの受益者がシリーズ・トラスト決議によって決定した場合

(e) 信託証書の日付から149年が経過した場合

シリーズ・トラストが終了した場合、管理会社は、直ちにかかる終了に関する通知をシリーズ・トラストのすべての受益者に送付する。

(ロ)信託証書の変更

受託会社および管理会社は、シリーズ・トラストの受益者またはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者(場合により)に対し、書面により通知(シリーズ・トラスト決議により放棄されうる。)し、シリーズ・トラストの受益者またはシリーズ・トラストの関係するクラスまたはシリーズの受益者(場合に応じて)の最良の利益となると管理会社がみなす方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定を変更、改正または追加する権利を有するものとする。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

管理業務委託契約

管理事務代行会社は、管理会社に対して、90日以上前に書面による通知をすることで辞任することができる。

管理事務代行会社は、信託証書に記載された条項に従い、管理会社が辞任した場合、またはトラストの管理会社を解任された場合には、書面による通知をすることで直ちに辞任することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対して、60日以上前に書面による通知をすることに終了する。

同契約は、ベトナム国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3ヵ月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3ヵ月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売会社（または販売取扱会社）にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。

これら日本の受益者は販売会社（または販売取扱会社）との間の口座約款に基づき販売会社（または販売取扱会社）をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社（または販売取扱会社）に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の絶対的裁量による判断に基づき分配が決定された場合、自己の保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、本書における「買戻し手続等」の記載に従い、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

シリーズ・トラストが解散された場合、受益者は、自己の保有する受益証券の口数に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 議決権

受益者は限定的な議決権を有する。信託証書において、一定の状況下において受益者の決議が必要であると規定している（例えば、受託会社または管理会社の解任および任命、信託証書の変更）。

投票による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する受益者は、その保有する受益証券毎に1個の議決権を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

島崎法律事務所 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 島崎 文彰

東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階

島崎法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の受益者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認している。判決の執行手続は、日本法に従って行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

1. 以下に掲げるファンドの直近2事業年度（2019年および2018年12月31日に終了した事業年度）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用により作成されている。
2. ファンドの原文（英文）の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるケーピーエムジー ケイマン諸島（KPMG Cayman Islands）の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を発行している。
3. ファンドの原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。日本円への換算には、2020年5月18日現在において株式会社三菱UFJ銀行が建値した対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.19円）が使用されている。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（ニュース FPT キャピタル トラスト
のシリーズ・トラスト）

2019年12月31日現在の財政状態計算書

（米ドルで表示されている。）

		2019年12月31日		2018年12月31日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金同等物	11	136,747	14,658	279,725	29,984
損益を通じた公正価値による					
金融資産	12	2,485,103	266,378	2,914,988	312,458
株式引受勘定		8,447	905	-	-
未収配当金		2,503	268	4,084	438
前払費用		4,878	523	4,878	523
資産の合計		2,637,678	282,733	3,203,675	343,402
負債					
未払運用報酬	18	8,163	875	10,483	1,124
未払買戻金	13	48,146	5,161	-	-
未払費用	14	43,460	4,658	64,879	6,954
負債の合計		99,769	10,694	75,362	8,078
資本					
受益者に帰属する純資産		2,537,909	272,038	3,128,313	335,324
純資産		2,537,909	272,038	3,128,313	335,324
30,026口（2018年：39,243口）					
に基づく1口当りの純資産価額	15	84.52	9,060円	79.72	8,545円

添付の注記は本財務書類の不可分の一部である。

(2)【損益計算書】

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

(ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

2019年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書

(米ドルで表示されている。)

	注記	2019年		2018年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息		111,218	11,921	-	-
受取配当金		62,851	6,737	84,713	9,080
損益を通じた公正価値による 金融資産に対する正味実現利益		122,962	13,180	403,150	43,214
損益を通じた公正価値による 金融資産に対する未実現利益 / (損失)の純増減		111,401	11,941	(584,088)	(62,608)
為替換算差益 / (損) 純額		3,394	364	(6,449)	(691)
利益 / (損失) 合計		411,826	44,144	(102,674)	(11,006)
運用報酬	18	(33,643)	(3,606)	(47,547)	(5,097)
保管報酬		(14,431)	(1,547)	(15,551)	(1,667)
弁護士報酬		(30,865)	(3,308)	(30,282)	(3,246)
管理報酬	18	(60,000)	(6,431)	(60,000)	(6,431)
代行協会員報酬	18	(6,883)	(738)	(18,646)	(1,999)
販売報酬	18	(8,257)	(885)	(22,375)	(2,398)
監査報酬		(13,130)	(1,407)	(21,570)	(2,312)
専門家報酬		(9,808)	(1,051)	(11,042)	(1,184)
その他営業費用	17	(30,534)	(3,273)	(26,523)	(2,843)
営業費用合計		(207,551)	(22,247)	(253,536)	(27,177)
営業利益 / (損失)		204,275	21,896	(356,210)	(38,182)
源泉所得税費用	16	(5,103)	(547)	(2,815)	(302)
当期利益 / (損失)		199,172	21,349	(359,025)	(38,484)

添付の注記は本財務書類の不可分の一部である。

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

(ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

2019年12月31日に終了した事業年度の株主持分変動計算書

(米ドル表示されている。)

	2019年		2018年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
1月1日現在の残高	3,128,313	335,324	4,466,514	478,766
当期包括利益合計				
当期利益 / (損失)	199,172	21,349	(359,025)	(38,484)
所有者との取引で、資本に直接認識されるもの				
受益者による拠出および償還：				
当期中における受益証券の発行	390,154	41,821	260,162	27,887
当期中における受益証券の償還	(1,179,730)	(126,455)	(1,239,338)	(132,845)
所有者との取引合計	(789,576)	(84,635)	(979,176)	(104,958)
12月31日現在の残高	2,537,909	272,038	3,128,313	335,324

添付の注記は本財務書類の不可分の一部である。

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

(ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

2019年12月31日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書

(米ドル表示されている。)

	2019年		2018年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
当期利益 / (損失)	199,172	21,349	(359,025)	(38,484)
営業活動により生じた / (に使用 された) 純現金への当期利益 / (損失) の調整項目：				
損益を通じた公正価値による 金融資産に係る正味実現利益	(122,962)	(13,180)	(403,150)	(43,214)
損益を通じた公正価値による 金融資産に係る未実現 (利益) / 損失による純増減	(111,401)	(11,941)	584,088	62,608
未収配当金の減少	1,581	169	10,281	1,102
未払運用報酬の減少	(2,320)	(249)	(1,932)	(207)
未払費用の減少	(21,419)	(2,296)	(17,831)	(1,911)
損益を通じた公正価値による金融 資産の購入	(882,350)	(94,579)	(70,588)	(7,566)
損益を通じた公正価値による金融 資産の売却による手取金	1,546,598	165,780	1,260,762	135,141
営業活動により生じた純現金	606,899	65,054	1,002,605	107,469
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の発行による手取金	381,707	40,915	260,162	27,887
受益証券の償還による支払い	(1,131,584)	(121,294)	(1,239,338)	(132,845)
財務活動に使用された純現金	(749,877)	(80,379)	(979,176)	(104,958)
現金および現金同等物の純 (減少) / 増加	(142,978)	(15,326)	23,429	2,511
期首現在の現金および現金同等物	279,725	29,984	256,296	27,472

期末現在における現金および

現金同等物

136,747	14,658	279,725	29,984
---------	--------	---------	--------

営業活動からのキャッシュ・フロー

にかかる補足情報の内訳：

受取配当金

64,432	6,906	94,994	10,182
--------	-------	--------	--------

添付の注記は本財務書類の不可分の一部である。

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

（ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト）

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類の注記

（米ドル表示されている。）

1. 報告主体

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（旧 ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド）（以下「ファンド」という。）は、2008年9月11日付の信託証書に基づき設立されたニュース FPT キャピタル トラスト（旧 ニュース フィナンサ トラスト）（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストをいう。トラストは、アンブレラ型のユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして2008年11月11日付で登録されている。ファンドは、2008年10月30日に運用を開始した。ファンドは日本の金融庁へ届出を行っている。

2019年および2018年12月31日現在、ファンドには従業員はいない。

(a) 受託会社

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島に拠点を置くメイプルズFSリミテッド（以下「受託会社」という。）である。受託会社はケイマン諸島の銀行・信託会社法の規定に従い、信託業務を行う免許を有し、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託管理会社として認可されている。

(b) 管理会社

ファンドの投資活動は、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー（以下「管理会社」という。）により運用されている。2013年、管理会社であるフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド（旧管理会社）およびFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー（新管理会社）との間で締結された2013年4月22日付の辞任・任命証書に従い、管理会社はフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドから、ベトナムで設立された投資運用会社であるFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーに変更された。

(c) 事務管理会社

ファンドの事務管理会社は、投資信託事務管理会社として認可されケイマン諸島に本店を置くメイプルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「事務管理会社」という。）であり、受託会社から適法に業務委託を受けている。事務管理会社は香港に拠点を置くメイプルズ・ファンド・サービスズ（アジア）リミテッドに一部業務を委託している。

(d) 保管会社

ファンドのカストディアンは、ドイチェ・バンク・アーゲー（ホーチミン支店）である。

(e) 販売会社および代行協会員

販売会社および代行協会員は、日本に拠点を置くニュース証券株式会社である。締結された代行協会員契約および販売・買戻契約に基づき、ニュース証券株式会社は代行協会員業務および受益証券の販売・買戻の取扱い業務を行う。

(f) ファンドの投資目的

ファンドの投資目的は、下記に掲げる証券への投資により、受益者にキャピタルゲインをもたらすことである。

- n ベトナムの国債・公的機関発行の債券、信用度が高いと評価されるベトナムの金融機関への預金（信用度の高い短期金融市場商品および現金を含む。）
- n ベトナム国内の証券取引所に上場されている企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む持分証券ならびに債券
- n ベトナム国内の証券取引所に上場している投資信託
- n ベトナムの証券取引所への上場を検討している企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む持分証券ならびに債券（ただし、非上場株式への投資はファンドの純資産の15%を上限とする。）
- n その資産の大部分をベトナムに有するか、またはその売上の大部分がベトナムに由来するベトナムの証券取引所以外の証券取引所に上場している企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む持分証券ならびに債券

(g) ファンドの投資制限

管理会社は、以下の投資制限に従う。

- n 単一企業の株式への投資は、対象企業の発行済株式総数の25%を上限とする。
- n 未上場または容易に換金できない投資は、ファンドの純資産の15%を上限とする。
- n ベトナム株式等の持分証券への投資は、ファンドの純資産の70%を上限とする。
- n 1社への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とする。ただし、非上場会社の場合はファンドの純資産の5%を上限とする。
- n 1業種への投資は、ファンドの純資産の30%を上限とする。
- n 他の上場投資信託への投資は、ファンドの純資産の10%を上限とする。
- n 有価証券の信用取引および空売りは行わない。

ただし、上記のファンドの資産額に対する上限比率については、時価の上昇又は下落によって、一時的にこれを超過する場合がある。

2. 作成基準

ファンドの本財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）が発行した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い作成されている。

財務書類は、2020年4月29日付で受託会社により発行を承認され、授權された。

ファンドの重要な会計方針の詳細は、注記6に含まれている。

3. 機能通貨および表示通貨

本財務書類は、ファンドの機能通貨であるアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示される。

4. 測定基準

財務書類は、公正価値で測定された損益を通じた公正価値による金融資産として分類された有価証券への投資を除いて、取得原価主義を用いて発生主義で作成されている。公正価値を測定するために使用される方法は、注記6 (g) (iii)に記載されている。

キャッシュ・フロー計算書は、間接法を用いて作成されている。

5. 2019年1月1日現在に適用されている新基準

ファンドは、今年発効した以下の新たな会計基準を適用した。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、3つの解釈（IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース - インセンティブ」、およびSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」）

とともにIAS第17号「リース」を置き換えている。当該新基準は、修正遡及適用アプローチを用いて適用され、IFRS第16号の適用による累積的な影響は、当期の利益剰余金の期首残高の調整として資本に認識される。過年度は修正再表示されない。

その他の基準

2019年1月1日に発効し、適用されたその他の会計基準は、ファンドの財務成績や財政状態に重大な影響を及ぼさない。

6. 重要な会計方針

ファンドは、以下の会計方針を本財務書類において表示されているすべての期間について一貫して適用する。

(a) 外貨

外貨建取引は取引日現在における為替レートで米ドルに換算される。

外貨建ての貨幣性資産および負債は、報告日現在の為替レートで米ドルに換算される。公正価値で測定される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、報告日現在の為替レートで米ドルに換算される。

外貨換算による為替換算差額は、正味為替換算差額として利益または損失に認識される。ただし、損益を通じた公正価値による投資において生じたものを除く。これは、損益を通じた公正価値で測定されるものに係る未実現利益または損失および損益を通じた公正価値で測定されるものに係る正味実現利益または損失の純変動に含まれる。

(b) 受取配当金

受取配当金は、支払いを受け取る権利が確定された日の損益に認識される。上場持分証券については、通常配当落ち日に認識される。損益を通じた公正価値で指定された持分証券による受取配当金は、損益の独立した項目（源泉徴収税込）に認識される。

(c) 受取利息

損益を通じた公正価値による金融資産として分類された債務証券からの受取利息は、損益を通じた公正価値による金融資産に係る利益の一部として損益に認識される。

受取利息は実効利率法を用いて決定される。実効利率は、当初認識時に金融商品の残存期間にわたって、または今後の市場ベースの金利更改日まで、将来の貸倒損失を考慮せずに、見積将来現金受取額を金融商品の帳簿価額まで正確に割り引く利率である。

(d) 損益を通じた公正価値による投資からの利益および損失

損益を通じた公正価値による投資の処分に係る実現利益および損失は加重平均法を用いて計算され、損益を通じた公正価値による投資に係る未実現利益および損失には、未実現の公正価値変動が含まれる。損益を通じた公正価値による金融資産に係る利益および損失は、包括利益計算書に含まれる。

(e) 手数料費用

手数料費用は、関連する役務が遂行されているため、損益に認識される。

(f) 税金

ケイマン諸島における税法の現行制度に基づき、ファンドは所得税の納税を控除されている。トラストはケイマン諸島の内閣による保証を受け、トラストの設定から50年間はすべての収益、利益および資本税について免除されている。したがって、本財務書類に含まれる法人税に関する規定はない。

ただし、ファンドがベトナム国債に対して受領した受取利息は源泉所得税の対象となる。当該税金の対象となる収益は税引き前金額として認識され、これに対応する源泉徴収税は源泉徴収税費用として認識される。

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）

2010年3月18日、2010年雇用回復のための採用促進法は、米国内国歳入法（以下「法律」という。）第4章からサブタイトルA（以下「第4章」という。）を追加した。第4章の規定は、通常外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）という。デューディリジェンス、報告およびFATCAに基づく源泉徴収義務に関する指針を提供する米国財務省の規定は、2013年1月に可決され、発効となった（以下「規則」という。）

規則は外国金融機関（以下「FFI」という。）が内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対して、米国国外にある口座に投資する一部の米国人および米国口座保有者に関する情報を提供する一部の非米国事業体について情報を提供することを要求している。FATCAに基づくFFIの義務は、米国およびFFIの設立国との間の政府間協定（以下「IGA」という。）により変更することができる。ケイマン諸島は2013年11月29日付でモデル1 IGAを締結した。これは、地方当局により促進されるFFIによる報告および施行について規定している。またケイマン諸島は、英国とも類似のIGAを締結した。したがって、ケイマン諸島に拠点を置くすべての「金融機関」は、国内法および外国口座税法コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）およびそれに相当する英国版（以下「UK FATCA」という。）および総称して「FATCA」という。）の双方を組み入れた規則に従うものとする。国内法および規則により導入されたデューディリジェンスおよび報告体制は、米国もしくは英国口座保有者および／または米国もしくは英国の資産または源泉所得に関わらず、すべての金融機関について適用される。

ファンドは報告FFIであり、US FATCAに基づき要求されるグローバル仲介者証明者番号（以下「GIIN」という。）で登録されている。ファンドの登録GIINはC21XBY.99999.SL.136である。

(g) 金融資産および金融負債

(i) 認識

ファンドは、損益を通じた公正価値による金融資産を取引日（金融商品の契約条項の当事者となる日）に当初認識する。その他金融資産および金融負債は、これらが組成された日に認識される。

(ii) 分類

金融資産が保有されるビジネス・モデルの目的を評価する上で、ファンドは事業の管理方法についての関連情報をすべて考慮する。ファンドは2つのビジネス・モデルがあると判断した。

回収を目的としたビジネス・モデル：現金および現金同等物および受取配当金を含む。これらの金融資産は契約上のキャッシュ・フローの回収を目的して保有される。

その他ビジネス・モデル：債務証券および持分証券が含まれる。これらの金融資産は管理され、実績は公正価値ベースで評価され、頻繁に売却が行われる。

上記のビジネス・モデルの評価に基づき、ファンドは金融資産および負債を以下の区分に分類する。

損益を通じた公正価値による金融資産：ファンドはそのすべての債務証券および持分証券を、損益を通じた公正価値に分類する。これは、ファンドは文書化された投資戦略に従い、公正価値ベースでこれらの金融商品を管理するためである。ファンドは売買目的ですべての投資を保有し、金融資産は**その他ビジネス・モデル**の一部として分類される。内部報告およびこれら有価証券の業績測定は公正価値ベースで行われる。

償却原価による金融資産および負債：金融資産または金融負債の償却原価は、当初認識時に測定された金融資産または金融負債の金額から元金返済額を控除し、当初認識額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損を控除したものである。

償却原価による金融資産には、現金および現金同等物、株式引受勘定および未収配当金が含まれる。

償却原価による金融負債には、未払運用報酬および未払費用が含まれる。

() 測定

金融資産または金融負債は取得原価（付与された対価または受取対価の公正価値）で当初測定される。

IFRS第9号の範囲において認識されたすべての金融資産は、金融資産を管理する事業のビジネス・モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づき、その後償却原価または公正価値で測定されなければならない。

当初認識後、損益を通じた公正価値によるすべての金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。損益を通じた公正価値による金融資産または金融負債の公正価値の変動による利益および損失は、それらが発生した期の包括利益計算書に表示される。

その他金融資産および金融負債は取得原価で当初測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で計上される。ただし、償還金額で測定される償還株式は除く。

() 減損損失

IFRS第9号の導入により、主に既発生損失に基づく、IAS第39号に従った減損を計算するために使用されたモデルは、予想信用損失に基づくモデルに置き換えられる。新モデルの範囲には、償却原価で認識されたすべての金融資産が一貫して含まれている。

ファンドは、償却原価で計上された金融資産に付随する予想信用損失を、将来予測ベースで評価する。ファンドは、各報告日現在における当該損失に対する損失引手金を認識する。

予想信用損失の測定は以下の点を反映する。

1 様々な起こり得る結果を評価することで決定される、偏りのない確率で加重平均した金額

1 貨幣の時間価値、および

1 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予想に関する報告日現在における過度の費用および労力なしに入手可能な合理的且つ裏付け可能な情報。

() 認識の中止

ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したとき、またはファンドが金融資産の所有による実質的にすべてのリスクおよび便益を移転するか、もしくはファンドが金融資産の所有による実質的にすべてのリスクおよび便益を譲渡も保持もしておらず、金融資産の支配を保持しない取引における契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡したときに、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止について、資産の帳簿価額（または認識が中止された資産部分に割り当てられた帳簿価格）と受領した対価（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を控除したものを含む。）の差額を包括利益計算書に認識する。ファンドによって生み出されたまたは保持れる当該譲渡金融資産に対する利息は個別資産または負債として認識される。

ファンドは、契約上の債務が免責、取消または失効したときに認識を中止する。

(h) 相殺

金融資産および金融負債は、ファンドがかかる金額を相殺する法的権利を有し、純額ベースで決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図する場合にのみ、相殺され、財政状態計算書に純額で表示される。

収益および費用は、損益を通じた公正価値による投資に対する実現損益および未実現損益ならびに外国為替差損益について、純額ベースで表示される。

(i) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金、当初満期日が3ヵ月以内の定期預金、既知の現金額に容易に換金可能であり、かつ価額の変動について僅少なりリスクを負う流動性の高い短期投資として定義されている。

(j) 償還可能な受益証券

ファンドは、金融商品の契約条件の実体に従い、金融負債または持分証券として発行された金融商品を分類する。

ファンドには発行済みの償還可能な受益証券は1種類しかない。ファンドの金融商品において最も劣後的なクラスとなる。償還可能な受益証券は、各償還日およびファンドの清算時においてファンドの純資産における受益者の持分価額に比例して、現金で償還させる権利を提供する。

プッタブル金融商品には、現金または他の金融資産と引き換えに金融商品を発行者が買戻したり、償還する契約上の義務が含まれ、以下の条件を満たす場合に資本に分類される。

- 1 ファンドの清算時に、保有者に事業体の純資産の比例持分に対する権利を付与する。
- 1 金融商品のクラスが、その他すべての金融商品に劣後している。
- 1 その他すべての金融商品に劣後する金融商品のクラスにおけるすべての金融商品が、同一の特徴を有している。
- 1 ファンドが、現金またはその他の金融資産と引き換えに当該金融商品を買戻すか、または償還する契約上の義務とは別として、当該金融商品が、負債として分類することが要求されるその他の特徴を有しない。
- 1 当該金融資産の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する見積みキャッシュ・フロー総額が、実質的に損益、認識された純資産の変動または当該金融商品の存続期間にわたるファンドの認識した純資産または未認識の純資産の公正価値の変動に基づいている。

ファンドの償還可能な受益証券は、これらすべての条件を満たして、資本として分類される。

7. まだ発効していないが、公表されている基準

2020年1月1日以降開始の事業年度から有効となる複数の新基準は、早期適用が認められているが、ファンドは本財務書類を作成する上で、本新基準または改訂基準を早期適用していない。

まだ発効していない基準のうち、ファンドの財政状態または業績に対して重要な影響を及ぼすと予想される新基準はない。

8. 判断および見積りの使用

本財務書類を作成する上で、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積みおよび仮定を行う。実際の業績はこれらの見積みと異なる場合がある。

見積みおよび基礎となる仮定は、継続的に見直される。見積りの変更は、将来に向かって認識される。

判断

機能通貨の決定

「機能通貨」とはファンドが事業を行う主たる経済環境の通貨である。主たる経済環境の指標が混合している場合、経営陣は基礎となる取引、事象および状況の経済的影響を最も誠実に表している機能通貨を決定するために判断を用いる。ファンドの投資ポートフォリオはドン建てで、その他取引は主に米ドル建てである。投資家の申込みおよび償還は純資産価額に基づき決定され、米ドル建てで受領し、支払われる。費用（管理報酬および事務管理報酬を含む。）は、米ドル建てで建値され、支払われた。したがって、経営陣はファンドの機能通貨は米ドルと決定した。

9. 金融リスク管理

(a) エクスポージャー

ファンドは金融商品からの以下のリスクに対してエクスポージャーを有する。

- n 信用リスク
- n 流動性リスクおよび
- n 市場リスク

この注記は、ファンドの目的、方針およびリスクの測定および管理に関するプロセスならびにファンドの資本の管理に関する情報を示している。

(b) リスク管理の枠組み

ファンドは、注記1に記載された投資運用戦略に従い、様々な非デリバティブ金融商品においてポジションを維持している。ファンドの投資ポートフォリオは上場持分証券および債務証券から構成されている。

ファンドの投資活動は、金融商品および投資を行う市場に付随する様々な種類のリスクに晒されている。ファンドはこれらのリスクを全般的なリスク管理方針の一部として投資活動に付随するリスクと共に集計ベースで管理する。

財政状態計算書日現在の金融商品残高の性質および範囲ならびにファンドにより用いられたリスク管理方針は以下に開示されているとおりである。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手が、ファンドと締結した義務またはコミットメントを履行できないことによりファンドに対して財務上の損失をもたらすリスクである。信用リスクは、主に保有する債務証券ならびに現金および現金同等物から生じる。リスク管理の報告目的上、ファンドは、信用リスク・エクスポージャー（個別の債務者の債務不履行リスク、カントリー・リスクおよびセクター・リスク等）のすべての要素を検討し、集約している。

2019年および2018年12月31日現在、ファンドは保管会社に対して、個別の取引相手の信用リスクの大部分を有していた。ファンドは定評のある金融機関に対して現金を預託し、有価証券の取引を行うことで、信用リスクおよび取引相手リスクの軽減を図っている。ファンドはこの集中化により損失が生じることを予想していない。報告日現在におけるファンドの信用リスク・エクスポージャーの最大額は、財政状態計算書における該当する金融資産のそれぞれの帳簿価格で表示されている。保管会社の信用格付は以下のとおり、ムーディーズ長期預金格付けを参照している。

	信用格付
保管会社	
2019年12月31日	
ドイチェ・バンク・アーゲー（ホーチミン支店）	A3
2018年12月31日	
ドイチェ・バンク・アーゲー（ホーチミン支店）	A3

経営陣は、継続的に債務証券の信用格付けを監視している。2019年および2018年12月31日現在、ファンドの債務証券の公正価値は以下のとおりムーディーズの格付けを参照している。

	信用格付	公正価値 米ドル
2019年12月31日		
ベトナム国債	Ba3	826,977
2018年12月31日		
ベトナム国債	Ba3	857,748

(d) 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に付随する債務の履行にあたり、困難に直面するリスクをいう。

ファンドのオフアリング・メモランダムは、各暦週の2営業日における受益証券の償還について定めている。ファンドの金融商品には、ベトナム証券取引所において積極的に取引されている投資が含まれている。その結果、ファンドは流動性の要件を満たすためにこれらの金融商品へのその投資を公正価値に近い金額で速やかに換金することができる。したがって、経営陣はファンドの流動性リスクはごくわずかであると考えている。

2019年12月31日現在のファンドの金融負債は、3ヵ月（2018年12月31日：3ヵ月）以内に支払われる。

(e) 市場リスク

市場リスクは市場価格（金利、為替レート、株価および信用スプレッド等）における変動のリスクをいい、これはファンドの収益または金融商品の持分の公正価値に影響を及ぼす。

(i) 金利リスク

ファンドは、市場金利の増減の結果、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクに晒されている。ファンドの利付金融商品に関して、ファンドの方針は短期的（すなわち12ヵ月以内）に満期が到来するか、または価格再設定する金融商品を取引することである。したがって、ファンドは市場金利の実勢水準の変動により公正価値またはキャッシュ・フロー金利リスクに対するエクスポージャーは制限されている。

ファンドが投資する債務証券の公正価値は、ベトナム国内での金利および市況の変動に敏感である。これにより、ファンドは市場金利の実勢水準の変動により、公正価値金利リスクに晒される。2019年12月31日現在、金利が1%上昇し、他のすべての変数が一定だと仮定すると、純資産の減少および当期損失の増加は約8,270米ドル（2018年12月31日：当期損失の増加は約4,486米ドル）となる。金利が1%下落した場合には、同じ金額の逆方向の影響が発生する。

ファンドの利付商品は債務証券であり、2019年12月31日現在の帳簿価格は826,977米ドル（2018年12月31日：857,748米ドル）で4年2ヵ月の満期（2018年12月31日：2年3ヵ月）を有している。

(ii) 為替リスク

ファンドは、ベトナムドン（以下「ドン」という。）建ての資産に投資し、ドン建ての収入を得ている。その結果、ファンドは、ドンに対する米ドルの為替レートが変動し、これによりファンドのドン建て資産のかかる部分の帳簿価額に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。

経営陣は随時ファンドの通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。採算の合う合理的な条件でヘッジを行うことができる場合には、随時ファンドの通貨リスクをヘッジすることができるが、ファンドにとって有利な条件でヘッジ取引を行うことは常に実行可能であるとは限らず、経営陣はヘッジ取引を行う義務を負っていない。

2019年および2018年12月31日現在、ファンドが有する外貨建資産および外貨建負債は以下のとおりである。

	2019年12月31日 米ドル 相当額	2018年12月31日 米ドル 相当額
資産		
ドン	2,566,545	3,123,960
負債		
ドン	(2,674)	(1,939)
	<u>2,563,871</u>	<u>3,122,021</u>

為替レートの変動および現地通貨の切り下げは、ファンドの投資価額に重大な影響を及ぼす場合がある。2019年12月31日現在、ドンの対米ドル為替相場が1%値上がりし、その他すべての変数が一定の場合、純資産の増加および当期利益の増加は、約25,639米ドル（2018年12月31日：当期純資産の増加および当期利益の増加は約31,220米ドル）となる。為替相場が1%値下がりした場合、同じ金額の逆方向の影響が発生する。

ファンドの投資の全部ならびに現金および現金同等物はドン建てで保有される（ただし、事務管理会社が保管する現金を除く。）。注記11を参照されたい。

() 株価リスク

2019年および2018年12月31日現在、ファンドは普通株式への投資の範囲においてのみ、株価リスクに晒されている。

2019年12月31日現在、ファンドの上場株式の市場価格は1,658,126米ドル（2018年12月31日：2,057,240米ドル）（注記12）である。2019年度中、VN指数の月次最高値および最低値との差額と最低値を比較すると約25%（2018年度：25%）であった。2019年12月31日現在、これらの有価証券の市場価格が25%（2018年12月31日：25%）上昇し、その他すべての変数が一定の場合、ファンドの純資産は増加し、当期損失は414,532米ドル（2018年度：ファンドの

純資産および当期利益は514,310米ドル増加する。)減少する。25%(2018年度:25%)下落した場合、同じ金額の逆方向の影響が発生する。

10. 金融商品の公正価値

ファンドが測定日にアクセス可能な活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、金融商品が取引されている証券取引所から直接取得される。その他すべての金融商品について、ファンドはその他の評価技法を用いて公正価値を算定する。

ファンドは、測定するときに用いられるインプットの重要性を反映して以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- ・レベル1：同一の金融商品の活発な市場における取引相場価格(無調整)であるインプット。
- ・レベル2：直接的に(すなわち価格として)または間接的に(すなわち、価格に由来するものとして)のいずれかで観察可能なレベル1の中に含まれる相場価格以外のインプット。このカテゴリーには類似の金融商品の活発な市場における取引相場価格、活発ではないとみなされる市場における同一または類似の金融商品の相場価格、または市場データから直接または間接的に観察可能なすべての重要なインプットにおけるその他の評価技法が含まれる。
- ・レベル3：観察不可能なインプット。このカテゴリーは、評価技法が観察可能な市場データに基づかないインプットを含んでおり、観察不能なインプットが金融商品の評価に重大な影響を及ぼすすべての金融商品を含んでいる。このカテゴリーには、類似の金融商品の相場価格に基づき評価された金融商品が含まれ、重要な観察不能な調整または仮定は金融商品の差額を反映することを要求される。

公正価値測定が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要な最低レベルのインプットを基準に決定される。この目的上、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。何が「観察可能」を構成するか判断には、ファンドによる重要な判断が要求される。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性があり検証可能で、独自のデータではなく、かつ関連の市場に積極的に関与している独立の情報源から提供される市場データを観察可能なデータとみなしている。

(a) 公正価値ヒエラルキー - 公正価値で測定された金融商品

下表は、報告日現在の公正価値で測定された金融商品を公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル毎に分析されたものである。かかる金額は、財政状態計算書において認識された価値に基づくものである。下記のすべての公正価値測定は経常的である。ファンドは報告日現在の公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識しなかった。2019年および2018年12月31日に終了した事業年度において、レベル3の投資は保有していなかった。

2019年12月31日

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	合計 米ドル
損益を通じた公正価値による金融資産			
上場株式	1,658,126	-	1,658,126
上場債券	-	826,977	826,977
	<u>1,658,126</u>	<u>826,977</u>	<u>2,485,103</u>

2018年12月31日

レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	合計 米ドル
-------------	-------------	-----------

損益を通じた公正価値による金融資産

上場株式	2,057,240	-	2,057,240
上場債券	-	857,748	857,748
	<u>2,057,240</u>	<u>857,748</u>	<u>2,914,988</u>

(b) 公正価値ヒエラルキー - 公正価値で測定されない金融商品

損益を通じた公正価値で測定されない金融商品は、短期の性質を有し、金融資産については取引相手の信用度が高いため、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

下表は公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別で分析されている。

2019年12月31日

レベル2

米ドル

金融資産

現金および現金同等物	136,747
株式引受勘定	8,447
未収配当金	2,503
	<u>147,697</u>

金融負債

未収運用報酬	8,163
未払買戻金	48,146
未払費用	43,460
	<u>99,769</u>

2018年12月31日

レベル2

米ドル

金融資産

現金および現金同等物	279,725
未収配当金	4,084
	<u>283,809</u>

金融負債

未収運用報酬	10,483
未払費用	64,879
	<u>75,362</u>

11. 現金および現金同等物

2019年12月31日

米ドル

2018年12月31日

米ドル

銀行預金	<u>136,747</u>	<u>279,725</u>
------	----------------	----------------

2019年12月31日現在、現金および現金同等物として事務管理会社の銀行口座において保管されている57,808米ドル（2018年12月31日：74,837米ドル）を含む。

12. 損益を通じた公正価値による金融資産

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	米ドル		米ドル	
	取得原価	公正価値	取得原価	公正価値
有価証券投資				
上場持分証券	936,588	1,658,126	1,381,383	2,057,240
上場債務証券(*)	820,827	826,977	917,318	857,748
	1,757,415	2,485,103	2,298,701	2,914,988

(*)2019年12月31日現在、上場債務証券の帳簿価格は14,638米ドル（2018年12月31日：26,308米ドル）を含む。

事業年度末における上場持分証券の詳細は、以下のとおりである。

	2019年12月31日	2018年12月31日
	米ドル	米ドル
上場持分証券		
Phu Nhuan Jewelry Joint Stock Company	244,859	234,851
Refrigeration Electrical Engineering Corporation	229,531	194,451
Military Commercial Joint Stock Bank	224,394	193,986
FPT Corporation	176,445	115,927
Petrovietnam Low Pressure Gas Distribution Joint Stock Company	155,592	111,133
Vietnam Dairy Products Joint Stock Company	150,816	248,169
Hoa Phat Group Joint Stock Company	130,815	202,689
Bentre Aquaproduct Import and Export Joint Stock Company	125,389	139,801
Petrovietnam Southern Gas Joint Stock Company	100,137	106,318
Dat Xanh Group	55,187	61,525
Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	38,923	69,151
Ha Do Joint Stock Company	25,890	-
Dabaco Group Joint Stock Company	112	110
Vingroup Joint Stock Company	35	29
Thu Duc Housing Development Corporation	1	1
Petrovietnam Technical Services Corporation	-	35,109
Vietnam Construction & Import-Export Corporation	-	194,744
Petrovietnam Gas Joint Stock Corporation	-	149,246
	1,658,126	2,057,240

事業年度末現在の上場持分証券投資の産業別の詳細は以下のとおりである。

	2019年12月31日 米ドル	2018年12月31日 米ドル
上場持分証券投資（公正価値）		
食品およびタバコ	276,205	387,970
銀行サービス	263,317	263,137
石油・ガス関連機器およびサービス	255,728	401,806
繊維およびアパレル	244,859	234,851
機械、機器および部品	229,531	194,451
ソフトウェアおよびITサービス建設および工学	176,445	115,927
金属および鉱業	130,815	202,689
不動産事業	81,114	61,555
持ち株会社	112	110
建設および工学	-	194,744
	1,658,126	2,057,240

事業年度末における上場債務証券の詳細は、以下のとおり構成される。

	2019年12月31日 米ドル	2018年12月31日 米ドル
非上場債務証券		
ベトナムのソブリン債		
（クーポンレート8.90%、満期日：2023年9月30日）	826,977	-
ベトナムのソブリン債		
（クーポンレート6.90%、満期日：2019年7月15日）	-	857,748

13．未払買戻金

当該残高は、2020年に支払われる予定のニュース証券株式会社に対する未払買戻金に関連するものであった。

14．未払費用

	2019年12月31日 米ドル	2018年12月31日 米ドル
未払管理報酬（注記18）	17,750	14,500
未払財務書類作成費用（注記18）	7,000	7,000
未払FATCA報酬（注記18）	4,000	4,000
未払販売報酬（注記18）	3,704	5,049
未払監査報酬	3,245	19,060
未払代行協会員報酬（注記18）	3,088	4,208
未払AMLCO/MLRO報酬（注記18）	2,000	2,000
未払保管報酬	1,941	1,939
利子所得に対する未払源泉徴収税	732	7,123
	43,460	64,879

15．償還可能受益証券

2019年および2018年12月31日に終了した事業年度における受益証券の変動は以下のとおりである。

	2019年 受益証券	2018年 受益証券
発行・全額支払済み		
1月1日現在の残高	39,243	49,399
当期中の発行	4,702	2,991
当期中の償還	(13,919)	(13,147)
12月31日現在の残高	<u>30,026</u>	<u>39,243</u>

ファンドは外部から強制された資本要件の対象とならない。

2019年および2018年12月31日現在、ニュース証券株式会社は発行済受益証券のノミニーとして行為する。

申込み

ファンドは各買付日において適用される買付価格で受益証券の申込みを行うことができる。

受益証券1口当りの買付価格は、関連する買付日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格に、受益証券1口当りの純資産価格に対する販売手数料として3.00%（適用ある消費税を除く。）を上限として加算した金額となる。販売手数料は、販売会社に対して支払われる。

買戻し

受益証券は、保有者の請求により、買戻日に買戻すことができる。

買戻価格は、関連する買戻日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格から（該当する場合は）買戻される受益証券に配賦される未償却の創立費用および募集費用の比例的割合を控除した金額である。

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%（または管理会社が決定するその他の比率）（以下「四半期上限」という。）を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

16．源泉徴収税費用

ケイマン諸島における現行の税制度に基づき、ファンドは所得税を課せられない。ただし、ファンドにより受領されるベトナム国債にかかる受取利息は源泉徴収税の対象となる。かかる税金の対象となる収益は、税込みで認識され、それに相当する源泉徴収税は源泉徴収税費用として認識される。

17．その他営業費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
AMLCO/MLRO報酬	8,000	2,000

財務書類作成費用	7,000	7,000
政府費用	4,878	4,878
FATCA費用	4,000	4,000
銀行手数料	3,590	4,463
その他	3,066	4,182
	30,534	26,523

18. 関連当事者との重要な取引およびその他主要な契約

(a) 関連当事者

(i) メイブルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド- 事務管理会社

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
費用		
事務管理報酬（受託業務費用を含む。）	60,000	60,000
財務書類作成費用（注記17）	7,000	7,000
FATCA報酬（注記17）	4,000	4,000
AMLCO/MLRO報酬（注記17）	8,000	2,000
	2019年12月31日 米ドル	2018年12月31日 米ドル
負債		
未払事務管理報酬（注記14）	17,750	14,500
未払財務書類作成費用（注記14）	7,000	7,000
未払FATCA報酬（注記14）	4,000	4,000
未払AMLCO/MLRO報酬（注記14）	2,000	2,000

メイブルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドはファンドの事務管理会社である。事務管理会社は、受託会社の関連会社であるため、関係当事者とみなされる。信託証書に従い、事務管理会社は、スライド制料率に基づき、毎月ファンドの資産から受領する権利を有し、年間最低報酬額は1ヵ月当り5,000米ドルであり、管理業務の提供および財務書類の作成報酬は年間7,000米ドルである。事務管理報酬は各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

(ii) FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー - 管理会社

管理会社は、ファンドの決定および運営に重大な影響を及ぼすことから、ファンドの関係当事者としみなされる。

管理報酬

管理会社は、年間純資産価額の1.275%に相当する管理報酬を受領することができる。管理報酬は、評価日直前の純資産価額に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。2019年12月31日に終了した事業年度の管理報酬は、33,643米ドル（2018年度：47,547米ドル）であった。2019年12月31日現在、未払管理報酬は8,163米ドル（2018年度：10,483米ドル）であった。

成功報酬

また管理会社が受領することができる四半期の成功報酬は、当該四半期末における受益証券1口当りの純資産価格が当該四半期の前のいずれかの四半期末における受益証券1口当りの純資産価格の最高値を超過した額の20%または

当初発行価格100米ドル（もしこれが高い場合）に、当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当する。2019年12月31日に終了した事業年度の成功報酬は、ゼロ米ドル（2018年度：ゼロ米ドル）であった。

(b) その他主要契約

ニュース証券株式会社 - 代行協会員および販売会社

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
費用		
代行協会員報酬	6,883	18,646
販売報酬	8,257	22,375
	2019年12月31日 米ドル	2018年12月31日 米ドル
負債		
未払代行協会員報酬（注記14）	3,088	4,208
未払販売報酬（注記14）	3,704	5,049

販売報酬および代行協会員報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、以下のとおり四半期毎に後払いされる。

サービス	報酬料率
代行協会員	年率0.5%
販売会社	年率0.6%

19. 後発事象

投資の公正価値の下落

2019年12月31日以降、新型コロナウイルス感染症の発生と関連する世界の対応は、世界中のビジネスに重大な混乱を生じさせ、景気の低迷を招いた。グローバルおよびベトナムの株式市場は、大幅な変動と低迷に見舞われている。本財務諸表の発行が承認された日である2020年4月29日現在、ファンドの投資の公正価値は大幅に下落し、1,955,063.98米ドルとなった。

各国政府と中央銀行は経済状況の安定を目的とした金融介入による対応を行ったが、新型コロナウイルス感染症の発生による影響の期間と程度、ならびに政府と中央銀行の対応の有効性は、現時点では不明のままである。ファンドの投資の公正価値のその後の変動は、2019年12月31日現在の財務諸表には反映されていない。

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Statement of financial position as at 31 December 2019
(Expressed in United States Dollars)

	Note	31/12/2019 USD	31/12/2018 USD
ASSETS			
Cash and cash equivalents	11	136,747	279,725
Financial assets at fair value through profit or loss	12	2,485,103	2,914,988
Subscriptions receivable		8,447	-
Dividends receivable		2,503	4,084
Prepaid expenses		4,878	4,878
Total assets		2,637,678	3,203,675
LIABILITIES			
Management fee payable	18	8,163	10,483
Redemptions payable	13	48,146	-
Accrued expenses	14	43,460	64,879
Total liabilities		99,769	75,362
EQUITY			
Net assets attributable to unitholders		2,537,909	3,128,313
Total equity		2,537,909	3,128,313
Net asset value per unit based on 30,026 units (2018: 39,243 units)	15	84.52	79.72

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Statement of comprehensive income for the year ended 31 December 2019
(Expressed in United States Dollars)

	Note	2019 USD	2018 USD
Interest income		111,218	-
Dividend income		62,851	84,713
Net realised gain on financial assets at fair value through profit or loss		122,962	403,150
Net change in unrealised gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss		111,401	(584,088)
Net foreign currency exchange gain/(loss)		3,394	(6,449)
Total revenue/(loss)		411,826	(102,674)
Management fee	18	(33,643)	(47,547)
Custody fee		(14,431)	(15,551)
Legal fee		(30,865)	(30,282)
Administration fee	18	(60,000)	(60,000)
Agent member company fee	18	(6,883)	(18,646)
Distributor fee	18	(8,257)	(22,375)
Audit fee		(13,130)	(21,570)
Professional fee		(9,808)	(11,042)
Other operating expenses	17	(30,534)	(26,523)
Total operating expenses		(207,551)	(253,536)
Operating profit/(loss)		204,275	(356,210)
Withholding tax expense	16	(5,103)	(2,815)
Profit/(loss) for the year		199,172	(359,025)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2019
(Expressed in United States Dollars)

	2019 USD	2018 USD
Balance at 1 January	3,128,313	4,466,514
Total comprehensive income for the year		
Profit/(loss) for the year	199,172	(359,025)
Transactions with owners, recognised directly in equity		
Contributions and redemptions by unitholders:		
Issue of units during the year	390,154	260,162
Redemption of units during the year	(1,179,730)	(1,239,338)
Total transactions with owners	(789,576)	(979,176)
Balance at 31 December	2,537,909	3,128,313

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Statements of cash flows for the year ended 31 December 2019
(Expressed in United States Dollars)

	2019 USD	2018 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES		
Profit/(loss) for the year	199,172	(359,025)
Adjustments to reconcile (loss)/profit for the year to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Net realised gain on financial assets at fair value through profit or loss	(122,962)	(403,150)
Net change in unrealised (gain)/loss on financial assets at fair value through profit or loss	(111,401)	584,088
Decrease in dividends receivable	1,581	10,281
Decrease in management fee payable	(2,320)	(1,932)
Decrease in accrued expenses	(21,419)	(17,831)
Purchase of financial assets at fair value through profit or loss	(882,350)	(70,588)
Proceeds from sale of financial assets at fair value through profit or loss	1,546,598	1,260,762
Net cash provided by operating activities	606,899	1,002,605
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES		
Proceeds from issue of units	381,707	260,162
Payments on redemption of units	(1,131,584)	(1,239,338)
Net cash used in by financing activities	(749,877)	(979,176)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(142,978)	23,429
Cash and cash equivalents at 1 January	279,725	256,296
Cash and cash equivalents at 31 December	136,747	279,725
Supplementary information on cash flows from operating activities include:		
Dividend received	64,432	94,994

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019
(Expressed in United States Dollars)

1. Reporting entity

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (formerly known as “New-S Finansa Vietnam Balanced Fund”) (“the Fund”) is a series trust of New-S FPT Capital Trust (formerly known as “New-S Finansa Trust”) (“the Trust”) established pursuant to a trust deed dated 11 September 2008. The Trust is an umbrella unit trust and registered as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on 11 November 2008. The Fund commenced operations on 30 October 2008. The Fund is registered with the Financial Services Agency of Japan.

At 31 December 2019 and 2018, the Fund had no employees.

(a) Trustee

The Fund’s trustee is MaplesFS Limited (the “Trustee”) which is domiciled in the Cayman Islands. The Trustee is licensed to carry on trust business pursuant to the provision of the Banks and Trust Companies Law of the Cayman Islands and is a licensed administrator of mutual funds under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands.

(b) Manager

The investment activities of the Fund are managed by FPT Fund Management Joint Stock Company (the “Manager”). In 2013, the Manager was changed from Finansa Fund Management Ltd. to FPT Fund Management Joint Stock Company, an investment management company incorporated in Vietnam in accordance with the Deed of Retirement and Appointment signed between the Trustee, Finansa Fund Management Ltd. (the previous manager) and FPT Fund Management Joint Stock Company (the new manager) dated 22 April 2013.

(c) Administrator

The Fund’s administrator is Maples Fund Services (Cayman) Limited (“the Administrator”), a licensed mutual fund administrator, headquartered in the Cayman Islands, a duly appointed delegate of the Trustee. The Administrator has delegated certain administration duties to Maples Fund Services (Asia) Limited which is based in Hong Kong.

(d) Custodian

The Fund’s custodian is Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch.

(e) Distributor and Agent Member Company

The Distributor and Agent Member Company is New-S Securities Co., Ltd., a company domiciled in Japan. Under the signed Agent Company Agreement, Units Distribution and Repurchase Agreement, New-S Securities Co., Ltd. provides agent company member service and sales and repurchases of units handling services.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

(f) Investment objectives of the Fund

The Fund's investment objective is to provide unitholders with capital appreciation through investments in the following securities:

- Debt securities issued by the Government and public organisations in Vietnam, deposits (including money market products with high creditability and cash) with Vietnamese financial institutions, which are assessed to be high creditworthiness;
- Equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies listed on the Vietnamese Stock Exchanges;
- Mutual funds listed on the Vietnamese Stock Exchanges;
- Equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies which are contemplating a listing on the Vietnamese Stock Exchanges (provided that investments in unlisted shares are limited to 15% of the Fund's net assets); and
- Equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies listed on securities exchanges other than the Vietnamese Stock Exchanges if a substantial part of the assets of such companies or their sales are situated in or derived from Vietnam.

(g) Investment restrictions of the Fund

The Manager is subject to the following investment restrictions:

- The Fund shall not acquire the shares of any company if, as a result of such acquisition, the total number of shares of such company held by the Fund would exceed 25% of the total number of issued and outstanding shares of such company.
- The Fund shall not acquire any investment which is not listed on an exchange or which is not readily realisable if, as a result thereof, the total value of all such investments held by the Fund would immediately following such acquisition exceed 15% of the value of its net assets.
- The Fund shall not acquire any equity interests of Vietnam shares, if as a result thereof, the total value of all such investments held by the Fund would immediately following such acquisition exceed 70% of the value of its net assets.
- The Fund shall not acquire or hold any investment in a single company in excess of 10% (or 5% in the case of an unlisted company) of the value of the net assets of the Fund.
- The Fund shall not acquire or hold any investment in a single sector in excess of 30% of the value of the net assets of the Fund.
- The Fund shall not acquire or hold any investment in other listed mutual funds in excess of 10% of the value of the net assets of the Fund.
- The Fund shall not make a short sale of or buy a security on margin.

However, with regards to the ceiling ratio of above Fund's assets amount, the appreciation or depreciation of market value may temporarily exceed such ratio.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

2. Basis of preparation

These financial statements of the Fund have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") as issued by the International Accounting Standards Board (IASB).

The financial statements were authorised for issue by the Trustee on 29 April 2020.

Details of the Fund's significant accounting policies are included in Note 6.

3. Functional and presentation currency

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD"), which is the Fund's functional currency.

4. Basis of measurement

The financial statements have been prepared on an accrual basis using the historical cost basis, except for investments in securities classified as financial assets at fair value through profit or loss which are measured at fair value. The methods used to measure fair value are described in Note 6(g)(iii).

The statement of cash flows is prepared using the indirect method.

5. New standards adopted as at 1 January 2019

The Fund has adopted the new accounting pronouncements which have become effective this year, and are as follows:

IFRS 16 'Leases'

IFRS 16 'Leases' replaces IAS 17 'Leases' along with three Interpretations (IFRIC 4 'Determining whether an Arrangement contains a Lease', SIC 15 'Operating Leases-Incentives' and SIC 27 'Evaluating the Substance of Transactions Involving the Legal Form of a Lease'). The new Standard has been applied using the modified retrospective approach, with the cumulative effect of adopting IFRS 16 being recognised in equity as an adjustment to the opening balance of retained earnings for the current period. Prior periods have not been restated.

Other pronouncements

Other accounting pronouncements which have become effective from 1 January 2019 and have therefore been adopted do not have a significant impact on the Fund's financial results or position.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

6. Significant accounting policies

The Fund has consistently applied the accounting policies to all periods presented in these financial statements.

(a) Foreign currency

Transactions in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates at the dates of the transactions.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the exchange rate at the reporting date. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are also translated into USD at the exchange rate at the reporting date.

Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss as net foreign currency exchange gain or loss except those arising on investments at fair value through profit or loss which are included on net change in unrealised gain or loss on fair value through profit or loss and net realised gain or loss on fair value through profit or loss.

(b) Dividend income

Dividend income is recognised in profit or loss on the date on which the right to receive payment is established. For quoted equity securities, this is usually the ex-dividend date. Dividend income from equity securities designated as at fair value through profit or loss is recognised in profit or loss in a separate line item, gross of any withholding tax.

(c) Interest income

Interest income from debt securities classified as financial assets at fair value through profit or loss are recognised in profit or loss as part of gains on financial assets at fair value through profit or loss.

Interest income is determined using the effective interest method. The effective interest rate is the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts, without consideration of future credit losses, over the expected life of the financial instruments or through to the next market based repricing date to the net carrying amount of the financial instruments on initial recognition.

(d) Gains and losses from investments at fair value through profit or loss

Realised gains and losses on disposal of investments at fair value through profit or loss are calculated using the weighted average method and unrealised gains and losses on investments at fair value through profit or loss includes unrealised fair value changes. Gains and losses on financial assets at fair value through profit or loss are included in the statement of comprehensive income.

(e) Fees and commission expenses

Fees and commission expenses are recognised in profit or loss as the related services are performed.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

(f) Tax

Under the current system of taxation in the Cayman Islands, the Trust is exempt from paying income taxes. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet in the Cayman Islands exempting it from all income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

However, interest income on Vietnamese Government bonds received by the Fund is subject to withholding tax. Income that is subject to such tax is recognised gross of the taxes and the corresponding withholding tax is recognised as withholding tax expense.

Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA")

On 18 March 2010, the Hiring Incentives to Restore Employment Act of 2010 added chapter 4 to Subtitle A ("Chapter 4") of the US Internal Revenue Code (the "Code"). The provisions in Chapter 4 are commonly referred to as the Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA"). US Treasury regulations providing guidance on the due diligence, reporting, and withholding obligations under FATCA were passed and came into effect in January 2013 (the "Regulations").

The Regulations require foreign financial institutions ("FFI") to provide the Internal Revenue Service ("IRS") with information on certain U.S. persons invested in accounts outside of the U.S. and for certain non U.S. entities to provide information about any U.S. owners. The obligations of an FFI under FATCA may be modified by an Intergovernmental Agreement ("IGA") between the US and the FFI's country of organisation. The Cayman Islands entered into a Model 1 IGA on 29 November 2013, which provides for reporting and enforcement by FFIs to be facilitated by local authorities. The Cayman Islands also entered into a similar IGA with the United Kingdom. Therefore, all Cayman Islands domiciled "financial institutions" are subject to domestic legislation and regulations that implement both the Foreign Account Tax Compliance Act ("US FATCA") and its UK equivalent ("UK FATCA" and together, "FATCA"). The due diligence and reporting regimes introduced by the domestic legislation and regulations apply to all such financial institutions irrespective of whether they have US or UK based account holders and/or have US or UK assets or source income.

The Fund is a Reporting FFI and has registered for a Global Intermediary Identification Number ("GIIN") as required under US FATCA. The Fund's registered GIIN is C2IXBY.99999.SL.136.

(g) Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition

The Fund initially recognises financial assets at fair value through profit or loss on the trade date, which is the date on which the Fund becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

(ii) Classification

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Fund considers all the relevant information about how the business is managed. The Fund determined that it has two business models.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents and dividends receivables. These financial assets are held to collect contractual cash flow.

Other business model: this includes debt securities and equity securities. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Based on above assessment of business model, the Fund classifies its financial assets and liabilities into the below categories.

Financial assets at fair value through profit or loss: The Fund classifies all debt and equity instruments at fair value through profit or loss because it manages these instruments on a fair value basis in accordance with its documented investment strategy. The Fund holds all investments for trading purposes and the financial assets are classified as part of *Other business model*. Internal reporting and performance measurement of these securities are on a fair value basis.

Financial assets and liabilities at amortised cost: The amortised cost of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition, minus principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest rate method of any difference between the initial amount recognised and the maturity amount, minus any reduction for impairment.

Financial assets at amortised cost includes cash and cash equivalents, subscriptions receivable and dividends receivable.

Financial liabilities at amortised cost includes management fee payable and accrued expenses.

(iii) Measurement

Financial assets and financial liabilities are measured initially at cost which is the fair value of the consideration given or received.

All recognised financial assets that are within the scope of IFRS 9 are required to be subsequently measured at amortised cost or fair value on the basis of the entity's business model for managing the financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets.

Subsequent to initial recognition, all financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are presented in the statement of comprehensive income in the period in which they arise.

Other financial assets and financial liabilities are initially measured at cost and subsequently carried at amortised cost using the effective interest rate method, except for redeemable shares, which is measured at the redemption amount.

(iv) Impairment

The introduction of IFRS 9 replaces the model used to calculate impairments under IAS 39, which was based primarily on incurred losses, with a model based on the expected credit losses. The scope of the new model consistently includes all financial assets that are recognised at amortised cost.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

The Fund assesses on a forward-looking basis the expected credit losses associated with its financial assets carried at amortised cost. The Fund recognises a loss allowance for such losses at each reporting date.

The measurement of expected credit losses reflects:

- An unbiased and probability-weighted amount that is determined by evaluating a range of possible outcomes;
- The time value of money; and
- Reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

(v) Derecognition

The Fund derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Fund neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in the statement of comprehensive income. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Fund is recognised as a separate asset or liability.

The Fund derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled, or expired.

(h) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Fund has a legal right to offset the amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Income and expenses are presented on a net basis for realised gains and losses and unrealised gains and losses on investments at fair value through profit or loss and foreign exchange gains and losses.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are defined as cash at bank, term deposits with an original maturity of three months or less, and short-term, highly liquid investments readily convertible to known amounts of cash and subject to an insignificant risk of changes in value.

(j) Redeemable units

The Fund classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

The Fund has one class of redeemable units in issue. This is the most subordinate class of financial instruments in the Fund. The redeemable units provide unitholders with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the unitholders' share in the Fund's net assets at each redemption date and also in the event of the Fund's liquidation.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity instrument if it meets the following conditions:

- it entitles the holder to a pro rata share of the entity's net assets in the event of the Fund's liquidation;
- it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- apart from the contractual obligation for the Fund to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Fund over the life of the instrument.

The Fund's redeemable units meet all of these conditions and are classified as equity.

7. Standards issued but not yet effective

A number of new standards are effective for annual periods beginning after 1 January 2020 and earlier application is permitted; however, the Fund has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements.

Of those standards that are not yet effective, there are no new standards which are expected to have a significant impact to the Fund's financial position or performance.

8. Use of judgements and estimates

In preparing these financial statements, management has made judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to estimates are recognised prospectively.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

Judgements

Determination of functional currency

“Function currency” is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates. If indicators of the primary economic environment are mixed, management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The Fund’s investment portfolio are denominated in VND and other transactions are mainly denominated in USD. Investor subscriptions and redemptions are determined based on net asset value, and received and paid in USD. The expenses (including management fee and administration fee) are denominated and paid in USD. Accordingly, management has determined that the functional currency of the Fund is USD.

9. Financial risk management

(a) Exposure

The Fund has exposure to the following risks from financial instruments:

- credit risk;
- liquidity risk; and
- market risks.

This note presents information about the Fund’s objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Fund’s management of capital.

(b) Risk management framework

The Fund maintains positions in a variety of non-derivative financial instruments in accordance with its investment management strategy as mentioned in Note 1. The Fund’s investment portfolio comprise listed equity and debt securities.

Investing activities of the Fund expose it to various types of risks that are associated with the financial instruments and markets in which it invest. The Fund manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the dates of the statement of the financial position and the risk management policies employed by the Fund are disclosed below.

(c) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund, resulting in a financial loss to the Fund. It arises principally from debt securities held and cash and cash equivalents. For risk management reporting purposes, the Fund considers and aggregates all elements of credit risk exposure (such as individual obligor default risk, country risk and sector risk).

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

As at 31 December 2019 and 2018, the Fund had a significant portion of its individual counterparty credit risk with the Custodian. The Fund seeks to mitigate its exposure to credit and counterparty risk by placing its cash and transacting its securities with reputable financial institutions. The Fund does not expect any losses as a result of this concentration. The Fund's maximum credit risk exposure at the reporting date is represented by the respective carrying amounts of the relevant financial assets in the statement of financial position. Credit rating of the Custodian referenced to Moody's long term deposit rating were as follows:

	Credit rating
Custodian	
31 December 2019	
Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch	A3
31 December 2018	
Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch	A3

Management monitors the credit rating of its debt securities on a continuous basis. As at 31 December 2019 and 2018, the fair value of the Fund's debt securities referenced to Moody's rating were as follows:

	Credit rating	Fair value USD
31 December 2019		
Vietnam Government bond	Ba3	826,977
31 December 2018		
Vietnam Government bond	Ba3	857,748

(d) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset.

The Fund's Offering Memorandum provides for redemption of the units on the second business day in each calendar week. The Fund's financial instruments include investments which are actively traded in Vietnamese Stock Exchanges. As a result, the Fund is able to liquidate quickly its investments in these instruments at an amount close to the fair value in order to meet its liquidity requirements. Accordingly, management considers the Fund's liquidity risk to be minimal.

Financial liabilities of the Fund as at 31 December 2019 are payable within three months (31/12/2018: three months).

(e) Market risk

Market risk is the risk that changes in market prices – such as interest rates, foreign exchange rates, equity prices and credit spreads – will affect the Fund's income or the fair value of its holdings of financial instruments.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

(i) Interest rate risk

The Fund is exposed to the risk that the fair value or future cash flows of its financial instruments will fluctuate as a result of changes in market interest rates. In respect of the Fund's interest bearing financial instruments, the Fund's policy is to transact in financial instruments that mature or re-price in the short term – i.e. no longer than 12 months.

Accordingly, the Fund is subject to limited exposure to fair value or cash flow interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

The fair value of the debt securities in which the Fund invests are sensitive to changes in interest rates and market conditions within Vietnam. As a result, the Fund is subject to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. As at 31 December 2019, had interest rate increased by 1% with all other variables remaining constant, the decrease in net assets and increase in loss for the year would amount to approximately USD8,270 (31/12/2018: increase in loss for the year would amount to approximately USD4,486). A decline of 1% would have an equal but opposite impact.

The Fund's interest-bearing instruments, being debt securities with carrying value as at 31 December 2019 of USD826,977 (31/12/2018: USD857,748) have a maturity of four years and two months (31/12/2018: two years and three months).

(ii) Currency risk

The Fund invests in assets and earns income denominated in Vietnamese Dong ("VND"). Consequently, the Fund is exposed to the risk that the exchange rate of USD relative to VND may change in a manner which may have an adverse effect on the reported value on that portion of the Fund's assets that are denominated in VND.

Management may from time to time hedge the Fund's currency exposure. If hedging can be taken on commercially reasonable terms, but it may not always be practicable to enter into hedging transactions on terms and conditions favourable to the Fund, and management is not obligated to enter into hedging transactions.

As at 31 December 2019 and 2018, the Fund had outstanding foreign currency denominated assets and liabilities as follows:

	31/12/2019 USD equivalent	31/12/2018 USD equivalent
Assets		
Vietnamese Dong ("VND")	2,566,545	3,123,960
Liabilities		
Vietnamese Dong ("VND")	(2,674)	(1,939)
	2,563,871	3,122,021

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

Exchange rate fluctuations and local currency devaluation could have a material effect on the value of the Fund's investments. As at 31 December 2019, had the VND exchange rate strengthened by 1% with all other variables remaining constant, the increase in net assets and increase in gain for the year would amount to approximately USD25,639 (31/12/2018: the increase in net assets and increase in gain for the year would amount to approximately USD31,220). A decline of 1% would have an equal but opposite impact.

All of the Fund's investments and cash and cash equivalents are held in VND, except for the cash held by the Administrator, refer to Note 11.

(iii) Equity price risk

The Fund is exposed to equity price risk as at 31 December 2019 and 2018, only to the extent of investments in common stocks.

As at 31 December 2019, the market value of the Fund's listed shares is USD1,658,126 (31/12/2018: USD2,057,240) (Note 12). During 2019, the difference between the highest and lowest monthly VN Index compared to the lowest point was approximately 25% (2018: 25%). Had the market prices of these securities increased by 25% as at 31 December 2019 (31/12/2018: 25%) with all other variables remaining constant, the Fund's net assets would have increased and loss for the year would have decreased by USD414,532 (2018: the Fund's net assets and profit for the year would have increased by USD514,310). A decline of 25% (2018: 25%) would have an equal but opposite impact.

10. Fair value of financial instruments

The fair values of financial assets and financial liabilities that are traded in active markets that the Fund can access at the measurement date are obtained directly from an exchange on which the instruments are traded. For all other financial instruments, the Fund determines fair values using other valuation techniques.

The Fund measures fair values using the following fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

- Level 1: Inputs that are quoted market prices (unadjusted) in active markets for identical instruments.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques in which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3: Inputs that are unobservable. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments but for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgments, considering factors specific to the asset or liability. The determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

(a) Fair value hierarchy – Financial instruments measured at fair value

The table below analyses financial instruments measured at fair value at the reporting date, by the level in the fair value hierarchy into which the fair value measurement is categorised. The amounts are based on the values recognised in the statement of financial position. All fair value measurements below are recurring. The Fund did not recognise any transfers between levels of the fair value hierarchy at the reporting date. There was no level 3 investments held during the years ended 31 December 2019 and 2018.

31 December 2019	Level 1 USD	Level 2 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss:			
Listed shares	1,658,126	-	1,658,126
Listed bonds	-	826,977	826,977
	1,658,126	826,977	2,485,103
31 December 2018	Level 1 USD	Level 2 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss:			
Listed shares	2,057,240	-	2,057,240
Listed bonds	-	857,748	857,748
	2,057,240	857,748	2,914,988

(b) Fair value hierarchy – Financial instruments not measured at fair value

The financial instruments not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature and, for the financial assets, high credit quality of counterparties.

The following table sets out the fair values of financial instruments not measured at fair value and analyses it by the level in the fair value hierarchy into which each fair value measurement is categorised.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

31 December 2019	Level 2 USD
Financial assets	
Cash and cash equivalents	136,747
Subscriptions receivable	8,447
Dividends receivable	2,503
	147,697
Financial liabilities	
Management fee payable	8,163
Redemptions payable	48,146
Accrued expenses	43,460
	99,769
31 December 2018	Level 2 USD
Financial assets	
Cash and cash equivalents	279,725
Dividends receivable	4,084
	283,809
Financial liabilities	
Management fee payable	10,483
Accrued expenses	64,879
	75,362

11. Cash and cash equivalents

	31/12/2019 USD	31/12/2018 USD
Cash at bank	136,747	279,725

As at 31 December 2019, included in cash and cash equivalents was USD57,808 held in a bank account with the Administrator (31/12/2018: USD74,837).

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

12. Financial assets at fair value through profit or loss

	31/12/2019		31/12/2018	
	USD		USD	
	Cost	Fair value	Cost	Fair value
Investments in securities				
Listed equity securities	936,588	1,658,126	1,381,383	2,057,240
Listed debt securities (*)	820,827	826,977	917,318	857,748
	1,757,415	2,485,103	2,298,701	2,914,988

(*) As at 31 December 2019, the carrying amount of listed debt securities include accrued interest receivable amounting to USD14,638 (31/12/2018: USD26,308).

Details of listed equity securities at the year end were as follows:

	31/12/2019	31/12/2018
	USD	USD
Listed equity securities		
Phu Nhuan Jewelry Joint Stock Company	244,859	234,851
Refrigeration Electrical Engineering Corporation	229,531	194,451
Military Commercial Joint Stock Bank	224,394	193,986
FPT Corporation	176,445	115,927
Petrovietnam Low Pressure Gas Distribution Joint Stock Company	155,592	111,133
Vietnam Dairy Products Joint Stock Company	150,816	248,169
Hoa Phat Group Joint Stock Company	130,815	202,689
Bentre Aquaproduct Import and Export Joint Stock Company	125,389	139,801
Petrovietnam Southern Gas Joint Stock Company	100,137	106,318
Dat Xanh Group	55,187	61,525
Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	38,923	69,151
Ha Do Joint Stock Company	25,890	-
Dabaco Group Joint Stock Company	112	110
Vingroup Joint Stock Company	35	29
Thu Duc Housing Development Corporation	1	1
Petrovietnam Technical Services Corporation	-	35,109
Vietnam Construction & Import-Export Corporation	-	194,744
Petrovietnam Gas Joint Stock Corporation	-	149,246
	1,658,126	2,057,240

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

Details of investments in listed equity securities by industry at the year-end were as follows:

	31/12/2019 USD	31/12/2018 USD
Investments in listed equity securities, at fair value		
Food and tobacco	276,205	387,970
Banking services	263,317	263,137
Oil and gas related equipment and services	255,728	401,806
Textiles and apparel	244,859	234,851
Machinery, equipment and components	229,531	194,451
Software and IT services	176,445	115,927
Metals and mining	130,815	202,689
Real estate operations	81,114	61,555
Holding companies	112	110
Construction and engineering	-	194,744
	1,658,126	2,057,240

Details of listed debt securities comprise at the year-end were as follows:

	31/12/2019 USD	31/12/2018 USD
Listed debt instruments		
Vietnam Sovereign Bond (8.90% coupon rate, maturity 30 September 2023)	826,977	-
Vietnam Sovereign Bond (6.90% coupon rate, maturity 15 July 2019)	-	857,748

13. Redemption payable

The outstanding balance pertained to redemption payable to New-S Securities Co Ltd which would be paid in 2020.

14. Accrued expenses

	31/12/2019 USD	31/12/2018 USD
Administration fee payable (Note 18)	17,750	14,500
Financial statement preparation fee payable (Note 18)	7,000	7,000
FATCA fee payable (Note 18)	4,000	4,000
Distributor fee payable (Note 18)	3,704	5,049
Audit fee payable	3,245	19,060
Agent fee payable (Note 18)	3,088	4,208
AMLCO/MLRO fee payable (Note 18)	2,000	2,000
Custody fee payable	1,941	1,939
Interest withholding tax payable	732	7,123
	43,460	64,879

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

15. Redeemable units

Movements in units for the years ended 31 December 2019 and 2018 were as follows:

	2019 Units	2018 Units
Issued and fully paid		
Balance at 1 January	39,243	49,399
Issued during the year	4,702	2,991
Redeemed during the year	(13,919)	(13,147)
Balance at 31 December	30,026	39,243

The Fund is not subject to externally imposed capital requirements.

At 31 December 2019 and 2018, New-S Securities Co., Ltd., acts as nominee for total outstanding units in issue.

Subscription

Units will be available for subscription at the relevant purchase price applicable on each subscription day.

The purchase price per unit will be the NAV per unit on the valuation day immediately preceding the relevant subscription day plus a sales charge of up to 3.00% (excluding any applicable consumption tax) of such NAV per unit. The sales charge will be payable to the Distributor.

Redemption

Units may be redeemed on any redemption day at the request of the holder of such units.

The redemption price will be NAV per unit on the valuation day immediately preceding the relevant redemption day less, as appropriate, the pro rata share of any unamortised organisational and offering expenses attributable to the unit being redeemed.

Unless Manager otherwise determines, if aggregate redemption requests on any redemption day exceed 10%, or such other percentage as shall be determined by Manager of the units in issue, Manager may elect to restrict the total number of units which may be redeemed on the relevant redemption day to 10% (or such other percentage as shall be determined by the Manager) of the outstanding units on such date, in which case, requests will be scaled down pro rata and the balance will be redeemed on the next following redemption day in priority to any redemption requests received on that date, subject always to further delay if redemptions on that date are restricted pursuant to this power.

In addition, if the number of aggregate redemption requests in any calendar quarter exceed 25%, or such other percentage as shall be determined by the Manager of the number of units in issue on the first redemption day in such calendar quarter (the "quarterly limit"), the Manager may on any redemption day in such calendar quarter elect to restrict the total number of units which may be redeemed in such calendar quarter to the quarterly limit, in which case, requests will be scaled down pro rata and the balance will be redeemed on the next following redemption day in the next calendar quarter in priority to any redemption requests received on subsequent dates, subject always to further delay if redemptions on that date are restricted pursuant to this power.

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

16. Withholding tax expense

Under the current system of taxation in the Cayman Islands, the Fund is exempt from paying income taxes. However, interest income on Vietnamese Government bonds received by the Fund is subject to withholding tax. Income that is subject to such tax is recognised gross of the taxes and the corresponding withholding tax is recognised as withholding tax expense.

17. Other operating expenses

	2019 USD	2018 USD
AMLCO/MLRO fee	8,000	2,000
Fee for financial statements preparation	7,000	7,000
Government expenses	4,878	4,878
FATCA fee	4,000	4,000
Bank charge	3,590	4,463
Others	3,066	4,182
	30,534	26,523

18. Significant transactions with related parties and other key contracts

(a) Related parties

(i) Maples Fund Services (Cayman) Limited – the Administrator

	2019 USD	2018 USD
Expenses		
Administration fee (including a fee for trustee services)	60,000	60,000
Fee for financial statements preparation (Note 17)	7,000	7,000
FATCA fee (Note 17)	4,000	4,000
AMLCO/MLRO fee (Note 17)	8,000	2,000
	31/12/2019 USD	31/12/2018 USD
Liabilities		
Administration fee payable (Note 14)	17,750	14,500
Financial statement preparation fee payable (Note 14)	7,000	7,000
FATCA fee payable (Note 14)	4,000	4,000
AMLCO/MLRO fee payable (Note 14)	2,000	2,000

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

Maples Fund Services (Cayman) Limited is the Administrator of the Fund. The Administrator is considered a related party due to being an affiliated entity of the Trustee. In accordance with the Trust Deed, the Administrator is entitled to receive a monthly fee out of the assets of the Fund based on an annualised sliding-scale rate, subject to a minimum fee of USD5,000 per month and USD7,000 per annum for the provision of administration services and preparation of the financial statements accordingly. Administration fee is accrued on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

(ii) FPT Fund Management Joint Stock Company – the Manager

The Manager is considered a related party to the Fund due to its significant influence to the decisions and operations of the Fund.

Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee which is equal to 1.275% of the net asset value per annum. Management fee will be accrued on each valuation day based on the net asset value of the immediately preceding valuation day and is payable quarterly in arrears. Management fee for the year ended 31 December 2019 was USD33,643 (2018: USD47,547). Management fee payable as at 31 December 2019 was USD8,163 (2018: USD10,483).

Performance fee

The Manager is also entitled to receive a quarterly performance fee equal to 20% of the amount by which the net asset value per unit at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the net asset value per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial issue price of US\$100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter. Performance fee for the year ended 31 December 2019 was nil (2018: nil).

(b) Other key contracts

New-S Securities Co., Ltd. - Agent Member Company and Distributor

	2019	2018
	USD	USD
Expenses		
Agent member company fee	6,883	18,646
Distributor fee	8,257	22,375
	31/12/2019	31/12/2018
	USD	USD
Liabilities		
Agent member company fee payable (Note 14)	3,088	4,208
Distributor fee payable (Note 14)	3,704	5,049

The distributor fee and agent member company fee are accrued on each valuation day based on the NAV of the immediately preceding valuation day and payable quarterly in arrears as follows:

Services	Fee rates
Agency member company	0.5% NAV per annum
Distribution	0.6% NAV per annum

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2019 (continued)
(Expressed in United States Dollars)

19. Subsequent events

Decline in fair value of investments

Since 31 December 2019, the outbreak of COVID-19 and related global responses have caused material disruptions to businesses around the world, leading to an economic slowdown. Global and Vietnam equity markets have experienced significant volatility and weakness. As at 29 April 2020, the date that these financial statements were authorized for issue, the fair value of the Fund's investments had declined significantly to the following amounts: USD1,955,063.98.

While governments and central banks have reacted with monetary interventions designed to stabilise economic conditions, the duration and extent of the impact of the COVID-19 outbreak, as well as the effectiveness of government and central bank responses, remains unclear at this time. These subsequent changes in the fair value of the Fund's investments are not reflected in the financial statements as at 31 December 2019.

(3) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

2019年12月31日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	業種	株数	取得原価		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	PHU NHUAN JEWELRY JSC	ベトナム	小売業	65,981	0.72	47,664	3.71	244,859	9.6%
2.	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORP	ベトナム	建築資材業	146,533	0.69	101,229	1.57	229,531	9.0%
3.	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK	ベトナム	銀行業	250,005	0.44	110,229	0.90	224,394	8.8%
4.	FPT CORP	ベトナム	電気通信業	70,136	0.80	55,874	2.52	176,445	7.0%
5.	PETROVIETNAM LOW PRESSURE GAS DISTRIBUTION JSC	ベトナム	ガス業	68,419	0.83	56,452	2.27	155,592	6.1%
6.	VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	ベトナム	食品業	30,000	5.45	163,541	5.03	150,816	5.9%
7.	HOA PHAT GROUP JSC	ベトナム	その他製造業	129,000	0.74	95,417	1.01	130,815	5.2%
8.	BENTRE AQUAPRODUCT IMPORT AND EXPORT JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品業	80,716	1.52	122,367	1.55	125,389	4.9%
9.	PETRO VIETNAM SOUTHERN GAS	ベトナム	石油・ガス業	81,710	0.73	59,676	1.23	100,137	3.9%
10.	DAT XANH GROUP	ベトナム	不動産業	88,200	0.87	77,053	0.63	55,187	2.2%
11.	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC	ベトナム	銀行業	10,000	1.64	16,377	3.89	38,923	1.5%

12.	HA DO JSC	ベトナム	不動産業	20,000	1.53	30,597	1.29	25,891	1.0%
13.	DABACO CORP	ベトナム	持株会社- ダイバー	107	0.93	99	1.05	112	0.0%
14.	VINGROUP JSC	ベトナム	不動産業	7	1.57	11	5.00	35	0.0%
15.	THU DUC HOUSING DEVELOPMENT CORPORATION	ベトナム	不動産業	3	0.67	2	0.33	1	0.0%

合計

1,040,817		936,588		1,658,127	65.33%
-----------	--	---------	--	-----------	--------

【株式以外の投資有価証券明細表】

2019年12月31日現在								
（単位：米ドル）								
銘柄	国名	種類	償還日 （年／月／日）	利率（％）	額面金額 （ドン）	取得価額	市場価格	投資比率 （％）
SOCIALIST REP OF VIETNAM 8.900%								
09/30/23	ベトナム	国債	2023年 9 月30日	8.9%	15,000,000,000	820,827.05	826,977.27	32.58%
					15,000,000,000	820,827.05	826,977.27	32.58%

【投資不動産明細表】

該当事項なし。

【その他投資資産明細表】

該当事項なし。

【借入金明細表】

該当事項なし。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年4月30日現在）

	（米ドル）	（千円）
I．資産合計	2,087,000.71	223,706
II．負債合計	70,834.95	7,593
III．純資産合計（I-II）	2,016,164.93	216,113
IV．発行済口数	29,036口	
V．1口当り純資産価格（III / IV）	69.43米ドル	7,442円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)

取扱場所 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1104、クイーンズゲート・ハウス私書箱309

(P.O. Box 309, Queensgate House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社（または販売取扱会社）に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行うものとする。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていない。

(ハ) 受益者集会

受益会社および管理会社は、以下の場合、トラスト、関連するシリーズ・トラストまたはあるシリーズ・トラストの関連するクラスもしくはシリーズ（場合による）の受益者集会を、招集通知に記載された日時および場所において開催する。

- (i) 信託証書の規定により要求される場合
- (ii) 管理会社または受託会社の書面による請求があった場合
- (iii) （全受益者の受益者集会の場合）トラストの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有すると
して登録されている受益者の書面による請求があった場合
- (iv) （いずれかのシリーズ・トラストの受益者集会の場合）当該シリーズ・トラストの当該時点で発行済受益証
券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合
- (v) （受益証券のいずれかのクラスまたはシリーズの受益者による受益者集会の場合）当該クラスまたはシリー
ズの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による
請求があった場合

(二) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券の譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対し必要または望ましいとみなされる一切の情報を必要または望ましいとみなされる様式で提供することを要請することができる。かかる情報または書類には、管理会社または受託会社が、該当する法域の政府もしくはその他の規制要件といった法定の規定または管理会社もしくは受託会社のそのときの方針の遵守を容易にするための情報または書類を含む。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に従って行われない譲渡についてはこれを承認、同意または登録せず、トラストの受益者名簿に受託会社または管理会社が譲受人の氏名を記載するまで、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利のすべての点において譲渡人を引続き受益者と取扱う。

これらの規定に違反して譲渡された受益証券は、強制買戻しまたは譲渡の対象となるものとする。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2020年4月末日現在、管理会社の資本金の額は110十億ドン（507,364千円）であり、最近5年間における資本金の額の増減はない。同日現在、管理会社が発行する株式の総数は11,000,000株で、発行済株式総数は10,945,000株である。

（2）会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役会のメンバーは、3名以上11名以下とする。ベトナムに永住することを要する取締役会のメンバーの数は3名以上とする。取締役会の任期は5年とする。取締役会のメンバーの任期は5年を越えてはならない。取締役会のメンバーは、再任が可能であり、その任期の回数に制限はない。取締役会のメンバーは、必ずしも当社の株主である必要はない。

管理会社の現在の取締役は、本書日現在、以下のとおりである。

氏名	生年月日	役職	略歴
グエン ヴァン ロック	1972年4月23日	取締役	2012年4月～2013年3月 FPTファンド・マネジメントJSCの 取締役会長 2011年3月～2012年4月 FPTハオラック・コー・リミテッ ドのCEO 2009年8月～2011年2月 FPTテレコムJSCの副CEO 2007年～2009年7月 FPTトレーディングJSCの副CEO 2003年～2006年 FPTグループの金融部門部長 2000年～2003年 FPTグループの金融部門副部長 1993年～1999年 FPTグループの会計士 2008年～2010年 ベトナム国家大学ハノイ校のハノ イ・スクール・オブ・ビジネス 1989年～1993年 ベトナム商業大学

ゴ サン ハイ	1982年 4 月20日	取締役会長	2013年 7 月～現在 FPT ファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの会長 2011年 5 月～2013年 5 月 SBI ホールディングス・インク（ハノイ支店）のアソシエート兼チーフ・リプレゼンタティブ 2010年 5 月～2011年 5 月 VNダイレクト・セキュリティーズ・ジョイント・ストック・カンパニーの投資顧問およびブローカー 2009年 4 月～2010年 5 月 ポスト・アンド・テレコミュニケーション・インシュランス・ジョイント・ストック・カンパニー（PTI）のアナリスト 2008年12月～2009年 4 月 ロータスIMCファンド・マネジメントSJCのインベスター・リレーションズ・マネージャー 2008年 6 月～2008年12月 ハマガス・ベトナム・リミテッドの事業開発取締役
志方 修三	1980年 4 月 4 日	取締役	2015年～現在SBIホールディングス・フィナンシャル・サービス・オーバーシーズのビジネス開発の取締役 2014年 5 月～2015年 3 月株式会社三菱UFJ銀行の海外事業投資部門の取締役 2011年～2014年 5 月 フィリピン（マニラ支店）にあるジャパン・オフィスの代表
植野 太郎	1982年12月 2 日	取締役	2019年11月～現在 ベトナムにあるUtopテクノロジー・ジョイント・ストック・カンパニーの取締役会メンバー

2019年7月～現在

スリランカにあるサンシャイン・
エナジー(Pvt)リミテッドの取締役
役会メンバー

2019年2月～現在

日本国東京にあるSBIホールディ
ングスの海外事業管理部マネー
ジャー

2018年3月～2019年1月

日本国東京にあるみずほ銀行の第
18コーポレートバンキング部マ
ネージャー

2014年7月～2018年3月

ベトナムにあるみずほ銀行ハノイ
支店の外国企業向けコーポレート
ファイナンス部長

2012年9月～2014年7月

香港にあるみずほ銀行のグローバ
ル貿易金融部門マネージャー

2009年1月～2012年9月

シンガポールにあるみずほ銀行の
グローバル貿易金融部門のアシ
スタント・マネージャー

2005年11月～2009年1月

日本国東京にあるみずほ銀行の第
16コーポレートバンキング部のア
シスタント・マネージャー

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定は、取締役の監理および投資委員会のモニターの下、インベストメント・チームによる投資分析を通じてファンドマネージャーにより決定される。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、最適な投資ソリューションを顧客に提供するために2007年に設立された。管理会社は12名の従業員を抱えている。資産管理額は約317十億ドン(1,460,546千円)（2020年4月末現在）であった。

管理会社はFPTグループのメンバーであり、有数の国際教育機関で上級学位を取得し、大手のグローバル金融機関に在籍し様々な経験値を有し、深いマーケット知識を有する専門家によって構成される結束力のあるチームによって権限を与えられている。FPTグループの支援を受けて、管理会社はあらゆる種類の高度な投資運用提案を顧客に提供することを目標としている。

FPTグループは有力なITおよび電気通信会社であるFPTテレコム、FPTインフォメーション・システム、FPTソフトウェア、FPTトレーディング・グループおよびFPTユニバーシティおよび大手の投資会社であるFPTファンド・マネ

ジメント・ジョイント・ストック・カンパニー、ティエン・フォン・コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク
およびFPTセキュリティーズから成る。

管理会社はあらゆる長所と利点を用いて、ベトナムにおける投資機会を利用し、顧客に対して最高の利益をもたら
し、最終的に資産運用業における大手金融機関となり、投資家が最も信頼できる機関となることを追及する。

管理会社の規律ある投資アプローチは、広範な情報網、幅広い業界知識、投資家に対する卓越したサービスおよび
競争力を供給する価値創造に基づくものである。

3【管理会社の経理状況】

1．管理会社の直近2事業年度（2019年および2018年12月31日に終了した年度）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によっている。

2．管理会社の原文（英文）の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるKPMGリミテッド（KPMG Limited）の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を発行している。

3．管理会社の原文（英文）の財務書類はドンで表示されている。2020年5月18日現在のダンの対米ドルレートは、1米ドル＝約23,265ドン（ベトナム国家銀行による建値）であり、1米ドル＝107.19円（株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売買相場の仲値）から円とドルの同日の相場は100ドン＝約0.46074円と計算される。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(1)【貸借対照表】

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日現在の連結財政状態計算書

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		ドン	千円	ドン	千円
現金および現金同等物	6	21,487,729,822	99,003	6,075,553,043	27,993
前払金		54,465,918	251	153,439,297	707
営業債権およびその他未収金	7	829,460,854	3,822	422,712,484	1,948
損益を通じた公正価値による金融資産	5.2	10,390,250,000	47,872	11,960,000,000	55,105
デリバティブ金融商品	5.3	15,109,750,000	69,617	-	-
当期税金資産	8.1	133,929,185	617	983,855,330	4,533
その他流動資産	9	151,081,228,535	696,092	106,572,065,217	491,020
その他非流動資産	10	116,091,360	535	40,321,646,916	185,778
有形固定資産	11	1,010,737,657	4,657	160,293,376	739
資産合計		200,213,643,331	922,464	166,649,565,663	767,821
負債					
支払債務およびその他未払金	12	12,665,063,975	58,353	1,857,857,977	8,560
当期税金負債	8.2	2,593,571,639	11,950	107,336,349	495
短期借入金	13	366,864,148	1,690	-	-
長期借入金	13	399,353,343	1,840	-	-
負債合計		16,024,853,105	73,833	1,965,194,326	9,054
資本					
株式資本	14	110,000,000,000	506,814	110,000,000,000	506,814
資本剰余金		15,110,000	70	15,110,000	70
自己株式		(639,210,000)	(2,945)	(639,210,000)	(2,945)
法定準備金		4,060,121,244	18,707	2,052,132,076	9,455
利益剰余金		70,752,768,982	325,986	53,256,339,261	245,373
資本合計		184,188,790,226	848,631	164,684,371,337	758,767
資本および負債合計		200,213,643,331	922,464	166,649,565,663	767,821

ベトナム、ハノイ市

2020年4月22日

(署名)(押印)

グエン ティ トゥ グエット

最高経営責任者

(署名)

ヴ ホアイ アイン

経理担当マネジャー

注記（原文10ページから28ページ）は、本連結財務書類の不可分の一部である。

(2)【損益計算書】

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結損益およびその他包括利益計算書

2019年12月31日			2018年12月31日	
注記	に終了した事業年度		に終了した事業年度	
	ドン	千円	ドン	千円
収益				
ファンド運用報酬	2,000,000,000	9,215	1,097,088,422	5,055
ポートフォリオ運用報酬	1,935,703,560	8,919	1,153,090,039	5,313
助言サービス報酬	1,908,224,600	8,792	1,756,370,454	8,092
預金からの受取利息	10,721,605,571	49,399	8,759,307,788	40,358
その他の収益	-	-	888,450	4
その他包括利益を通じた公正価値による				
持分証券の処分損	-	-	(18,866,888,639)	(86,927)
	16,565,533,731	76,324	(6,100,143,486)	(28,106)
損益を通じた公正価値による金融資産の				
公正価値変動	20 (1,569,750,000)	(7,232)	4,813,900,000	22,180
デリバティブ金融商品				
の公正価値変動	20 15,109,750,000	69,617	-	-
収益 / (損失) 合計	30,105,533,731	138,708	(1,286,243,486)	(5,926)
営業費用				
減価償却費および				
償却費	(68,745,493)	(317)	(59,193,534)	(273)
従業員給付費用	(5,321,422,472)	(24,518)	(4,766,306,461)	(21,960)
その他の費用	16 (1,637,392,525)	(7,544)	(1,615,816,553)	(7,445)
営業費用合計	(7,027,560,490)	(32,379)	(6,441,316,548)	(29,678)
営業利益 / (損失)	23,077,973,241	106,329	(7,727,560,034)	(35,604)
金融費用	(72,147,108)	(332)	-	-
税 引 前 利 益 / (損失)	23,075,826,133	106,320	(7,727,560,034)	(35,604)
当期法人税	17 (3,501,407,244)	(16,132)	-	-
繰延法人税費用	-	-	-	-
継続事業からの当期純利益 / (損失)	19,504,418,889	89,865	(7,727,560,034)	(35,604)

その他包括利益	-	-	-	-
包括利益合計	19,504,418,889	89,865	(7,727,560,034)	(35,604)
以下に帰属する当期 利益 / (損失) :				
非支配持分	-	-	-	-
親会社の株主	19,504,418,889	89,865	(7,727,560,034)	(35,604)
	19,504,418,889	89,865	(7,727,560,034)	(35,604)
1 株当たり利益				
基本的 1 株当たり利益				
(ドン/株)	15	1,762	8	(706)
				(3)

ベトナム、ハノイ市

2020年 4 月22日

(署名) (押印)

グエン ティ トゥ グエット

最高経営責任者

(署名)

ヴ ホアイ イン

経理担当マネジャー

注記（原文10ページから28ページ）は、本連結財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社
2019年12月31日に終了した事業年度における連結株主持分変動計算書

	株式資本 ドン	資本剰余金 ドン	自己株式 ドン	公正価値 準備金 ドン	法定準備金 ドン	利益剰余金 ドン	合計 ドン
2019年 1 月 1 日現在の							
残高	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	-	2,052,132,076	53,256,339,261	164,684,371,337
（千円）	506,814	70	(2,945)	-	9,455	245,373	758,767
当期包括利益合計							
当期利益	-	-	-	-	-	19,504,418,889	19,504,418,889
（千円）	-	-	-	-	-	89,865	89,865
資本に直接計上された取引							
準備金への割当	-	-	-	-	2,007,989,168	(2,007,989,168)	-
（千円）	-	-	-	-	9,252	(9,252)	-
2019年12月31日現在の							
の残高	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	-	4,060,121,244	70,752,768,982	184,188,790,226
（千円）	506,814	70	(2,945)	-	18,707	325,986	848,631

	株式資本 ドン	資本剰余金 ドン	自己株式 ドン	公正価値 準備金 ドン	法定準備金 ドン	利益剰余金 ドン	合計 ドン
2018年1月1日現在の							
残高	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	2,243,295,119	2,052,132,076	58,740,604,176	172,411,931,371
（千円）	506,814	70	(2,945)	10,336	9,455	270,641	794,371
当期包括損失合計							
当期損失	-	-	-	-	-	(7,727,560,034)	(7,727,560,034)
（千円）	-	-	-	-	-	(35,604)	(35,604)
資本に直接計上された取引							
投資の処分時の							
公正価値準備金から							
利益剰余金への振替	-	-	-	(2,243,295,119)	-	2,243,295,119	-
（千円）	-	-	-	(10,336)	-	10,336	-
2018年12月31日現在の							
残高	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	-	2,052,132,076	53,256,339,261	164,684,371,337
（千円）	506,814	70	(2,945)	-	9,455	245,373	758,767

ベトナム、ハノイ市

2020年4月22日

（署名）（押印）
グエン ティ トゥ グエット
最高経営責任者

（署名）
ヴ ホアイ アイン
経理担当マネジャー

注記（原文10ページから28ページ）は本連結財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

	2019年12月31日		2018年12月31日	
	に終了した事業年度		に終了した事業年度	
	ドン	千円	ドン	千円
営業活動による				
キャッシュ・フロー				
当期利益 / (損失)	19,504,418,889	89,865	(7,727,560,034)	(35,604)
調整項目:				
減価償却費および償却費	354,468,938	1,633	59,193,534	273
金融商品の公正価値変動	11,960,000,000	55,105	(4,813,900,000)	(22,180)
投資活動による純利益 /				
(損失)	(10,721,605,571)	(49,399)	10,107,580,851	46,570
運転資本調整前営業利益				
(損失)	21,097,282,256	97,204	(2,374,685,649)	(10,941)
営業債権の変動	11,250,383,773	51,835	(100,176,159)	(462)
前払金の変動	98,973,379	456	(381,624)	(2)
支払債務の変動	2,486,235,290	11,455	(150,172,607)	(692)
利息支払額	-	-	(182,097,930)	(839)
利息受取額	10,721,605,571	49,399	8,894,473,560	40,980
営業活動による正味				
キャッシュ・フロー	45,654,480,269	210,348	6,086,959,591	28,045

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）（続き）

	2019年12月31日 に終了した事業年度		2018年12月31日 に終了した事業年度	
	ドン	千円	ドン	千円
投資活動による				
キャッシュ・フロー				
満期日を3ヵ月超過した				
銀行預金の預け入れ	(105,500,000,000)	(486,081)	(225,800,352,000)	(1,040,353)
満期日を3ヵ月超過した				
銀行預金の引き出し	75,696,382,238	348,764	194,176,879,778	894,651
他の企業への投資の売却				
による手取金	-	-	25,708,386,361	118,449
機器および付帯設備の				
取得	(438,695,728)	(2,021)	(206,186,910)	(950)
投資活動による正味				
キャッシュ・フロー	(30,242,303,490)	(139,338)	(6,121,272,771)	(28,203)
現金および現金同等物の				
純増（減）	15,412,176,779	71,010	(34,313,180)	(158)
期首現在における現金				
および現金同等物	6,075,553,043	27,993	6,109,866,223	28,151
期末現在における現金				
および現金同等物	21,487,729,822	99,003	6,075,553,043	27,993

ベトナム、ハノイ市

2020年4月22日

（署名）（押印）

グエン ティ トゥ グエット

最高経営責任者

（署名）

ヴ ホアイ アイン

経理担当マネジャー

注記（原文10ページから28ページ）は、本連結財務書類の不可分の一部である。

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記

本注記は添付の連結財務書類の一部であるため、併用して読まれるべきである。

1. 報告主体

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー（以下「当社」という。）は国家証券監督委員会により発行された2007年7月25日付の設立・事業許可書第18/UBCK-GP号に基づきベトナムで設立された株式会社であり、直近では、当社の本店変更について国家証券監督委員会による2013年8月16日付の設立・事業許可書第25/GPDC-UBCKが発行されている。

当社の主な活動は、ベトナムでの投資活動を行うことであり、委託投資ファンドおよび委託顧客の投資ポートフォリオを運用し、投資顧問業務に携わることである。

当社の本店はハノイ市、カウ・ギアイ・ディストリクト、ディッチ・ヴォン・ハウ・ワード、デュイ・タン・ストリート、ライト・アンド・スモール・スケール・インダストリアル・エリア、ロットB1A、TTCビルディング9階にある。

2019年12月31日現在、当グループは13名の従業員（2018年12月31日：13名）を有しており、うち10名は以下のとおり、国家証券監督委員会により資金運用業務を行うことを認められている。

氏名	証明書番号	日付
ヴ ホアイ アン女史	000796/QLQ	2011年11月14日
グエン ティ トゥ グエット女史	000795/QLQ	2011年11月14日
ゴ サン ハイ氏	001031/QLQ	2013年11月13日
バー ルウ グエン チー ナン氏	00079/QLQ	2009年2月16日
グエン タイ ハー女史	00313/QLQ	2009年6月17日
ファム ビック ゴック女史	001243/QLQ	2015年4月7日
ラー ティ スアン アン女史	001384/QLQ	2016年2月29日
グエン フイ ホアン氏	001381/QLQ	2016年2月16日
グエン ティ トゥ フォン女史	001540/QLQ	2017年3月6日
グエン トー ウエン女史	001582/QLQ	2017年6月29日

2019年12月31日現在、当社は以下とおり子会社を1社有している。

子会社	住所	主たる事業活動	拠出資本	議決権
FFインベストメント・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー	ハノイ市カウザイ区ディックボンハウ通り、レーン66、9番	ベトナムでの投資活動の実行、合併・買収アドバイザリー業務およびコーポレート・ガバナンスのアドバイザリー業務	100%	100%

当グループは、2019年3月21日に国家証券監督委員会が発行した通達第134/TB-UBCK号に基づいて設立されたベトナム・バリュー投資ファンド（以下「WIF」という。）を運用した。2019年9月26日、当グループは国家証券監督委員会が発行した2019年7月24日付の公文書第4470/UBCK-QLQ号に従って、WIFの清算手続きを完了した。

2. IFRSに準拠している旨の記述および継続企業の前提

当グループの法定連結財務書類は、ベトナムの会計基準に準拠して作成され、個別に表示されている。

当グループの添付の連結財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）が発行した国際財務報告基準（IFRS）に準拠して、経営陣の内部使用目的で作成されている。これらは、当グループが継続企業ベースで事業を事業を行っているという前提の下で作成されている。

2019年12月31日に終了した事業年度の本連結財務書類（比較数値を含む。）は、2020年4月22日に経営陣により承認され、発行を認められた。（注記23を参照されたい。）

３．2019年１月１日現在適用されている新基準

当グループは、今年発効した以下の新たな会計基準を適用した。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、３つの解釈（IFRIC第４号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リース - インセンティブ」、およびSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」）とともにIAS第17号「リース」を置き換えている。当該新基準は、修正遡及適用アプローチを用いて適用され、IFRS第16号の適用による累積的な影響は、当期の利益剰余金の期首残高の調整として資本に認識される。過年度は修正再表示されない。

移行時、当グループは、残存するリース期間が12ヵ月未満のオペレーティング・リース契約のみを有していた。したがって、当グループは選択的な免除を適用して、使用権資産を認識せず、リース費用を残存するリース期間にわたって定額法で会計処理している。

以下は、2019年１月１日に認識されたリース負債に対する2018年12月31日現在のオペレーティング・リース契約の合計の調整である。

	ドン
2018年12月31日現在開示されているオペレーティング・リース契約合計	151,826,827
認識の免除：	
・ 残存するリース期間が12ヵ月未満のリース	(151,826,827)
	-

その他の基準

2019年１月１日から発効したため適用されたその他の会計基準は、当グループの財務成績または財政状態に重大な影響を及ぼさない。

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社**2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）****４．重要な会計方針**

連結財務書類は、IFRS第16号の適用による影響を除いて、2018年12月31日に終了した事業年度の当グループの直近の年次財務書類に適用された会計方針に準拠して作成されている。

4.1 作成の基礎

当グループの連結財務書類は、取得原価法に基づき発生主義で作成されている。ただし、連結財政状態計算書において損益を通じた公正価値による金融資産を除く。金額はベトナム・ドン（VDN）で表示されている。

4.2 連結の基礎

連結財務書類は、注記１に記載のとおり、親会社の個別財務書類および子会社の個別財務書類に基づいて作成されている。

グループ会社間のすべての取引および残高は、グループ会社間取引の未実現利益および損失を含め、連結時に相殺消去される。グループ内の資産売却による未実現損失が連結時に戻入られる場合、原資産もグループの観点から減損テストされる。子会社の財務書類で報告される金額は、グループが適用する会計方針との整合性を確保するために必要に応じて調整される。

当期中に取得または処分された子会社の損益およびその他の包括利益は、取得の効力発生日から、または該当する場合は処分の効力発生日まで認識される。

当グループは、子会社の包括利益または損失の合計額を、親会社の株主および非支配持分にそれぞれの持分に基づいて帰属させる。

4.3 企業結合

当グループは、企業結合の会計処理において取得法を適用している。当グループが子会社の支配を獲得するために移転した対価は、移転した資産、発生した負債および当グループが発行した持分の取得日の公正価値の合計として計算される。これには、条件付対価契約から生じる資産または負債の公正価値が含まれている。取得原価は費用計上される。

取得した資産および引き受けた負債は、通常取得日の公正価値で測定される。

4.4 外貨換算**機能通貨および表示通貨**

連結財務書類は親会社の機能通貨でもあるベトナム・ドンで表示されている。

外貨建て取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レート（スポット為替レート）を用いて、各グループ企業の機能通貨に換算される。かかる取引の決済および外貨建て貨幣性項目の期末の為替レートでの測定による為替差損益は、損益に認識される。

非貨幣性項目は期末に再換算されず、取得原価で測定される（取引日の為替レートを用いて換算される。）。ただし、公正価値が算定される日の為替レートを用いて換算される公正価値で測定される非貨幣性項目を除く。

4.5 収益

収益には、ファンドマネジメント、投資ポートフォリオ運用およびその他業務による報酬が含まれる。

収益を認識すべきかどうかを判断するために、当グループは５段階のプロセスに従っている。

１．顧客との契約の識別

2. 履行義務の識別
3. 取引価格の算定
4. 履行義務の取引価格への配分
5. 履行義務の充足による収益の認識

収益は、約束されたサービスを顧客に移転することにより、当グループが履行義務を充足した時点（もしくは充足するにつれて）または一定の期間にわたって認識される。

4.6 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、実効金利法を用いて損益に認識される。

実効金利は、金融資産または負債の予想残存期間にわたり、将来の予想現金支払額または受取額を金融資産の総帳簿価額または金融負債の償却原価まで正確に割り引く利率である。金融資産の総帳簿価額はすべての損失引当金調整前の償却原価である。

当初認識時に信用減損していない金融資産

金融資産が信用減損していない場合、受取利息は資産の総帳簿価額に対して実効金利を適用して計算される。実効金利を計算する際には、当グループは、資産のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュ・フローを見積もるが、予想信用損失については考慮しない。

金融資産が当初認識後に信用減損した場合、受取利息は資産の償却原価に対して実効金利を適用して計算される。資産がもはや信用減損していない場合には、受取利息の計算は総額ベースに戻る。

当初認識時に信用減損している金融資産

受取利息は、資産の償却原価に対して信用調整後の実効金利を適用することで計算される。信用調整後の実効金利は予想信用損失を含む、見積将来キャッシュ・フローを用いて計算される。受取利息の計算においては、資産の信用が改善されたとしても総額ベースに戻らない。

金融負債

支払利息は、負債の償却原価に対して実効金利を適用することで計算される。実効金利の計算にあたり、当グループは負債のすべての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを見積る。

実効金利の計算には、実効金利の不可分の一部である支払済みまたは受領済みのすべての手数料およびポイントが含まれる。取引費用には金融資産または負債の取得または発行に直接帰属する増分費用が含まれる。

FVTPLで測定されていない金融資産に対する受取利息および損益に表示されたその他金融費用は、償却原価で測定された金融資産および金融負債に対する利息および実効金利ベースで計算されたFVOCIで測定された債券投資が含まれる。

4.7 営業費用

営業費用は、サービスの利用時または発生時に損益に認識される。保証費用は、当グループが義務を負う場合（通常は関連する財が売却される場合）に認識される。

4.8 借入コスト

適格資産の取得、建設、または生産に直接起因する借入コストは、資産を意図された使用または販売に向けて準備するのに必要な期間に資産化される。その他の借入コストは、それらが発生および金融費用に計上されたに費用計上される。

4.9 有形固定資産

機器および付帯設備

機器および付帯設備は、取得原価で当初認識される。これには、当グループの経営陣が意図した方法で資産の稼働を可能にするために必要な場所および状態に置くことに直接起因する費用が含まれている。その後、機器および付帯設備は、取得原価から減価償却累計額と減損損失累計額を控除した価額で測定される。

減価償却費は定額法で認識され、機器および付帯設備の取得原価から見積残存価額を控除して計上される。耐用年数は以下が適用される。

機器	3 - 5 年
付帯設備	2 - 3 年

有形固定資産の処分から生じる利益または損失は、処分による手取金と資産の帳簿価額との差額として決定され、その他の収益またはその他の費用に損益として認識される。

4.10 リース

注記3に記載のとおり、当グループは修正遡及アプローチを用いてIFRS第16号を適用しているため、比較情報は修正再表示されていない。これは、比較情報がIAS第17号およびIFRIC第4号に基づいて引き続き計上されていることを意味する。

2019年1月1日以降適用された会計方針

借り手としてのグループ

2019年1月1日以降締結された新たなすべての契約について、当グループは、契約がリースであるか、またはリースを含むかを検討する。リースは、「対価と引き換えに資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたって移転する契約または契約の一部」と定義される。かかる定義を適用するために、当グループは、契約が以下の3つの主要な評価を満たすかどうかを評価する。

- ・ 契約に明記されているか、または資産が当グループに利用可能となる時点で黙示的に特定される資産が契約に含まれている。
- ・ 当グループが、契約の定められた権利の範囲内において、使用期間を通じて、特定された資産の使用からの経済的便益の概ねすべてを獲得する権利を有する。
- ・ 当グループが、使用期間を通じて、特定された資産の使用を指図する権利を有する。

当グループは、使用期間を通じて、資産の「使用方法および使用目的」を指図する権利を有するかどうかを評価する。

借り手としてのリースの測定および認識

リース開始日に、当グループは使用権資産およびリース負債を貸借対照表に認識している。使用権資産は、取得原価で測定される。取得原価は、リース負債の当初測定額、当グループにより生じた当初直接費用、リースの終了時に資産の解体および撤去にかかる費用の見積額、およびリース開始日以前に行われたリース支払額（受け取ったすべてのインセンティブを控除後）で構成されている。

当グループは、使用権資産を、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了とリース期間の終了のいずれか早い方まで定額法で減価償却する。当グループはまた、減損の兆候が存在する場合、使用権資産の減損についても評価する。

開始日現在、当グループは、リースに内在する金利が容易に入手可能である場合はかかる金利を用いて、または当グループの追加借入利率率を用いて割り引かれた未払リース支払額でリース負債を測定する。

リース負債の測定に含まれるリース支払額には、固定支払額（実質的な固定支払額を含む。）、指標または利率に基づく変動リース料、残価保証に基づき支払うと見込まれる金額および行使されることが合理的に確実であるオプションから生じる支払額で構成されている。

当初測定後、当該負債は行われた支払について減額され、利息について増加する。再評価もしくは修正を反映するために、または実質的な固定支払額に変更がある場合は再測定される。

リース負債が再測定されると、対応する調整額が使用权資産に反映されるか、または使用权資産がすでにゼロまで減少している場合は損益に反映される。

当グループは、実務上の便法を用いて短期リースおよび少額資産リースを会計処理することを選択している。使用权資産およびリース負債を認識する代わりに、これらに関連する支払額は、リース期間にわたって定額法で損益に費用として認識される。

財政状態計算書では、使用权資産は有形固定資産（投資不動産の定義を満たすものを除く。）に含まれており、リース負債は買掛金およびその他未払金に含まれている。

2019年1月1日より前に適用された会計方針

借り手としてのグループ - オペレーティング・リース

当グループが借り手である場合、オペレーティング・リース契約の支払額は、リース期間にわたって定額法で費用として認識される。保守や保険などの関連費用は、発生時に費用計上される。

4.11 有形固定資産の減損テスト

減損評価の目的上、資産は、概ね独立したキャッシュ・インフロー（資金生成単位）の最小レベルでグループ化される。これにより、一部の資産は減損について個別にテストされ、一部は資金生成単位レベルでテストされる。

資金生成単位（当グループの経営陣がその事業セグメントと同等であると判断するもの）は、少なくとも年に1回減損テストを行う。

その他のすべての個々の資産または資金生成単位は、帳簿価額を回収できない可能性があることを事象または状況の変化が示している場合はいつでも、減損テストが行われる。

減損損失は、資産（または資金生成単位）の帳簿価額がその回収可能価額を超えた額として認識される。回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方である。使用価値を算定するために、経営陣は各資金生成単位からの期待される将来キャッシュ・フローを見積もり、かかるキャッシュ・フローの現在価値を計算するために適切な割引率を決定する。減損テストの手続きに使用されるデータは、当グループの承認された直近の予算に直接関連しており、将来の再編および資産の補強の影響を除外するために必要に応じて調整を行う。割引係数は、資金生成単位ごとに個別に決定され、貨幣の時間的価値および資産固有のリスク要因の現在の市場評価を反映する。

資金生成単位の減損損失は、まずかかる資金生成単位に配分したのれんの帳簿価額を減額する。残りの減損損失は、資金生成単位のその他の資産に比例して計上される。のれんを除き、すべての資産はその後、過去に認識された減損損失がもはや存在しない可能性があるという兆候について再評価される。資産または資金生成単位の回収可能価額がその帳簿価額を超える場合に、減損損失は戻し入れられる。

4.12 金融商品

認識および認識の中止

金融資産および金融負債は、当グループが金融商品の契約条項の当事者となったときに認識される。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効したとき、または金融資産ならびに実質的にすべてのリスクおよび経済便益が移転されたときに認識が中止される。金融負債は、消滅、免責、取消または失効すると認識が中止される。

金融資産の分類および当初測定

重要な金融要素を含まず、IFRS第15号に従って取引価格で測定される営業債権を除いて、すべての金融資産は、取引コスト（該当する場合）を調整後の公正価値で当初測定される。

金融資産（ヘッジ手段として指定され、かつ有効なものを除く。）は、以下のカテゴリーに分類される。

- ・ 償却原価

- ・ 損益を通じた公正価値（FVTPL）
- ・ その他の包括利益を通じた公正価値（FVOCI）

表示された期間において、FVOCIに分類された金融資産はない。

分類は、以下の両方により決定される。

- ・ 資産を管理する企業のビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

損益に認識される金融資産に関連するすべての収益および費用は、その他の費用において表示される営業債権の減損を除いて、金融費用、金融収益またはその他の金融項目において表示される。

金融資産の当初認識後の測定

償却原価で測定される金融資産

金融資産は、当該資産が以下の条件を満たす場合（およびFVTPLとして指定されていない場合）は、償却原価で測定される。

- ・ 金融資産の保有および契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルにおいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、これらは実効金利法を用いて償却原価で測定される。割引の影響が重要でない場合は割り引かない。当グループの現金および現金同等物および大部分のその他の債権は、この金融商品のカテゴリーに分類される。

損益を通じた公正価値による金融資産（FVTPL）

「回収のために保有」または「回収および売却のために保有」を除く異なるビジネスモデルにおいて保有される金融資産は、損益を通じた公正価値によるものに分類される。また、ビジネスモデルに関わらず、契約上のキャッシュ・フローが元本および金利の支払いのみでない金融資産はFVTPLで会計処理される。ヘッジ会計要件が適用される、ヘッジ手段として指定され、有効な金融商品を除き、すべてのデリバティブ金融商品はこのカテゴリーに分類される（以下を参照されたい。）。

このカテゴリーの資産は公正価値で測定され、利益および損失は損益に認識される。このカテゴリーの金融資産の公正価値は、活発な市場の取引を参照するか、または活発な市場が存在しない場合には評価技法を用いて算定される。

金融資産の減損

IFRS第9号の減損の規定では、より多くの将来見通しに関する情報を用いて、予想信用損失を認識する - 「予想信用損失（ECL）モデル」。

信用損失の認識では、まず信用損失事象の特定することに当グループはもはや依存しない。これに代わり、当グループは、信用リスクの評価および予想信用損失の測定時に、過去の事象、現在の状況、金融商品の将来のキャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を及ぼす合理的かつ裏付け可能な予測を含む、より広範な情報を考慮する。

この将来予測的なアプローチを適用するにあたり、以下の間で区分する。

- ・ 当初認識以降、信用の質が著しく悪化していないか、または信用リスクが低い金融商品（ステージ1）
- ・ 当初認識以降、信用の質が著しく悪化しており、その信用リスクが低くない金融商品（ステージ2）

ステージ3は、報告日現在、減損の客観的証拠がある金融資産が対象となる。

「12ヵ月の予想信用損失」は最初の区分で認識され、「全期間の予想信用損失」は2つ目の区分で認識される。

予想信用損失の測定は、金融商品の残存期間にわたって、信用損失の確率加重された見積りによって算定される。

営業債権およびその他未収金ならびに契約資産

当グループは、営業債権およびその他未収金ならびに契約資産の会計処理において単純化したアプローチを利用し、全期間の予想信用損失として損失引当金を計上している。これらは、金融商品の存続期間中のあらゆる時点での債務不履行の可能性を考慮した、契約上のキャッシュ・フローの予想される不足額である。計算にあたり、当グループは過去の経験、外部指標および将来見通しに関する情報を用いて、引当マトリックスを用いた予想信用損失を計算する。

当グループは、営業債権が支払期日に基づいてグループ化された共通の信用リスク特性を有しているため、営業債権の減損を集合的に評価する。

金融負債の分類および測定

当グループの金融負債には、借入金、支払債務およびその他未払金が含まれている。

金融負債は公正価値で測定され、および該当する場合は、当グループが損益を通じた公正価値による金融負債に指定する場合を除いて、取引コストを調整後の公正価値で測定される。

その後、デリバティブおよびFVTPLとして指定された金融負債を除き、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定される。FVTPLとして指定された金融負債は、その後公正価値で計上され、利益または損失は損益に認識される。

すべての利息関連費用、および該当する場合、損益に計上される金融商品の公正価値変動は、金融費用または金融収益に含まれる。

デリバティブ金融商品およびヘッジ会計

デリバティブ金融商品は、特定の会計処理を必要とするキャッシュ・フロー・ヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブを除き、損益を通じた公正価値（FVTPL）で会計処理される。

ヘッジ会計に適格となるために、ヘッジ関係が以下の要件をすべて満たしていなければならない。

- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係がある。
- ・ 信用リスクの影響が、かかる経済的関係から生じる価値の変動の大半を占めていない。
- ・ ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジするヘッジ対象の量と、企業がヘッジ対象にかかる量をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の量の比率と同じである。

報告期間において、当グループは、一部の持分証券の先渡契約を公正価値ヘッジ関係のヘッジ手段として指定している。これらの契約は、市場価格の変動から生じる公正価値変動のリスクを軽減するために締結された。

ヘッジ会計に使用されるすべてのデリバティブ金融商品は、当初は公正価値で認識され、その後、財政状態計算書において公正価値で計上される。公正価値ヘッジにおいてヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値変動は、損益に直ちに認識される。

4.13 法人税

損益に認識される税金費用は、その他の包括利益または直接資本に認識されない繰延税金および当期税金の合計で構成される。

当期税金の計算は、報告期間末までに制定された、または実質的に制定された税率および税法に基づいている。繰延税金は貸借対照表負債法を用いて計算される。

繰延税金資産は、基礎となる税務上の欠損金または将来減算一時差異が将来の課税所得に対して利用される可能性が高い範囲で認識される。これは、当グループの将来の業績の予測に基づいて評価され、重要な非課税所得および損金不算入費用ならびに繰越欠損金または繰越税額控除の使用に関する特定の制限について調整される。

IAS第12号「法人所得税」では限定的な免除が規定されているが、繰延税金負債は通常、全額が認識される。かかる免除により、当グループは、のれんまたは子会社投資に関連する一時差異に対する繰延税金を認識しない。

4.14 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手許現金および現預金ならびに流動性の高い短期投資および満期が3ヵ月以内の銀行預金が含まれる。

4.15 資本

普通株式

普通株式は資本に分類される。普通株式の発行に直接起因する増分費用は、普通株式の当初測定から控除される。

資本剰余金

株主からの資本金の受領時に、発行価格と株式の額面金額の差額が資本の資本剰余金に貸方計上される。

自己株式

資本に認識された株式資本が購入される場合、税効果を控除後の直接帰属費用を含む支払われた対価の金額は、資本からの控除として認識される。買い戻された株式は自己株式に分類され、総資本からの控除として表示される。買い戻された株式が再発行されると、再発行価格と購入価格の差額が資本剰余金に計上される。

法定準備金

当グループは、国内の規制に従って、複数の準備金を設定および維持している。これらの準備金は特定の目的のためのものであり、以下のように所定の利率で税引後純利益から配分される。

- ・ 株式資本を補完するための準備金：ベトナムの会計基準、ベトナムの企業会計制度、ファンド運用会社に適用される会計制度の施行に関して、財務省によって発行された2011年9月5日付通達第125/2011/TT-BTC号および財務報告に適用される関連する法的要件に従って作成される連結財務書類に計上される税引後利益の5%で、当グループの株式資本を超えない。
- ・ 金融準備金：ベトナムの会計基準、ベトナムの企業会計制度、ベトナムの企業会計制度、ファンド運用会社に適用される会計制度の施行に関して、財務省によって発行された2011年9月5日付通達第125/2011/TT-BTC号および財務報告に適用される関連する法的要件に従って作成される連結財務書類に計上される残余の税引後利益の5%で、当グループの株式資本の10%を超えない。

4.16 退職後給付

当グループは、さまざまな確定拠出制度を通じて退職後給付を支給している。

退職後給付

退職後給付は、ベトナムの社会保険により、当グループの退職者に支払われる。当グループは、社会保険料を従業員の基本給の17.5%の割合を毎月社会保険庁に支払うことにより、これらの退職後給付に対して拠出しなければならない。当グループは、その従業員退職後給付に資金を提供する更なる義務を負わない。

失業給付

ベトナムの労働基準法および失業保険についての雇用法第38/2013/QH3号の導入に係るガイダンスを提供する2015年1月1日が発効日である直近の法令第28/2015/ND-CP号に従い、当グループは、保険加入者の失業保険の支払いに使用された給与ファンドの1%で失業保険を支払い、同時に失業保険基金に支払うために各従業員の給与の1%を差し引く義務を負う。

4.17 1株当たり利益

基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、賞与および福祉基金をすでに控除した普通株主に帰属する利益を、当期の発行済み普通株式の加重平均株式数で除することにより計算される。

4.18 関連当事者

関連会社には、その親会社およびその最終親会社ならびにその子会社が含まれている。

一方の当事者が、直接的または間接的に他方の当事者を支配するか、または財務上および運営上の決定を行うにあたり他方の当事者に重大な影響力を行使する能力を有する場合、かかる当事者は関連しているとみなされる。また、当事者は、共通の支配または共通の重要な影響を受ける場合、関連しているとみなされる。

関連当事者には、直接または間接的に、FPTキャピタルに対する支配権または重要な影響力を付与するFPTキャピタルの議決権の持分を所有する企業および個人が含まれている。経営陣ならびにFPTキャピタルおよびその子会社の取締役会メンバー、ならびにこれらの個人の近親者およびこれらの個人に関連する企業も、関連当事者を構成している。関係する可能性のある各関連当事者を考慮する際には、法的形態だけでなく、関係の実体に注目している。

4.19 引当金、偶発資産および偶発負債

過去の事象の結果として、当グループが現在の法的または推定的債務を有しており、当グループによる経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額が信頼性をもって見積もることができる場合に、法的紛争、不利な契約またはその他の請求に対する引当金が認識されている。流出の時期または金額は、依然として不確実である可能性がある。

リストラクチャリングの詳細な公式計画が存在し、経営陣が影響を受ける人々に対して計画の主な内容を伝達するか、または導入を開始する場合にのみ、リストラクチャリング引当金が認識される。将来の営業損失に対する引当金は認識されていない。

引当金は、現在の債務に関連するリスクおよび不確実性を含み、報告日現在に入手可能な最も信頼できる証拠に基づいて、現在の債務を決済するために必要な推定される支出で測定される。同様の債務が複数ある場合、流出が決済に必要な可能性は、債務の区分全体を考慮して決定される。引当金は、金銭の時間的価値が重要な場合、現在価値まで割り引かれる。

当グループが、債務に関して第三者からほぼ確実に回収する返戻金は、個別の資産として認識される。ただし、この資産は関連する引当金の額を超えることはできない。

現在の債務の結果として経済的資源が流出する可能性が高くない場合、負債は認識されない。

4.20 会計方針の適用における重要な経営陣の判断および見積りの不確実性

財務書類を作成にあたり、経営陣は、資産、負債、収益および費用の認識および測定について、多くの判断、見積りおよび仮定を行う。

重要な経営陣の判断

投資先に対する支配の判断

支配に関する指標が、当グループが投資ファンドを支配していることを示しているかどうかを判断するために、経営陣はその判断を適用する。

当グループは、複数の投資ファンドのファンド・マネージャーである。当グループがこうした投資ファンドを支配しているかどうかの判断は通常、ファンドにおける当グループの総経済的利益（保有持分と予想される運用手数料で構成される。）の評価およびファンド・マネージャーを解任する投資家の権利に重点を置いている。当グループが運用するすべてのファンドについて、投資家は単純過半数で投票することができ、理由なくファンド・マネージャーとしての当グループを解任できる。当グループの総経済的利益は、いずれの場合でも運用手数料である（受託した元本の0.4%から1.25%）。結果として、当グループは、すべての場合において投資家の代理人としての役割を果たすことを決断したため、これらの資金を連結しなかった。

仮定および見積りの不確実性

資産、負債、収益および費用の認識および測定に最も重要な影響を及ぼす可能性のある見積りおよび仮定に関する情報は、以下のとおりである。実際の業績は大幅に異なる可能性がある。

- 金融商品の公正価値の決定および減損
- 引当金の認識と測定：資源の流出の可能性と規模に関する重要な仮定

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

５．金融商品

5.1 金融資産および金融負債の分類

注記4.12は、金融資産および金融負債の各カテゴリーおよび関連する会計方針について記述している。各カテゴリーの金融資産および金融負債の帳簿価額は以下のとおりである。

2019年12月31日

	注記	FVOCI ドン	FVTPL ドン	償却原価 ドン	合計 ドン
金融資産					
現金および現金同等物	6	-	-	21,487,729,822	21,487,729,822
営業債権およびその他未収金(*)	7	-	-	829,460,854	829,460,854
満期が3ヵ月を超える預金(*)	9、10	-	-	151,071,228,535	151,071,228,535
損益を通じた公正価値による金融資産	5.2	-	10,390,250,000	-	10,390,250,000
デリバティブ金融資産	5.3	-	15,109,750,000	-	15,109,750,000
その他金融資産(*)		-	-	126,091,360	126,091,360
金融資産合計		-	25,500,000,000	173,514,510,571	199,014,510,571

金融負債

FVTPLで測定さ

	れる その他の負債 ドン	その他の負債 (償却原価) ドン	合計 ドン
支払債務およびその他未払金(*)	-	1,125,840,234	1,125,840,234

2018年12月31日

	注記	FVOCI ドン	FVTPL ドン	償却原価 ドン	合計 ドン
金融資産					
現金および現金同等物	6	-	-	6,075,553,043	6,075,553,043
営業債権およびその他未収金(*)	7	-	-	422,712,484	422,712,484
満期が3ヵ月を超える預金(*)	9、10	-	-	146,767,620,773	146,767,620,773
損益を通じた公正価値による金融資産	5.2	-	11,960,000,000	-	11,960,000,000
その他金融資産(*)		-	-	126,091,360	126,091,360
金融資産合計		-	11,960,000,000	153,391,977,660	165,351,977,660

金融負債

FVTPLで測定さ

	れる	その他の負債	
	その他の負債	（償却原価）	合計
	ドン	ドン	ドン
支払債務およびその他未払金(*)	-	266,784,916	266,784,916

(*) 当グループの経営陣は、これらの金融資産および金融負債の短期的な性質により、これらの残高の公正価値がその帳簿価額に近似していると見積もっている。

[前へ](#) [次へ](#)

5.2 損益を通じた公正価値による金融資産

	数量 株式	原価 ドン	公正価値 ドン
2019年12月31日			
上場株式 - Hoang Anh Gia Lai Agricultural JSC (以下「HNG」 という。)	747,500	25,500,000,000	10,390,250,000
2018年12月31日			
上場株式 - Hoang Anh Gia Lai Agricultural JSC	747,500	25,500,000,000	11,960,000,000

上場株式の公正価値は、注記20に示されているように、12月31日にホーチミン証券取引所で建値された終値で測定された。

5.3 デリバティブ金融商品

	2019年12月31日 ドン	2018年12月31日 ドン
持分証券の先渡契約 - 公正価値ヘッジ	15,109,750,000	-

2019年8月15日付の親会社（以下「譲渡人」という。）とキエウ ゴック ホア女史（以下「譲受人」という。）の間の有価証券購入契約に従い、主要な先渡契約情報は以下のとおりである。

- ・ 金融資産：HNGの2,245,500株、うち747,500株は親会社が保有し、1,495,000株は当社が運用する委任投資に含まれている。
- ・ 先渡価格：2,245,500株式につき72,500,000,000ドン
- ・ 取引日：2020年2月28日

注記22 - 後発事象に示されているように、譲受人は、前述の株式の買戻取引を完了し、2020年3月20日現在の契約額を全額支払った。

2019年12月31日現在の上場株式の先渡価格および公正価値の差額は、財政状態計算書および損益計算書において持分証券の先渡契約の公正価値として認識された。

6．現金および現金同等物

	2019年12月31日	2018年12月31日
	ドン	ドン
現預金	2,387,729,822	2,367,529,755
現金同等物	19,100,000,000	3,708,023,288
	<u>21,487,729,822</u>	<u>6,075,553,043</u>

7．営業債権およびその他未収金

	2019年12月31日	2018年12月31日
	ドン	ドン
非金融商品		
供給業者への前払金	<u>152,727</u>	<u>128,287,500</u>
金融商品		
営業債権 - 純額	822,133,127	286,413,891
その他未収金 - 純額	<u>7,175,000</u>	<u>8,011,093</u>
	<u>829,308,127</u>	<u>294,424,984</u>
	<u>829,460,854</u>	<u>422,712,484</u>
営業債権およびその他未収金		
総額	2,190,115,876	1,783,367,506
貸倒引当金	<u>(1,360,655,022)</u>	<u>(1,360,655,022)</u>
	<u>829,460,854</u>	<u>422,712,484</u>

8．税金

8.1 未収税金および国家予算からの受取金

	2019年12月31日	2018年12月31日
	ドン	ドン
個人所得税	1,492,439	95,768
法人所得税	129,436,746	980,759,562
その他の税金	3,000,000	3,000,000
	<u>133,929,185</u>	<u>983,855,330</u>

8.2 未払税金および国家予算への支払額

	2019年12月31日	2018年12月31日
	ドン	ドン
付加価値税	45,499,302	42,982,500
個人所得税	56,153,638	64,353,849
法人所得税（注記17.1）	2,491,918,699	-
	<u>2,593,571,639</u>	<u>107,336,349</u>

9. その他流動資産

	2019年12月31日	2018年12月31日
	ドン	ドン
満期が3ヵ月超1年までの定期預金	151,071,228,535	106,562,065,217
その他	10,000,000	10,000,000
	<u>151,081,228,535</u>	<u>106,572,065,217</u>

10. その他非流動資産

	2019年12月31日	2018年12月31日
	ドン	ドン
満期が1年超の定期預金	-	40,205,555,556
その他	116,091,360	116,091,360
	<u>116,091,360</u>	<u>40,321,646,916</u>

11. 有形固定資産

	機器 ドン	付帯設備 ドン	使用権資産 ドン	合計 ドン
帳簿価額総額				
2019年1月1日				
現在残高	309,395,510	197,190,000	-	506,585,510
追加 - 使用権 資産	-	75,900,000	1,129,013,219	1,204,913,219
2019年12月 31日現在残高	309,395,510	273,090,000	1,129,013,219	1,711,498,729

減価償却費

および減損

2019年1月1日				
現在残高	154,422,134	191,870,000	-	346,292,134
当期減価償却費	62,678,967	9,536,666	282,253,305	354,468,938
2019年12月 31日現在残高	217,101,101	201,406,666	282,253,305	700,761,072

帳簿価額

2019年12月 31日現在残高	92,294,409	71,683,334	846,759,914	1,010,737,657
---------------------	------------	------------	-------------	---------------

帳簿価額総額

2018年1月1日				
現在残高	103,208,600	197,190,000	-	300,398,600

追加	206,186,910	-	-	206,186,910
2018年12月				
31日現在残高	309,395,510	197,190,000	-	506,585,510

減価償却費**および減損**

2018年1月1日				
現在残高	103,208,600	183,890,000	-	287,098,600
当期減価償却費	51,213,534	7,980,000	-	59,193,534
2018年12月				
31日現在残高	154,422,134	191,870,000	-	346,292,134

帳簿価額

2018年12月				
31日現在残高	154,973,376	5,320,000	-	160,293,376

使用権資産は、IFRS第16号に従って、当期中に認識されたオペレーティング・リースの権利を表している。

12. 支払債務およびその他未払金

	2019年12月31日 ドン	2018年12月31日 ドン
非金融負債		
顧客からの前受金(*)	11,333,333,333	1,333,333,333
前受収益	205,890,408	257,739,728
	11,539,223,741	1,591,073,061
金融負債		
その他未払金	1,125,840,234	184,284,916
供給業者への未払金	-	82,500,000
	1,125,840,234	266,784,916
	12,665,063,975	1,857,857,977

(*) 当該残高は、注記5.2に記載されているとおり、有価証券譲渡契約に従って、Hoang Anh Gia Lai International Agricultural Joint Stock Companyの上場有価証券の購入前渡金で構成されている。

13. 借入金

リース負債は財政状態計算書の借入金に、以下のとおり表示されている。

	2019年12月31日 ドン	2018年12月31日 ドン
リース負債 - 流動	366,864,148	-
リース負債 - 非流動	399,353,343	-

766,217,491

-

当グループは、オフィスをリースしている。2019年12月31日の将来の最低リース支払額は以下のとおりである。

	2019年12月		
	合計	支払利息	31日現在元本
	ドン	ドン	ドン
1 年以内	434,942,836	68,078,688	366,864,148
2 年から 5 年	434,942,838	35,589,495	399,353,343
	<u>869,885,674</u>	<u>103,668,183</u>	<u>766,217,491</u>

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

14. 株式資本

親会社の登録株式資本は、110,000,000,000ドンであり、1株あたり10,000ドンの額面価格で普通株式11,000,000株に分割されている。普通株式は、株主総会で配当と同等の議決権を受け取る権利を付与されている。

12月31日現在、親会社の主要な株主の詳細は以下のとおりである。

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	金額 ドン	株式数 株	株主持分 %	金額 ドン	株式数 株	株主持分 %
SBI Ven Holdings Pte Ltd	53,900,000,000	5,390,000	49%	53,900,000,000	5,390,000	49%
FPT Corporation	27,500,000,000	2,750,000	25%	27,500,000,000	2,750,000	25%
自己株式	550,000,000	55,000	0.5%	550,000,000	55,000	0.5%
その他の株主	28,050,000,000	2,805,000	25.5%	28,050,000,000	2,805,000	25.5%
	<u>110,000,000,000</u>	<u>11,000,000</u>	<u>100%</u>	<u>110,000,000,000</u>	<u>11,000,000</u>	<u>100%</u>

SBI Ven Holdings Pte Ltdは、シンガポールで設立されており、FPT Corporationはベトナムで設立されている。

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

15. 1株当たり利益

	2019年12月31日 に終了した事業年度	2018年12月31日 に終了した事業年度
継続事業からの当期純利益（ドン）	19,504,418,889	(7,727,560,034)
普通株主に帰属する利益/（損失）（ドン）	19,504,418,889	(7,727,560,034)
普通株式の加重平均株式数（株）	10,945,000	10,945,000
基本的1株当たり利益（ドン/株）	1,782	(706)

16. その他費用

	2019年12月31日 に終了した事業年度 ドン	2018年12月31日 に終了した事業年度 ドン
オフィス賃借料	449,868,129	504,532,224
出張費	197,359,337	191,410,714
専門サービス	55,530,201	165,550,000
その他費用	934,634,858	754,323,615
	1,637,392,525	1,615,816,553

17. 法人税

当グループは、課税所得に対して法人所得税（以下「CIT」という。）を標準税率で支払う義務がある。2013年6月19日付の改正CIT法第32/2013/QH13号では、標準CIT率は20%である。

会計上の税引前利益と課税所得の調整は以下のとおりである。

	2019年12月31日 に終了した事業年度 ドン	2018年12月31日 に終了した事業年度 ドン
会計上の税引前純利益/（損失）	23,005,826,133	(7,727,560,034)
一時差異	575,472,786	-
会計上の税引前純利益/（損失）	23,581,298,919	(7,727,560,034)
調整：		
損金不算入費用	114,005,322	88,639,657
課税所得	23,695,304,241	(7,638,920,377)
過年度からの税務上の繰越欠損金	(6,979,096,667)	-
課税所得	16,716,207,574	-
当期CIT費用（20%）	3,343,241,515	-

過年度の当期CIT費用	158,165,729	-
CIT費用合計	3,501,407,244	-

CITの計算は、現地の税務当局の審査および承認の対象となる。2019年12月31日現在、当社には重要な一時差異がないため、繰延税金は貸借対照表に計上されていない。

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

17. 法人税（続き）

親会社の税務上の欠損金：

発生年度	タックス・レ ビューの状況	課税対象損失 ドン	使用 ドン	失効 ドン	税務上の 繰越欠損金 ドン	失効年度
2016年	確定	6,150,843,793	(6,150,843,793)	-	-	2021年
2018年	確定	828,252,874	(828,252,874)	-	-	2023年
		<u>6,979,096,667</u>	<u>(6,979,096,667)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	

子会社の税務上の欠損金：

発生年度	タックス・レ ビューの状況	課税対象損失 ドン	使用 ドン	失効 ドン	税務上の 繰越欠損金 ドン	失効年度
2018年	確定	12,626,674,606	(4,696,577,711)	-	7,930,096,895	2023年

未認識の繰延税金資産

繰延税金資産は、当グループがその便益を利用できる将来の課税対象が生じる可能性が低いいため、前述の税務上の繰越欠損金に関して認識されない。

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

18. 関連会社との取引および残高

当期中、関連当事者との重要な取引が以下のとおり計上された。

関連当事者	関係	内容	2019年12月31日	2018年12月31日
			に終了した 事業年度 ドン	に終了した 事業年度 ドン
FPT Telecom JSC	関連当事者	受託手数料から		
		の収益	20,000,000	20,000,000
FPT Online Services JSC	関連当事者	受託手数料から		
		の収益	20,000,000	20,000,000
FPT Investment Co Ltd.	関連当事者	受託手数料から		
		の収益	474,821,917	510,000,000
FF Investment Co Ltd	関連当事者	受託手数料から		
		の収益	1,000,104	-

2019年12月31日現在の関連当事者との残高は以下のとおりである。

関連当事者	関係	受託手数料 からの収益 ドン	受託した投資の 受取額 ドン
2019年12月31日			
FPT Telecom JSC	関連当事者	20,000,000	6,000,000,000
FPT Online Services JSC	関連当事者	20,000,000	1,850,000,000
FPT Investment Co Ltd.	関連当事者	-	64,275,051,776
FPT JSC	投資家	960,655,022	-
FF Investment Co Ltd	子会社	100,614	482,093,693

2018年12月31日

FPT Telecom JSC	関連当事者	20,000,000	6,000,000,000
FPT Online Services JSC	関連当事者	20,000,000	1,850,000,000
FPT Investment Co Ltd.	関連当事者	-	84,275,053,776
FPT JSC	投資家	960,655,022	-

取締役の報酬

	2019年12月31日	2018年12月31日
	に終了した事業年度 ドン	に終了した事業年度 ドン
最高責任者		

給とおよび賞与	851,177,619	752,715,110
取締役会および監査役会		
給与	1,810,746,294	1,636,594,710
	<u>2,661,923,913</u>	<u>2,389,309,820</u>

19. 金融商品リスク

当グループは、金融商品に関して様々なリスクにさらされている。カテゴリー別の当グループの金融資産および金融負債は、注記5に要約されている。リスクの主な種類は、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。

当グループのリスク管理は、取締役会と密接に連携して本社でまとめられ、不安定な金融市場へのエクスポージャーを最小限に抑えることにより、グループの短期から中期のキャッシュ・フローを積極的に確保することに重点を置いている。

当グループは、金融資産の取引を投機的な目的で積極的に行っておらず、オプションを設定していない。当グループがさらされている最も重要な財務リスクは以下に示されている。

19.1 市場リスク

当グループは、金融商品の利用により市場リスクにさらされており、特に、営業活動と投資活動の両方から生じる通貨リスク、金利リスクおよび一定のその他の価格リスクにさらされている。市場リスク管理目的は、利益を最大化しながら、市場リスクを許容可能な範囲において管理および制御することである。

外貨感応度

通貨リスクとは、為替レートの変動により金融商品の価値が変動するというリスクである。当社の取引の大部分は、ベトナム・ドンで行われている。

2019年12月31日現在、当グループは、影響が僅少であったため、為替変動の感応度分析を表示していない。

金利感応度

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。

2019年12月31日現在、当グループは、影響が僅少であったため、業績変動および株主持分に対する外貨変動の影響の分析を表示しなかった。

株価感応度

持分証券価格リスクへの当グループのエクスポージャーは、当グループが保有し、連結財政状態計算書において、その他の包括利益を通じた公正価値または損益を通じた公正価値のいずれかに分類される投資から生じる。当グループの経営陣は、市場インデックスに基づいて、投資ポートフォリオの株式を監視する。ポートフォリオ内の重要な有価証券は個別に管理され、すべての売買の決定は当グループの経営陣によって承認される。

当グループは、複数の戦略を通じてリスクの制限に努めている。当グループはポートフォリオの多様化を行い、幅広い適切な投資制限および方針を適用している。リスクの高い投資については、当グループは先渡契約などの公正価値ヘッジ契約を締結し、将来的に固定価格で株式を売却する。これは、市場価格の変動リスクを削減するための対策である。

2019年12月31日現在、当グループの上場持分証券の市場価値は10,390,250,000ドン（2018年12月31日：11,960,000,000ドン）であった。当グループは、注記5.3に開示されているとおり、購入価格で投資を売却し、価格変動リスクをヘッジするために先渡契約を締結している。

19.2 信用リスク

信用リスクとは、取引相手が当グループに対する義務を履行できないリスクである。当グループは、銀行で保有されている現金および現金同等物、営業債権およびその他未収金を含む金融資産による信用リスクにさらされている。

信用リスク管理

信用リスクは、当グループの信用リスク管理方針および手続に基づいてグループを基準として管理されている。

現預金

銀行が保有する現金残高および銀行預金に関する信用リスクは、銀行預金の分散を通じて、信頼できる主要な金融機関でのみ管理されている。

債権

当グループは、信用格付スコアカードに基づいて顧客の信用の質を継続的に監視している。入手可能な場合、外部の信用格付けおよび/または顧客に関するレポートを取得および使用する。当グループは、信用力のある取引相手のみ取引することを方針としている。信用期間の範囲は30～90日である。顧客との交渉を踏まえた顧客の信用期間は、信用格付スコアカードを考慮した内部承認プロセスの対象となる。現在の信用リスクは、顧客ごとの与信限度とともに、時系列分析の定期的な検討により管理される。

サービスを受ける顧客は、信用リスクの軽減のため、年間サービス量を前払いしなければならない。

担保

営業債権は、さまざまな産業および地理的地域の多数の顧客で構成されている。当グループは、営業債権の残高に対していかなる担保も有していない。

また、当グループは他の金融資産（例えば、デリバティブ資産、銀行が保有する現金および現金同等物）に関連する担保を有していない。

営業債権

当グループは、すべての営業債権について、これらが重要な金融要素を有していないため、IFRS第9号の全期間の予想信用損失を認識する簡素化したモデルを適用している。

予想信用損失の測定にあたり、営業債権は共通の信用リスク特性を有しているため、集合的に評価されている。これらは、延滞期間に基づき、また顧客の地理的位置によってもグループ化されている。

予想損失率は、かかる期間中に発生した対応する過去の信用損失に基づいている。過去の損失率は、顧客が債権を決済する能力に影響を及ぼすマクロ経済要因についての現在および将来見通しに関する情報を反映するように調整されている。

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

19.2. 信用リスク（続き）

上記に基づいて、2019年12月31日および2018年12月31日の営業債権の予想信用損失は、以下のように算定された。

営業債権の延滞期間

	6 ヶ月未満	6 ヶ月から12 ヶ月	1 年から 2 年	2 年から 3 年	3 年超	合計
2019年12月31日						
予想信用損失率	0%	30%	50%	70%	100%	
総帳簿価額	822,133,127	-	-	-	1,360,655,022	2,182,788,149
2018年12月31日						
予想信用損失率	0%	30%	50%	70%	100%	
総帳簿価額	286,413,891	-	-	-	1,360,655,022	1,647,068,913

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社

2019年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

19.3. 流動性リスク

当グループは、長期金融負債の予定された債務返済および日常業務による現金流出を注意深く監視することにより、流動性ニーズを管理している。流動性ニーズは、日次および週次ベースで、ならびにローリング30日間の予測に基づいて、さまざまな時間帯で監視される。180日間および360日間の監視期間の長期流動性ニーズを毎月把握する。

当グループは、最大30日間の流動性要件を満たすために、現金および市場性のある有価証券を保持している。

2019年12月31日現在、当社の負債には契約上の満期があり、以下に要約されている。

	流動		非流動	
	6ヵ月未満 ドン	6から12ヵ月 ドン	1年から5年 ドン	5年超 ドン
2019年12月31日				
借入金および ファイナンス・ リース負債	179,261,641	187,602,507	399,353,343	-
その他の短期金融 負債	1,125,840,234	-	-	-
	<u>1,305,101,875</u>	<u>187,602,507</u>	<u>399,353,343</u>	<u>-</u>
2018年12月31日				
その他の短期金融 負債	266,784,916	-	-	-
	<u>266,784,916</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

20. 公正価値測定

金融商品の公正価値測定

連結財政状態計算書で公正価値で測定される金融資産は、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類される。3つのレベルは、測定への重要なインプットの観察可能性に基づいて、以下のとおり定義される。

- ・ レベル1：同一の資産または負債にかかる活発な市場における公表価格（無調整）
- ・ レベル2：資産または負債に関して、直接的または間接的に観察可能な、レベル1における公表価格以外のインプット
- ・ レベル3：資産または負債に関して観察不能なインプット

下表は、報告日現在に公正価値で測定された金融商品を、公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

	レベル1 ドン	レベル2 ドン	レベル3 ドン	合計 ドン
2019年12月31日				
損益を通じた公 正価値に よる金融資産	10,390,250,000	-	-	10,390,250,000

デリバティブ金

融資産（注記

5.3)	-	15,109,750,000	-	15,109,750,000
	<u>10,390,250,000</u>	<u>15,109,750,000</u>	<u>-</u>	<u>25,500,000,000</u>

2018年12月31日

損益を通じた公

正価値に

よる金融資産	<u>11,960,000,000</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>11,960,000,000</u>
--------	-----------------------	----------	----------	-----------------------

損益を通じた公正価値による金融資産の公正価値の変動は以下のとおりである。

	2019年12月31日 に終了した事業年度 ドン	2018年12月31日 に終了した事業年度 ドン
期首残高	11,960,000,000	7,146,100,000
当期中に認識された公正価値評価による （損失）/利益	(1,569,750,000)	4,813,900,000
期末残高	<u>10,390,250,000</u>	<u>11,960,000,000</u>

非金融資産の公正価値測定

当グループは、公正価値で測定される非金融資産および負債を有していない。

21. 自己資本管理方針および手続き

当グループの自己資本管理は以下を目的としている。

- ・ 継続企業として存続する当グループの能力の確保。
- ・ サービスの提供に伴うリスク水準を反映した方法での製品およびサービスの価格設定による株主への適切なりターンの提供。

当グループは、財政状態計算書に示されているとおり、現金および現金同等物を控除した資本の帳簿価額に基づいて資本を監視している。経営陣は、過剰なレバレッジを回避しつつ効率的かつ全体的な資金調達構造を維持するために、当グループの資本要件を評価する。

報告期間中、当グループが資本として管理している検討中の金額は以下のとおりである。

	2019年12月31日 ドン	2018年12月31日 ドン
資本合計	184,188,790,226	164,684,371,337
現金および現金同等物	(21,487,729,822)	(6,075,553,043)
資本	<u>162,701,060,404</u>	<u>158,608,818,294</u>
資本合計	184,188,790,226	164,684,371,337
資金調達全体	<u>184,188,790,226</u>	<u>164,684,371,337</u>
資本の資金調達全体に対する比率	<u>0.88</u>	<u>0.96</u>

22. 後発事象

注記5.3に記載のとおり、2019年8月15日付の親会社（以下「譲渡人」という。）とキエウ ゴック ホア女史（以下「譲受人」という。）の間の有価証券購入契約に従い、譲受人はHoang Anh Gia Lai International Agricultural Joint Stock Companyの株式2,245,500株を買い戻すことに合意しており、うち747,500株は親会社が保有し、1,495,000株は当社が運用する委任投資に含まれている。先渡価格は72,500,000,000ドンである。譲受人は、前述の株式の買戻取引を完了し、2020年3月20日時点で約定額を全額支払った。

上記の事象を除き、2019年12月31日現在の連結貸借対照表に開示されている当グループの財政状態、または同日に終了した事業年度のその連結業績および連結キャッシュ・フローに影響を及ぼす重要な事象は、報告日以降発生していない。

23. 連結財務書類の承認

本連結財務書類は、取締役会により承認され、発行を認められた。

ベトナム、ハノイ市

2020年4月22日

（署名）（押印）

グエン ティ トゥ グエット

最高経営責任者

（署名）

ヴ ホアイ アイン

経理担当マネジャー

[前へ](#) [次へ](#)

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Consolidated statement of financial position

as at 31 December 2019

	Note	31 December 2019	31 December 2018
		VND	VND
Cash and cash equivalents	6	21,487,729,822	6,075,553,043
Prepayments		54,465,918	153,439,297
Trade and other receivables	7	829,460,854	422,712,484
Financial assets at fair value through profit and loss	5.2	10,390,250,000	11,960,000,000
Derivative financial instruments	5.3	15,109,750,000	-
Current tax assets	8.1	133,929,185	983,855,330
Other current assets	9	151,081,228,535	106,572,065,217
Other non-current assets	10	116,091,360	40,321,646,916
Property, plant and equipment	11	1,010,737,657	160,293,376
Total assets		200,213,643,331	166,649,565,663
Liabilities			
Trade and other payables	12	12,665,063,975	1,857,857,977
Current tax liabilities	8.2	2,593,571,639	107,336,349
Current borrowings	13	366,864,148	-
Non-current borrowings	13	399,353,343	-
Total Liabilities		16,024,853,105	1,965,194,326
Equity			
Share capital	14	110,000,000,000	110,000,000,000
Share premium		15,110,000	15,110,000
Treasury shares		(639,210,000)	(639,210,000)
Statutory reserves		4,060,121,244	2,052,132,076
Retained earnings		70,752,768,982	53,255,339,261
Total equity		184,183,790,226	164,684,371,337
Total equity and liabilities		200,213,643,331	166,649,565,663



Hanoi, Vietnam
22 April 2020
Nguyễn Thị Thu Nguyệt
Chief Executive Officer

Vu Hoai Anh
Accounting Manager

The notes set out on pages from 10 to 28 form an integral part of these consolidated financial statements

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Consolidated statement of profit or loss and other comprehensive income

for the year ended 31 December 2019

	Note	Year ended 31 December 2019 VND	Year ended 31 December 2018 VND
Income			
Fund management fees		2,000,000,000	1,097,088,422
Portfolio management fees		1,935,703,560	1,153,090,039
Fees from advisory services		1,908,224,600	1,756,370,454
Interest income from deposits		10,721,806,571	8,759,307,788
Other income		-	888,450
Loss on disposal of equity securities at fair value through other comprehensive income		-	(18,866,888,639)
		16,565,533,731	(6,100,143,486)
Changes in fair value of financial assets at fair value through profit and loss	20	(1,569,750,000)	4,813,900,000
Changes in fair value of derivative financial instruments	20	15,109,750,000	-
Total income/(loss)		30,105,533,731	(1,286,243,486)
Operating expenses			
Depreciation and amortization		(68,745,493)	(59,193,534)
Employees benefits expense		(5,321,422,472)	(4,766,306,461)
Other expenses	16	(1,637,392,525)	(1,615,816,553)
Total operating expenses		(7,027,560,490)	(6,441,316,548)
Operating profit/(loss)		23,077,973,241	(7,727,560,034)
Finance costs		(72,147,108)	-
Profit/(loss) before tax		23,005,826,133	(7,727,560,034)
Corporate income tax for the year	17	(3,501,407,244)	-
Deferred corporate income tax expense		-	-
Net profit/(loss) for the year from continuing operations		19,504,418,889	(7,727,560,034)
Other comprehensive income		-	-
Total comprehensive income		19,504,418,889	(7,727,560,034)
Profit/(loss) for the period attributable to:			
Non-controlling interest		-	-
Owners of the parent		19,504,418,889	(7,727,560,034)
		19,504,418,889	(7,727,560,034)
Earnings per share			
Basic earnings per share (VND/share)	15	1,782	(706)



Hanoi, Vietnam
22 April 2020
CÔNG TY CỔ PHẦN
QUẢN LÝ QUỸ
ĐẦU TƯ
Nguyễn Thị Thu Nguyệt
Chief Executive Officer



Vu Hoai Anh
Accounting Manager

The notes set out on pages from 10 to 28 form an integral part of these consolidated financial statements

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Consolidated statement of changes in equity

for the year ended 31 December 2019

	Share capital VND	Share premium VND	Treasury shares VND	Fair value reserves VND	Statutory reserves VND	Retained earnings VND	Total VND
Balance at 1 January 2019	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	-	2,052,132,076	53,256,339,261	164,684,371,337
Total comprehensive income for the year							
Profit for the year	-	-	-	-	-	19,504,418,889	19,504,418,889
Transactions recorded directly in equity							
Allocation to reserves	-	-	-	-	2,007,989,168	(2,007,989,168)	-
Balance at 31 December 2019	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	-	4,060,121,244	70,752,758,982	184,188,790,226
Balance at 1 January 2018	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	2,243,295,119	2,052,132,076	58,740,604,176	172,411,931,371
Total comprehensive loss for the year							
Loss for the year	-	-	-	-	-	(7,727,560,034)	(7,727,560,034)
Transactions recorded directly in equity							
Reclassification of fair value reserve to retained earnings upon disposal of investment	-	-	-	(2,243,295,119)	-	2,243,295,119	-
Balance at 31 December 2018	110,000,000,000	15,110,000	(639,210,000)	-	2,052,132,076	53,256,339,261	164,684,371,337



Nguyễn Thị Thu Nguyệt
Chief Executive Officer

Vu Hoai Anh
Accounting Manager

The notes set out on pages from 11 to 30 form an integral part of these consolidated financial statements

8

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Consolidated statement of cash flows

(indirect method)

for the year ended 31 December 2019

	Year ended 31 December 2019	Year ended 31 December 2018
	VND	VND
Cash flows from operating activities		
Profit/(loss) for the year	19,504,418,889	(7,727,560,034)
Adjustments for:		
Depreciation and amortisation	354,468,938	59,193,534
Changes in fair value of financial instruments	11,960,000,000	(4,813,900,000)
Net profit/(loss) from investing activities	(10,721,605,571)	10,107,580,851
Operating profit (loss) before adjustments to working capital	21,097,282,256	(2,374,885,649)
Changes in accounts receivable	11,250,383,773	(100,176,159)
Changes in prepayments	98,973,379	(381,624)
Changes in accounts payable	2,486,235,290	(150,172,607)
Interest paid	-	(182,097,930)
Interest received	10,721,605,571	8,894,473,560
Cash generated from operating activities	45,654,480,289	6,086,959,591
Cash flows from investing activities		
Payments for deposit at banks with terms exceeding 3 months	(105,500,000,000)	(225,800,352,000)
Receipts for deposit at banks with terms exceeding 3 months	75,696,392,238	194,176,879,778
Proceeds from sale of investments in other entities	-	25,708,386,361
Acquisition of equipment, fixtures and fittings	(438,695,728)	(206,186,910)
Net cash flows used in investing activities	(30,242,303,490)	(6,121,272,771)
Net increase (decrease) in cash and cash equivalents	15,412,176,779	(34,313,180)
Cash and cash equivalents at beginning of the period	6,075,553,043	6,109,866,223
Cash and cash equivalents at end of the period	21,487,729,822	6,075,553,043

Hanoi, Vietnam
22 April 2020

 CÔNG TY
CỔ PHẦN
QUẢN LÝ QUỸ
ĐẦU TƯ
FPT

Nguyễn Thị Thu Nguyệt
Chief Executive Officer


Vu Hoai Anh
Accounting Manager

The notes set out on pages from 10 to 28 form an integral part of these consolidated financial statements

9

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Notes to the consolidated financial statements

for the year ended 31 December 2019

1. Nature of operations

FPT Fund Management Joint Stock Company ("the Parent Company") is a joint stock company incorporated in Vietnam under the establishment and operation license No. 18/UBCK-GP dated 25 July 2007 issued by the State Securities Commission, with the latest amended License No. 25/GPDC-UBCK dated 16 August 2013 on change of the Company's representative.

The principal activities of the Company are to carry out investment activities in Vietnam, manage entrusted investment funds and investment portfolios of entrusted clients and provide investment advisory activities.

The Company's head office is located at 9th Floor, TTC Building, Lot B1A, Light and Small Scale Industrial Area, Duy Tan Street, Dich Vong Hau Ward, Cau Giay District, Hanoi.

As at 31 December 2019, the Group had 13 employees (31 December 2018: 13 employees), in which, 10 employees have been certified fund management practice by the State Securities Commission as follows:

Name	Certificate no	Date
Ms Vu Hoai Anh	000795/QLQ	14 November 2011
Ms Nguyen Thi Thu Nguyet	000795/QLQ	14 November 2011
Mr. Ngo Thanh Hai	001031/QLQ	13 November 2013
Ba Luu Nguyen Chi Nhan	00079/QLQ	16 February 2009
Ms Nguyen Thai Ha	00313/QLQ	17 June 2009
Ms Pham Bich Ngoc	001243/QLQ	07 April 2015
Ms La Thi Xuan Anh	001384/QLQ	29 February 2016
Mr. Nguyen Huy Hoang	001381/QLQ	16 February 2016
Ms Nguyen Thi Thu Huong	001540/QLQ	06 March 2017
Ms Nguyen To Uyen	001582/QLQ	29 June 2017

As at 31 December 2019, the Company had one subsidiary as follows:

Subsidiary	Address	Main activities	Contributed capital	Voting rights
FF Investment Limited Liability Company	No 9, Lane 66, Dich Vong Hau Street, Cau Giay District, Hanoi	Carrying out investment activities in Vietnam, merger and acquisition advisory activities and corporate governance advisory activities.	100%	100%

The Group managed the Vietnam Value Investment Fund ("VVIF") established under Notice No. 134/TB-UBCK issued by the State Securities Commission on 21 March 2019. On 26 September 2019, the Group completed liquidation procedures of VVIF pursuant to Official Letter No. 4470/UBCK-QLQ dated 24 July 2019 issued by the State Securities Commission.

2. Statement of compliance with IFRS and going concern assumption

The Group's statutory consolidated financial statements are prepared in accordance with Vietnamese Accounting Standards and presented separately.

The accompanying consolidated financial statements of the Group have been prepared for internal use purpose of the Management, in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB). They have been prepared under the assumption that the Group operates on a going concern basis.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

The consolidated financial statements for the year ended 31 December 2019 (including comparatives) were approved and authorised for issue by the Management on 22 April 2020 (see Note 23).

3. New Standards adopted as at 1 January 2019

The Group has adopted the new accounting pronouncements which have become effective this year, and are as follows:

IFRS 16 'Leases'

IFRS 16 'Leases' replaces IAS 17 'Leases' along with three interpretations (IFRIC 4 'Determining whether an Arrangement contains a Lease', SIC 15 'Operating Leases-Incentives' and SIC 27 'Evaluating the Substance of Transactions Involving the Legal Form of a Lease'). The new Standard has been applied using the modified retrospective approach, with the cumulative effect of adopting IFRS 16 being recognised in equity as an adjustment to the opening balance of retained earnings for the current period. Prior periods have not been restated.

On transition, the Group had only operating lease contracts with remaining lease terms of less than 12 months. Accordingly, the Group has applied the optional exemptions to not recognise right-of-use assets but to account for the lease expense on a straight line basis over the remaining lease term.

The following is a reconciliation of total operating lease commitments at 31 December 2018 to the lease liabilities recognised at 1 January 2019:

	VND
Total operating lease commitments disclosed at 31 December 2018	151,826,827
Recognition exemptions:	
• Leases with remaining lease term of less than 12 months	(151,826,827)

Other pronouncements

Other accounting pronouncements which have become effective from 1 January 2019 and have therefore been adopted do not have a significant impact on the Group's financial results or position.

4. Significant accounting policies

The Consolidated Financial Statements have been prepared in accordance with the accounting policies adopted in the Group's most recent annual financial statements for the year ended 31 December 2018, except for the effects of applying IFRS 16.

4.1 Basis of preparation

The Group's consolidated financial statements have been prepared on an accrual basis and under the historical cost convention except for the financial assets at fair value through profit or loss measured at fair value ("FVTPL") in the consolidated statement of financial position. Monetary amounts are expressed in Vietnamese Dong (VND).

4.2 Basis of consolidation

The consolidated financial statements are prepared on the basis of separate financial statements of the Parent company and separate financial statements of subsidiary as described in Note 1.

All transactions and balances between Group companies are eliminated on consolidation, including unrealised gains and losses on transactions between Group companies. Where unrealised losses on intra-group asset sales are reversed on consolidation, the underlying asset is also tested for impairment from a Group perspective. Amounts reported in the financial statements of subsidiaries have been adjusted where necessary to ensure consistency with the accounting policies adopted by the Group.

Profit or loss and other comprehensive income of subsidiaries acquired or disposed of during the year are recognised from the effective date of acquisition, or up to the effective date of disposal, as applicable.

The Group attributes total comprehensive income or loss of subsidiaries between the owners of the parent and the non-controlling interests based on their respective ownership interests.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

4.3 Business combination

The Group applies the acquisition method in accounting for business combinations. The consideration transferred by the Group to obtain control of a subsidiary is calculated as the sum of the acquisition-date fair values of assets transferred, liabilities incurred and the equity interests issued by the Group, which includes the fair value of any asset or liability arising from a contingent consideration arrangement. Acquisition costs are expensed as incurred.

Assets acquired and liabilities assumed are generally measured at their acquisition-date fair values.

4.4 Foreign currency translation

Functional and presentation currency

The consolidated financial statements are presented in VND, which is also the functional currency of the parent company.

Foreign currency transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency of the respective Group entity, using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions (spot exchange rate). Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the remeasurement of monetary items denominated in foreign currency at year-end exchange rates are recognised in profit or loss.

Non-monetary items are not retranslated at year-end and are measured at historical cost (translated using the exchange rates at the transaction date), except for non-monetary items measured at fair value which are translated using the exchange rates at the date when fair value was determined.

4.5 Revenue

Revenue includes fees from fund management, investment portfolio management and fees from other services.

To determine whether to recognise revenue, the Group follows a 5-step process:

1. Identifying the contract with a customer
2. Identifying the performance obligations
3. Determining the transaction price
4. Allocating the transaction price to the performance obligations
5. Recognising revenue when/as performance obligation(s) are satisfied.

Revenue is recognised either at a point in time or over time, when (or as) the Group satisfies performance obligations by transferring the promised services to its customers.

4.6 Interest income and interest expenses

Interest income and expense are recognised in profit and loss using the effective interest method.

The effective interest rate is the rate that exactly discounts the estimated future cash payments and receipts through the expected life of the financial asset or liability to the gross carrying amount of the financial asset or the amortised cost of the financial liability. The gross carrying amount of a financial asset is its amortised cost before adjusting for any loss allowance.

Financial assets not credit-impaired on initial recognition

If the financial asset is not credit-impaired, then interest income is calculated by applying the effective interest rate to the gross carrying amount of the asset. When calculating the effective interest rate the Group estimates future cash flows considering all contractual terms of the asset but not expected credit loss.

If the financial asset has become credit-impaired subsequent to initial recognition, then interest income is calculated by applying the effective interest rate to the amortised cost of the asset. If the asset is no longer credit-impaired, then the calculation of interest income reverts to the gross basis.

Financial assets credit-impaired on initial recognition

Interest income is calculated by applying a credit-adjusted effective interest rate to the amortised cost of the asset. The credit-adjusted effective interest rate is calculated using estimated future cash flows including expected credit loss. The calculation of interest income does not revert to the gross basis even if the credit of the asset improves.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Financial liabilities

Interest expenses are calculated by applying the effective interest rate to the amortised cost of the liability. When calculating the effective interest rate, the Group estimates future cash flows considering all contractual terms of the liability.

The calculation of the effective interest rate includes all fees and points paid or received that are an integral part of the effective interest rate. Transaction costs include incremental costs that are directly attributable to the acquisition or issue of a financial asset or liability.

Interest revenue on financial assets not measured at FVTPL and other finance costs presented in profit or loss included interest on financial assets and financial liabilities measured at amortised cost and debt investments measured at FVOCI calculated on an effective interest basis.

4.7 Operating expenses

Operating expenses are recognised in profit or loss upon utilisation of the service or as incurred. Expenditure for warranties is recognised when the Group incurs an obligation, which is typically when the related goods are sold.

4.8 Borrowing costs

Borrowing costs directly attributable to the acquisition, construction or production of a qualifying asset are capitalised during the period of time that is necessary to complete and prepare the asset for its intended use or sale. Other borrowing costs are expensed in the period in which they are incurred and reported in finance costs.

4.9 Property, plant and equipment

Equipment, fixtures and fittings

Equipment, fixtures and fittings are initially recognised at acquisition cost, including any costs directly attributable to bringing the assets to the location and condition necessary for them to be capable of operating in the manner intended by the Group's management. Equipment, fixtures and fittings are subsequently measured at cost less accumulated depreciation and impairment losses.

Depreciation is recognised on a straight-line basis to write down the cost less estimated residual value of equipment, fixtures and fittings. The following useful lives are applied:

Equipment	3 - 5 years
Fixtures and fittings	2 - 3 years

Gains or losses arising on the disposal of property, plant and equipment are determined as the difference between the disposal proceeds and the carrying amount of the assets and are recognised in profit or loss within other income or other expenses.

4.10 Leases

As described in Note 3, the Group has applied IFRS 16 using the modified retrospective approach and therefore comparative information has not been restated. This means comparative information is still reported under IAS 17 and IFRIC 4.

Accounting policy applicable from 1 January 2019

The Group as a lessee

For any new contracts entered into on or after 1 January 2019, the Group considers whether a contract is, or contains a lease. A lease is defined as 'a contract, or part of a contract, that conveys the right to use an asset (the underlying asset) for a period of time in exchange for consideration'. To apply this definition the Group assesses whether the contract meets three key evaluations which are whether:

- the contract contains an identified asset, which is either explicitly identified in the contract or implicitly specified by being identified at the time the asset is made available to the Group;
- the Group has the right to obtain substantially all of the economic benefits from use of the identified asset throughout the period of use, considering its rights within the defined scope of the contract; and
- the Group has the right to direct the use of the identified asset throughout the period of use.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

The Group assess whether it has the right to direct 'how and for what purpose' the asset is used throughout the period of use.

Measurement and recognition of leases as a lessee

At lease commencement date, the Group recognises a right-of-use asset and a lease liability on the balance sheet. The right-of-use asset is measured at cost, which is made up of the initial measurement of the lease liability, any initial direct costs incurred by the Group, an estimate of any costs to dismantle and remove the asset at the end of the lease, and any lease payments made in advance of the lease commencement date (net of any incentives received).

The Group depreciates the right-of-use assets on a straight-line basis from the lease commencement date to the earlier of the end of the useful life of the right-of-use asset or the end of the lease term. The Group also assesses the right-of-use asset for impairment when such indicators exist.

At the commencement date, the Group measures the lease liability at the present value of the lease payments unpaid at that date, discounted using the interest rate implicit in the lease if that rate is readily available or the Group's incremental borrowing rate.

Lease payments included in the measurement of the lease liability are made up of fixed payments (including in substance fixed), variable payments based on an index or rate, amounts expected to be payable under a residual value guarantee and payments arising from options reasonably certain to be exercised.

Subsequent to initial measurement, the liability will be reduced for payments made and increased for interest. It is re-measured to reflect any reassessment or modification, or if there are changes in in-substance fixed payments.

When the lease liability is re-measured, the corresponding adjustment is reflected in the right-of-use asset, or profit and loss if the right-of-use asset is already reduced to zero.

The Group has elected to account for short-term leases and leases of low-value assets using the practical expedients. Instead of recognising a right-of-use asset and lease liability, the payments in relation to these are recognised as an expense in profit or loss on a straight-line basis over the lease term.

On the statement of financial position, right-of-use assets have been included in property, plant and equipment (except those meeting the definition of investment property) and lease liabilities have been included in trade and other payables.

Accounting policy applicable before 1 January 2019

The Group as a lessee - Operating leases

Where the Group is a lessee, payments on operating lease agreements are recognised as an expense on a straight-line basis over the lease term. Associated costs, such as maintenance and insurance, are expensed as incurred.

4.11 Impairment testing of property, plant and equipment

For impairment assessment purposes, assets are grouped at the lowest levels for which there are largely independent cash inflows (cash-generating units). As a result, some assets are tested individually for impairment and some are tested at cash-generating unit level.

Cash-generating units (determined by the Group's management as equivalent to its operating segments) are tested for impairment at least annually.

All other individual assets or cash-generating units are tested for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable.

An impairment loss is recognised for the amount by which the asset's (or cash-generating unit's) carrying amount exceeds its recoverable amount, which is the higher of fair value less costs of disposal and value-in-use. To determine the value-in-use, management estimates expected future cash flows from each cash-generating unit and determines a suitable discount rate in order to calculate the present value of those cash flows. The data used for impairment testing procedures are directly linked to the Group's latest approved budget, adjusted as necessary to exclude the effects of future re-organisations and asset enhancements. Discount factors are determined individually for each cash-generating unit and reflect current market assessments of the time value of money and asset-specific risk factors.

Impairment losses for cash-generating units reduce first the carrying amount of any goodwill allocated to that cash-generating unit. Any remaining impairment loss is charged pro rata to the other assets in the cash-generating unit. With the exception of goodwill, all assets are subsequently reassessed for indications that an impairment loss previously recognised may no longer exist. An impairment loss is reversed if the asset's or cash-generating unit's recoverable amount exceeds its carrying amount.

4.12 Financial instruments

Recognition and derecognition

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Group becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire, or when the financial asset and substantially all the risks and rewards are transferred. A financial liability is derecognised when it is extinguished, discharged, cancelled or expires.

Classification and initial measurement of financial assets

Except for those trade receivables that do not contain a significant financing component and are measured at the transaction price in accordance with IFRS 15, all financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs (where applicable).

Financial assets, other than those designated and effective as hedging instruments, are classified into the following categories:

- amortised cost;
- fair value through profit or loss (FVTPL);
- fair value through other comprehensive income (FVOCI).

In the periods presented the corporation does not have any financial assets categorised as FVOCI.

The classification is determined by both:

- the entity's business model for managing the financial asset;
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset.

All income and expenses relating to financial assets that are recognised in profit or loss are presented within finance costs, finance income or other financial items, except for impairment of trade receivables which is presented within other expenses.

Subsequent measurement of financial assets

Financial assets are measured at amortised cost

Financial assets are measured at amortised cost if the assets meet the following conditions (and are not designated as FVTPL):

- they are held within a business model whose objective is to hold the financial assets and collect its contractual cash flows
- the contractual terms of the financial assets give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding

After initial recognition, these are measured at amortised cost using the effective interest method. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial. The Group's cash and cash equivalents and most other receivables fall into this category of financial instruments.

Financial assets at fair value through profit or loss (FVTPL)

Financial assets that are held within a different business model other than 'hold to collect' or 'hold to collect and sell' are categorised at fair value through profit and loss. Further, irrespective of business model financial assets whose contractual cash flows are not solely payments of principal and interest are accounted for at FVTPL. All derivative financial instruments fall into this category, except for those designated and effective as hedging instruments, for which the hedge accounting requirements apply (see below).

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Assets in this category are measured at fair value with gains or losses recognised in profit or loss. The fair values of financial assets in this category are determined by reference to active market transactions or using a valuation technique where no active market exists.

Impairment of financial assets

IFRS 9's impairment requirements use more forward-looking information to recognise expected credit losses – the 'expected credit loss (ECL) model'.

Recognition of credit losses is no longer dependent on the Group first identifying a credit loss event. Instead the Group considers a broader range of information when assessing credit risk and measuring expected credit losses, including past events, current conditions, reasonable and supportable forecasts that affect the expected collectability of the future cash flows of the instrument.

In applying this forward-looking approach, a distinction is made between:

- financial instruments that have not deteriorated significantly in credit quality since initial recognition or that have low credit risk ('Stage 1'); and
- financial instruments that have deteriorated significantly in credit quality since initial recognition and whose credit risk is not low ('Stage 2').

'Stage 3' would cover financial assets that have objective evidence of impairment at the reporting date.

'12-month expected credit losses' are recognised for the first category while 'lifetime expected credit losses' are recognised for the second category.

Measurement of the expected credit losses is determined by a probability-weighted estimate of credit losses over the expected life of the financial instrument.

Trade and other receivables and contract assets

The Group makes use of a simplified approach in accounting for trade and other receivables as well as contract assets and records the loss allowance as lifetime expected credit losses. These are the expected shortfalls in contractual cash flows, considering the potential for default at any point during the life of the financial instrument. In calculating, the Group uses its historical experience, external indicators and forward-looking information to calculate the expected credit losses using a provision matrix.

The Group assess impairment of trade receivables on a collective basis as they possess shared credit risk characteristics they have been grouped based on the days past due.

Classification and measurement of financial liabilities

The Group's financial liabilities include borrowings, trade and other payables.

Financial liabilities are initially measured at fair value, and, where applicable, adjusted for transaction costs unless the Group designated a financial liability at fair value through profit or loss.

Subsequently financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method, except for derivatives and financial liabilities designated at FVTPL, that are carried subsequently at fair value with gains or losses recognised in profit or loss.

All interest-related charges and, if applicable, changes in an instrument's fair value that are reported in profit or loss are included within finance costs or finance income.

Derivative financial instruments and hedge accounting

Derivative financial instruments are accounted for at fair value through profit and loss (FVTPL) except for derivatives designated as hedging instruments in cash flow hedge relationships, which require a specific accounting treatment.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

To qualify for hedge accounting, the hedging relationship must meet all of the following requirements:

- there is an economic relationship between the hedged item and the hedging instrument
- the effect of credit risk does not dominate the value changes that result from that economic relationship
- the hedge ratio of the hedging relationship is the same as that resulting from the quantity of the hedged item that the entity actually hedges and the quantity of the hedging instrument that the entity actually uses to hedge that quantity of hedged item.

For the reporting periods under review, the Group has designated certain forward equity securities contracts as hedging instruments in fair value hedge relationships. These arrangements have been entered into to mitigate risks of changes in fair value arising from market price fluctuation.

All derivative financial instruments used for hedge accounting are recognised initially at fair value and reported subsequently at fair value in the statement of financial position. Changes in the fair value of derivatives designated as hedging instruments in fair value hedges are recognised immediately in profit or loss.

4.13 Income taxes

Tax expense recognised in profit or loss comprises the sum of deferred tax and current tax not recognised in other comprehensive income or directly in equity.

Calculation of current tax is based on tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. Deferred income taxes are calculated using the balance sheet liability method.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that the underlying tax loss or deductible temporary difference will be utilised against future taxable income. This is assessed based on the Group's forecast of future operating results, adjusted for significant non-taxable income and expenses and specific limits on the use of any unused tax loss or credit.

Deferred tax liabilities are generally recognised in full, although IAS 12 'Income Taxes' specifies limited exemptions. As a result of these exemptions the Group does not recognise deferred tax on temporary differences relating to goodwill, or to its investments in subsidiaries.

4.14 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes cash on hand and cash in banks as well as short-term highly liquid investments and bank deposits with maturity terms of not more than 3 months.

4.15 Equity

Ordinary shares

Ordinary shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issue of ordinary shares are deducted from the initial measurement of the ordinary shares.

Share premium

On receipt of capital from shareholders, the difference between the issue price and the par value of the shares is credited to share premium account in equity.

Treasury shares

When share capital recognised as equity is purchased, the amount of the consideration paid, which includes directly attributable costs, net of any tax effects, is recognised as a deduction from equity. Repurchased shares are classified as treasury shares and are presented as a deduction from total equity. When repurchased shares are reissued, the difference between the reissue price and the purchase price is recorded in share premium.

Statutory reserves

The Group has established and maintained a number of reserves in accordance with local regulations. These reserves are for specific purposes, and allocated from net profit after tax at prescribed rates as follows:

- Reserve to supplement share capital: 5% of profit after tax reported in the consolidated financial statements which are prepared in accordance with Vietnamese Accounting Standards, the Vietnamese Accounting System for Enterprises, Circular No. 125/2011/TT-BTC dated 5 September 2011 issued by the Ministry of Finance on promulgation of the accounting system applicable to fund management companies and the relevant statutory requirements applicable to financial reporting, and does not exceed the Group's share capital.
- Financial reserve: 5% of remaining profit after tax reported in the consolidated financial statements which are prepared in accordance with Vietnamese Accounting Standards, the Vietnamese Accounting System for Enterprises, Circular No. 125/2011/TT-BTC dated 5 September 2011 issued by the Ministry of Finance on promulgation of the accounting system applicable to fund management companies and the relevant statutory requirements applicable to financial reporting, and does not exceed 10% of the Group's share capital.

4.16 Post-employment benefits

The Group provides post-employment benefits through various defined contribution plans.

Post-employment benefits

Post-employment benefits are paid to retired employees of the Group by the Vietnam Social Insurance. The Group is required to contribute to these post-employment benefits by paying social insurance premium to the Social Insurance Agency at the rate of 17.5% of an employee's basic salary on a monthly basis. The Group has no further obligation to fund the post-employment benefits of its employees.

Unemployment benefits

In accordance with Vietnamese regulations on labour code and the latest Decree No. 28/2015/NĐ-CP with effective date from 1 January 2015 providing guidance on implementation of Law on Employment No. 38/2013/QH13 on unemployment insurance, the Group is obliged to pay unemployment insurance at 1% of its salary fund used for payment of unemployment insurance for insurance participants and deduct 1% of salary of each employee to simultaneously pay to the Unemployment Insurance Fund.

4.17 Earnings per share

Basic earnings per share

Basic earnings per share is calculated by dividing the profit attributable to the ordinary shareholders which already subtracted the bonus and welfare fund by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the year.

4.18 Related parties

Related companies include its parent company and its ultimate parent company and its subsidiaries.

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial and operating decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence.

Related parties include any entities and individuals owning, directly or indirectly, an interest in the voting power of FPT Capital that gives them control or significant influence over FPT Capital. Management and the members of the Board of Directors of FPT Capital and its subsidiaries and close members of the family of these individuals and companies associated with these individuals, also constitute related parties. In considering each possible related party relationship, attention is directed to the substance of the relationship, and not merely the legal form.

4.19 Provisions, contingent assets and contingent liabilities

Provisions for legal disputes, onerous contracts or other claims are recognised when the Group has a present legal or constructive obligation as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic resources will be required from the Group and amounts can be estimated reliably. The timing or amount of the outflow may still be uncertain.

Restructuring provisions are recognised only if a detailed formal plan for the restructuring exists and management has either communicated the plan's main features to those affected or started implementation. Provisions are not recognised for future operating losses.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Provisions are measured at the estimated expenditure required to settle the present obligation, based on the most reliable evidence available at the reporting date, including the risks and uncertainties associated with the present obligation. Where there are a number of similar obligations, the likelihood that an outflow will be required in settlement is determined by considering the class of obligations as a whole. Provisions are discounted to their present values, where the time value of money is material.

Any reimbursement that the Group is virtually certain to collect from a third party with respect to the obligation is recognised as a separate asset. However, this asset may not exceed the amount of the related provision.

No liability is recognised if an outflow of economic resources as a result of present obligations is not probable.

4.20 Significant management judgement in applying accounting policies and estimation uncertainty

When preparing the financial statements, management makes a number of judgements, estimates and assumptions about the recognition and measurement of assets, liabilities, income and expenses.

Significant management judgement

Determination of controls over investees

Management applies its judgement to determine whether the control indicators indicate that the Group controls an investment fund.

The Group act as the fund manager for a number of investment funds. Determining whether the Group controls such an investment fund usually focuses on the assessment of the aggregate economic interests of the Group in the fund (comprising any carried interests and expected management fees) and the investors' rights to remove the fund manager. For all funds managed by the Group, the investors are able to vote by simple majority to remove the Group as the fund manager without cause, and the Group's aggregate economic interest is in each case the management fee (from 0.4% to 1.25% of entrusted principal). As a result, the Group has concluded that it acts as an agent for the investors in all cases, and therefore has not consolidated these funds.

Assumptions and estimation uncertainty

Information about estimates and assumptions that may have the most significant effect on recognition and measurement of assets, liabilities, income and expenses is provided below. Actual results may be substantially different.

- Determination of fair value and impairment of financial instruments
- Recognition and measurement of provisions: Key assumptions about likelihood and magnitude of an outflow of resources

5. Financial instruments

5.1 Categories of financial assets and financial liabilities

Note 4.12 provides a description of each category of financial assets and financial liabilities and the related accounting policies. The carrying amounts of financial assets and financial liabilities in each category are as follows:

31 December 2019	Note	FVTOCI VND	FVTPL VND	Amortised cost VND	Total VND
Financial assets					
Cash and cash equivalents	6	-	-	21,487,729,822	21,487,729,822
Trade and other receivables (*)	7	-	-	829,460,854	829,460,854
Deposits with terms over 3 months (*)	9, 10	-	-	151,071,228,535	151,071,228,535
Financial assets at fair value through profit or loss	5.2	-	10,390,250,000	-	10,390,250,000
Derivative financial instruments	5.3	-	15,109,750,000	-	15,109,750,000
Other financial assets (*)		-	-	126,091,360	126,091,360
Total assets		-	25,500,000,000	173,514,510,571	199,014,510,571
Financial liabilities					
		Other liabilities at FVTPL		Other liabilities (amortised cost)	Total
		VND		VND	VND
Trade and other payables (*)		-		1,125,840,234	1,125,840,234

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

31 December 2018	Note	FVTOCI VND	FVTPL VND	Amortised cost VND	Total VND
Financial assets					
Cash and cash equivalents	6	-	-	6,075,553,043	6,075,553,043
Trade and other receivables (*)	7	-	-	422,712,484	422,712,484
Deposits with terms over 3 months (*)	9, 10	-	-	146,767,620,773	146,767,620,773
Financial assets at fair value through profit or loss	5.2	-	11,960,000,000	-	11,960,000,000
Other financial assets (*)	-	-	-	126,091,360	126,091,360
Total assets		-	11,960,000,000	153,391,977,660	165,351,977,660
Financial liabilities					
			Other liabilities at FVTPL VND	Other liabilities (amortised cost) VND	Total VND
Trade and other payables (*)			-	266,784,916	266,784,916

(*) The Management of the Group has estimated the fair value of these balances approximately to their carrying amounts due to the short-term nature of these financial assets and financial liabilities.

5.2 Financial assets at fair value through profit and loss

	Quantity Share	Cost VND	Fair value VND
31 December 2019			
Listed shares - Hoang Anh Gia Lai Agricultural JSC ("HNG")	747,500	25,500,000,000	10,390,250,000
31 December 2018			
Listed shares - Hoang Anh Gia Lai Agricultural JSC	747,500	25,500,000,000	11,960,000,000

Fair values of listed shares were measured at the closing share price as quoted in Hochiminh Stock Exchange on 31 December as presented in Note 20.

5.3 Derivative financial instruments

	31 December 2019 VND	31 December 2018 VND
Forward equity securities contract – fair value hedge	15,109,750,000	-

In accordance with the securities purchase commitment agreement between the Parent Company ("the Transferor") and Ms Kieu Ngoc Hoa ("the Transferee") dated 15 August 2019, the key forward contract information is as follows:

- Financial assets: 2,245,500 shares of HNG, of which 747,500 shares are held by the Parent Company and 1,495,000 shares are included in entrusting investments managed by the Company;
- Forward price: VND72,500,000,000 for 2,245,500 shares;
- Transaction date: 28 February 2020

As presented in Note 22 – Subsequent events, the Transferee has completed the repurchase transaction of the aforementioned shares and fully paid the committed amount as at 20 March 2020.

The difference between forward price and fair value of listed shares as at 31 December 2019 was recognised as fair value of forward equity securities contract in the statement of financial position and the statement of profit and loss.

6. Cash and cash equivalents

	31 December 2019 VND	31 December 2018 VND
Cash at bank	2,387,729,822	2,367,529,755
Cash equivalents	19,100,000,000	3,708,023,288
	21,487,729,822	6,075,553,043

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

7. Trade and other receivables

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Non-financial instruments		
Prepayments to suppliers	152,727	128,287,500
Financial instruments		
Trade receivables – net	822,133,127	286,413,891
Other receivables – net	7,175,000	8,011,093
	829,308,127	294,424,984
	829,460,854	422,712,484
Trade and other receivables		
Gross amount	2,190,115,876	1,783,367,506
Provision for doubtful debts	(1,360,655,022)	(1,360,655,022)
	829,460,854	422,712,484

8. Taxes

8.1 Taxes and amounts receivable from the State budget

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Personal income tax	1,492,439	95,768
Corporate income tax	129,436,746	980,759,562
Other tax	3,000,000	3,000,000
	133,929,185	983,855,330

8.2 Taxes and amounts payable to State budget

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Value added tax	45,499,302	42,982,500
Personal income tax	56,153,638	64,353,849
Corporate income tax (Note 17.1)	2,491,918,699	-
	2,593,571,639	107,336,349

9. Other current assets

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Term deposits with term to maturity of more than 3 months to 1 year	151,071,228,535	106,562,065,217
Others	10,000,000	10,000,000
	151,081,228,535	106,572,065,217

10. Other non-current assets

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Term deposits with term to maturity of more than one year	-	40,205,555,556
Other	116,091,360	116,091,360
	116,091,360	40,321,646,916

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

11. Property, plant and equipment

	Equipment VND	Fixtures and fittings VND	Right-of-use assets VND	Total VND
Gross carrying amount				
Balance at 1 January 2019	309,395,510	197,190,000	-	506,585,510
Additions – right of use assets	-	75,900,000	1,129,013,219	1,204,913,219
Balance at 31 December 2019	309,395,510	273,090,000	1,129,013,219	1,711,498,729
Amortisation and impairment				
Balance at 1 January 2019	154,422,134	191,870,000	-	346,292,134
Depreciation for the year	62,678,967	9,536,666	282,253,305	354,468,938
Balance at 31 December 2019	217,101,101	201,406,666	282,253,305	700,761,072
Carrying amounts				
Balance at 31 December 2019	92,294,409	71,683,334	846,759,914	1,010,737,657
Gross carrying amount				
Balance at 1 January 2018	103,208,600	197,190,000	-	300,398,600
Additions	206,186,910	-	-	206,186,910
Balance at 31 December 2018	309,395,510	197,190,000	-	506,585,510
Amortisation and impairment				
Balance at 1 January 2018	103,208,600	183,890,000	-	287,098,600
Depreciation for the year	51,213,534	7,980,000	-	59,193,534
Balance at 31 December 2018	154,422,134	191,870,000	-	346,292,134
Carrying amounts				
Balance at 31 December 2018	154,973,376	5,320,000	-	160,293,376

Right-of-use assets represent operating lease rights recognised during the period in accordance with IFRS 16.

12. Trade and other payables

	31 December 2019 VND	31 December 2018 VND
Non-financial liabilities		
Advance from customer (*)	11,333,333,333	1,333,333,333
Unearned revenue	205,890,408	257,739,728
	11,539,223,741	1,591,073,061
Financial liabilities		
Other payables	1,125,840,234	184,284,916
Payables to suppliers	-	82,500,000
	1,125,840,234	266,784,916
	12,665,063,975	1,857,857,977

(*) The balance is consisted of purchase advances of Hoang Anh Gia Lai International Agriculture Joint Stock Company's listed securities according to the securities transfer agreement as described in Note 5.2.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

13. Borrowings

Lease liabilities are presented in the statement of financial position within borrowings as follows:

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Lease liabilities – current	366,864,148	-
Lease liabilities – non current	399,353,343	-
	766,217,491	-

The Group has leases for an office. Future minimum lease payments at 31 December 2019 were as follows:

	31 December 2019		
	Total	Interest expenses	Principal
	VND	VND	VND
During 1 year	434,942,836	68,078,688	366,864,148
From 2 to 5 years	434,942,838	35,589,495	399,353,343
	869,885,674	103,668,183	766,217,491

14. Share capital

The Parent Company's registered share capital is VND110,000,000,000 divided into 11,000,000 ordinary shares at par value of VND10,000 per share. The ordinary shares are entitled to receive dividend and equal voting rights at the shareholders' meetings.

As at 31 December, details of the Parent Company's key shareholders are as follows:

	31 December 2019			31 December 2018		
	Amounts	Number of	Shareholding	Amounts	Number of	Shareholding
	VND	Shares	Interest (%)	VND	Shares	Interest (%)
SBI Ven Holdings Pte Ltd	53,900,000,000	5,390,000	49%	53,900,000,000	5,390,000	49%
FPT Corporation	27,500,000,000	2,750,000	25%	27,500,000,000	2,750,000	25%
Treasury shares	550,000,000	55,000	0.5%	550,000,000	55,000	0.5%
Other shareholders	28,050,000,000	2,805,000	25.5%	28,050,000,000	2,805,000	25.5%
	110,000,000,000	11,000,000	100%	110,000,000,000	11,000,000	100%

SBI Ven Holding Pte Ltd is incorporated in Singapore and FPT Corporation is incorporated in Vietnam.

15. Basic earnings per share

	Year ended	Year ended
	31 December 2019	31 December 2018
Net profit for the year from continuing operations (VND)	19,504,418,889	(7,727,560,034)
Profit/(loss) attributable to ordinary shareholders (VND)	19,504,418,889	(7,727,560,034)
Weighted average number of ordinary shares (Shares)	10,945,000	10,945,000
Basic earnings per share (VND/share)	1,782	(706)

16. Other expenses

	Year ended	Year ended
	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Office rental	449,868,129	504,532,224
Travelling & accommodation	197,359,337	191,410,714
Professional services	55,530,201	165,550,000
Other expenses	934,634,858	754,323,615
	1,637,392,525	1,615,816,553

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

17. Income tax

The Group has obligation to pay the corporate income tax ("CIT") on the taxable income at the standard tax rate. Under the Amended CIT Law No. 32/2013/QH13 dated 19 June 2013, the standard CIT rate is 20%.

The reconciliation between the accounting profit before tax and the taxable profit is as shown below:

	Year ended 31 December 2019	Year ended 31 December 2018
	VND	VND
Net accounting profit/(loss) before tax	23,005,826,133	(7,727,560,034)
Temporary difference	575,472,786	-
Net accounting profit/(loss) before tax	23,581,298,919	(7,727,560,034)
Adjustment:		
Non-deductible expenses	114,005,322	88,639,657
Assessable income	23,695,304,241	(7,638,920,377)
Tax loss carried forward from previous years	(6,979,096,667)	-
Taxable income	16,716,207,574	-
Current CIT expense (20%)	3,343,241,515	-
Current CIT expense of prior years	158,165,729	-
Total CIT expense	3,501,407,244	-

The calculation of CIT is subject to the review and approval of the local tax authorities. Deferred taxes have not been recorded in the balance sheet as the Company has no significant temporary differences as at 31 December 2019.

Tax loss of the parent company:

Year incurred	Status of tax review	Taxable loss VND	Utilised VND	Expired VND	Tax losses carried forward VND	Year of expiration
2016	Finalised	6,150,843,793	(6,150,843,793)	-	-	2021
2018	Finalised	828,252,874	(828,252,874)	-	-	2023
		6,979,096,667	(6,979,096,667)	-	-	

Tax loss of subsidiary:

Year incurred	Status of tax review	Taxable loss VND	Utilised VND	Expired VND	Tax losses carried forward VND	Year of expiration
2018	Outstanding	12,626,674,606	(4,696,577,711)	-	7,930,096,895	2023

Unrecognised deferred tax assets

Deferred tax assets have not been recognised in respect of the aforesaid tax loss carried forward because it is not probable that future taxable profit will be available against which the Group can utilise the benefits therefrom.

18. Related party transactions and balances

During the period, the following significant transactions with related parties were recorded:

Related parties	Relationship	Nature	Year ended 31 December 2019	Year ended 31 December 2018
			VND	VND
FPT Telecom JSC	Related party	Income from entrustment fees	20,000,000	20,000,000
FPT Online Services JSC	Related party	Income from entrustment fees	20,000,000	20,000,000
FPT Investment Co Ltd	Related party	Income from entrustment fees	474,821,917	510,000,000
FF Investment Co Ltd	Related party	Income from entrustment fees	1,000,104	-

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

As at 31 December 2019 balances with related parties as follows:

Related Parties	Relationship	Receivables from	Receipt of entrusted
		entrustment fees	investments
		VND	VND
31 December 2019			
FPT Telecom JSC	Related party	20,000,000	6,000,000,000
FPT Online Services JSC	Related party	20,000,000	1,850,000,000
FPT Investment Co Ltd	Related party	-	64,275,051,776
FPT JSC	Investor	960,655,022	-
FF Investment Co Ltd	Subsidiary	100,614	482,093,693

31 December 2018

FPT Telecom JSC	Related party	20,000,000	6,000,000,000
FPT Online Services JSC	Related party	20,000,000	1,850,000,000
FPT Investment Co Ltd	Related party	-	84,275,053,776
FPT JSC	Investor	960,655,022	-

Directors' remuneration:

	Year ended	Year ended
	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
General Director		
Salary and bonus	851,177,619	752,715,110
Management and supervision board		
Salary	1,810,746,294	1,636,594,710
	2,661,923,913	2,389,309,820

19. Financial instrument risk

The Group is exposed to various risks in relation to financial instruments. The Group's financial assets and liabilities by category are summarised in Note 5. The main types of risks are market risk, credit risk and liquidity risk.

The Group's risk management is coordinated at its headquarters, in close cooperation with the board of management, and focuses on actively securing the Group's short to medium-term cash flows by minimising the exposure to volatile financial markets.

The Group does not actively engage in the trading of financial assets for speculative purposes nor does it write options. The most significant financial risks to which the Group is exposed are described below.

19.1 Market risk

The Group is exposed to market risk through its use of financial instruments and specifically to currency risk, interest rate risk and certain other price risks, which result from both its operating and investing activities. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

Foreign currency sensitivity

Currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. Most of the Company's transactions are carried out in Vietnamese dong.

As at 31 December 2019, the Group does not present a sensitivity analysis of exchange rate fluctuations due to immaterial impacts.

Interest rate sensitivity

Interest rate risk is the risk that fair value or future cash flows of a financial instrument changes due to changes in market interest rate.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

As at 31 December 2019, the Group did not present the analysis of impact of foreign currency fluctuation to the operating results and owner's equity as the impact was insignificant.

Equity price sensitivity

The Group's exposure to equity securities price risk arises from investments held by the Group and classified in the consolidated statement of financial position either as at fair value through other comprehensive income or at fair value through profit or loss. Management of the Group monitors equity securities in its investment portfolio based on market indices. Material securities within the portfolio are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are approved by the Group's management.

The Group attempt to limit its risks through a number of strategies. The Group practice portfolio diversification, and have adopted a range of appropriate investment restrictions and policies. For high-risk investments, the Group entered into fair-value hedging agreements such as forward contract to sell equity instruments at a fixed price in future. This policy is to reduce risk of market price fluctuation.

As at 31 December 2019, the market value of the Group's listed equity securities was VND10,390,250,000 (31 December 2018: VND11,960,000,000). The Group has entered into a forward contract to sell the investment at purchase price hedge the risk of price fluctuation as disclosed in Note 5.3.

19.2 Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty fails to discharge an obligation to the Group. The Group is exposed to credit risk from financial assets including cash and cash equivalents held at banks, trade and other receivables.

Credit risk management

The credit risk is managed on a group basis based on the Group's credit risk management policies and procedures.

Cash and banks

The credit risk in respect of cash balances held with banks and deposits with banks are managed via diversification of bank deposits, and are only with major reputable financial institutions.

Receivables

The Group continuously monitors the credit quality of customers based on a credit rating scorecard. Where available, external credit ratings and/or reports on customers are obtained and used. The group's policy is to deal only with credit worthy counterparties. The credit terms range between 30 and 90 days. The credit terms for customers as negotiated with customers are subject to an internal approval process which considers the credit rating scorecard. The ongoing credit risk is managed through regular review of ageing analysis, together with credit limits per customer.

Service customers are required to pay the annual amount of the service upfront, mitigating the credit risk.

Security

Trade receivables consist of a large number of customers in various industries and geographical areas. The Group does not hold any security on the trade receivables balance.

In addition, the Group does not hold collateral relating to other financial assets (eg derivative assets, cash and cash equivalents held with banks).

Trade receivables

The Group applies the IFRS 9 simplified model of recognising lifetime expected credit losses for all trade receivables as these items do not have a significant financing component.

In measuring the expected credit losses, the trade receivables have been assessed on a collective basis as they possess shared credit risk characteristics. They have been grouped based on the days past due and also according to the geographical location of customers.

The expected loss rates are based on the corresponding historical credit losses experienced during that period. The historical loss rates are adjusted to reflect current and forward-looking information on macroeconomic factors affecting the ability of the customers to settle the receivables.

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

On the above basis the expected credit loss for trade receivables as at 31 December 2019 and 31 December 2018 was determined as follows:

	Trade receivable days past due					
	Within 6 months	6 to 12 months	1 to 2 years	2 to 3 years	Over 3 years	Total
31 December 2019						
Expected credit loss rate	0%	30%	50%	70%	100%	
Gross carrying value	822,133,127	-	-	-	1,360,655,022	2,182,788,149
31 December 2018						
Expected credit loss rate	0%	30%	50%	70%	100%	Total
Gross carrying value	286,413,891	-	-	-	1,360,655,022	1,647,068,913

19.3 Liquidity risk

The Group manages its liquidity needs by carefully monitoring scheduled debt servicing payments for long-term financial liabilities as well as cash-outflows due in day-to-day business. Liquidity needs are monitored in various time bands, on a day-to-day and week-to-week basis, as well as on the basis of a rolling 30-day projection. Long-term liquidity needs for a 180-day and a 360-day lookout period are identified monthly.

The Group maintains cash and marketable securities to meet its liquidity requirements for up to 30-day periods.

As at 31 December 2019, the Company's liabilities have contractual maturities which are summarised below:

	Within 6 months	Current	1 to 5 years	Non-current
	VND	VND	VND	Over 5 years VND
31 December 2019				
Borrowings and finance lease liabilities	179,261,641	187,602,507	399,353,343	-
Other short-term financial liabilities	1,125,840,234	-	-	-
	1,305,101,875	187,602,507	399,353,343	-
31 December 2018				
Other short-term financial liabilities	266,784,916	-	-	-
	266,784,916	-	-	-

20. Fair value measurement

Fair value measurement of financial instruments

Financial assets measured at fair value in the special consolidated statement of financial position are grouped into three levels of a fair value hierarchy. The three levels are defined based on the observability of significant inputs to the measurement, as follows:

- Level 1: quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities
- Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly
- Level 3: unobservable inputs for the asset or liability.

The table below analyses financial instruments measured at fair value at the reporting date, by the level in the fair value hierarchy into which the fair value measurement is categorised:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	VND	VND	VND	VND
31 December 2019				
Financial assets at fair value through profit or loss	10,390,250,000	-	-	10,390,250,000
Derivative financial instruments (Note 5.3)	-	15,109,750,000	-	15,109,750,000
	10,390,250,000	15,109,750,000	-	25,500,000,000
31 December 2018				
Financial assets at fair value through profit or loss	11,960,000,000	-	-	11,960,000,000

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

Changes in fair value of financial assets at fair value through profit and loss are as follows:

	Year ended 31 December 2019	Year ended 31 December 2018
	VND	VND
Opening balance	11,960,000,000	7,146,100,000
(Loss)/gain from fair value revaluation recognised during the year	(1,569,750,000)	4,813,900,000
Closing balance	10,390,250,000	11,960,000,000

Fair value measurement of non-financial assets

The Group has no non-financial assets and liabilities which are measured at fair value.

21. Capital management policies and procedures

The Group's capital management objectives are:

- to ensure the Group's ability to continue as a going concern
- to provide an adequate return to shareholders by pricing products and services in a way that reflects the level of risk involved in providing those services.

The Group monitors capital on the basis of the carrying amount of equity less cash and cash equivalents as presented in the statement of financial position. Management assesses the Group's capital requirements in order to maintain an efficient overall financing structure while avoiding excessive leverage.

The amounts managed as capital by the Group for the reporting periods under review are summarised as follows:

	31 December 2019	31 December 2018
	VND	VND
Total equity	184,188,790,226	164,684,371,337
Cash and cash equivalents	(21,487,729,822)	(6,075,553,043)
Capital	162,701,060,404	158,608,818,294
Total equity	184,188,790,226	164,684,371,337
Overall financing	184,188,790,226	164,684,371,337
Capital-to-overall financing ratio	0.88	0.96

22. Post-reporting date events

In accordance with the securities purchase commitment agreement between the Parent Company ("the Transferor") and Ms Kieu Ngoc Hoa ("the Transferee") dated 15 August 2019, the Transferee agreed to repurchase 2,245,500 shares of Hoang Anh Gia Lai International Agriculture Joint Stock Company, of which 747,500 shares are held by the Parent Company and 1,498,000 shares are included in entrusting investment which the Company held as described in Note 20, with a transfer value of VND72,500,000,000. The Transferee has completed the repurchase transaction of the aforementioned shares and fully paid the committed amount as at 20 March 2020.

Except for the above event, no significant events have occurred since the reporting date which would impact on the financial position of the Group as disclosed in the consolidated balance sheet as at 31 December 2019 or on the consolidated result of its operation and its consolidated cash flows for the year then ended.

23. Authorisation of consolidated financial statements

The consolidated financial statements were approved by the Board of Management and authorised for issue.



Nguyễn Thị Thu Nguyệt
Chief Executive Officer

Vu Hoai Anh
Vu Hoai Anh
Accounting Manager

4【利害関係人との取引制限】

管理会社はファンドを代理して、（a）管理会社自身またはそのいずれかの取締役（本人としての資格による。）と取引を行ってはならず、また（b）管理会社のまたはシリーズ・トラスト以外の当事者の利益となることが意図されている取引を行ってはならない。

5【その他】

管理会社の定款の変更または追加は、株主総会の決議により決定することができ、国家証券監督委員会に報告されなければならない。

本書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. メープルズエフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）（「受託会社」）

（1）資本金の額

2020年4月末日現在の授權資本金は50,000米ドル（5,360千円）である。

（2）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において設立された。受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（2020年改正）の規定に基づき、信託業務を行うための免許およびミューチュアル・ファンド法（2020年改正）に基づくミューチュアル・ファンドの事務管理会社としての免許を有している。

2. ドイツェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店（Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch）（「保管会社」）

（1）資本金の額

2020年4月末日現在、ドイツェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店（Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch）の資本金の額は50,800,000米ドル（5,445,252千円）である。

（2）事業の内容

保管会社は、コーポレート・バンキング、インベストメント・バンキングおよびグローバル・トランザクション・バンキング業務を含む、あらゆる銀行業務を提供する。

3. メープルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（Maples Fund Services (Cayman) Limited）（「管理事務代行会社」）

（1）資本金の額

2020年4月末日現在の授權資本金は50,000米ドル（5,360千円）である。

（2）事業の内容

管理事務代行会社は、グローバルなファンド管理サービスを提供する。

4. ニュース証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

（1）資本金の額

2020年4月末日現在、10億円

（２）事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っている。

２【関係業務の概要】

１．メープルズエフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)（「受託会社」）

管理会社との信託証書に基づき、受託業務を行う。

２．ドイチェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店(Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch)（「保管会社」）

ファンドに対して保管業務を行う。

３．メープルズ・ファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(Maples Fund Services (Cayman) Limited)（「管理事務代行会社」）

ファンドに対して管理業務の一部を行う。

４．ニュース証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

３【資本関係】

管理会社および他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2020年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2018年改訂）、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。

1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンドおよびリミテッド・パートナーシップも設定した。

1.3 2019年12月現在、規制を受けている活動中のオープンエンド型投資信託の数は約10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。

1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2020年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 投信法第4(4)条のもとで規制の登録を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（様式MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手料を支払わなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有した健全な評判を有する者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（様式MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

3.3.1 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- (a) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- (b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (c) 投資信託が「マスター・ファンド」（投資信託法に定義される。）であり、かつ以下のいずれかであるもの
 - (i) 一投資家当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

- (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
- (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

3.3.2 上記(i)および(ii)の分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て（様式MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、かかるファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て（様式MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

3.4 登録投資信託（第4(4)条投資信託）

規制投資信託の第四の類型は、「持分権に関する投資者が15名以内であり、その過半数がファンドの運営者を選任または解任することができる」投資信託に適用される。第4(3)条の規制投資信託とは異なり、第4(4)条の規制投資信託には最低投資要件はない。また、ある特定の募集事項はCIMAへの提出が求められるが、第4(4)条投資信託の販売用書類を提出すべき特定の要件はない。第4(4)条投資信託には、第4(3)条の登録投資信託と同額の年間登録料が課される。移行期間は2020年8月7日までであり、これにより、2020年8月7日以前に登録される第4(4)条投資信託は、2020年については年間登録料の支払義務がなく、最初の年間登録料は2021年1月に納付期限が到来する。2020年8月8日以降にミューチュアル・ファンド法第4(4)条に従い登録される投資信託は、2020年の年間登録料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には訂正目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6ヵ月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

4.2.1 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

4.2.2 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。

4.2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

4.2.4 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまた行おうと企図している場合。

4.2.5 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に発効した投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6ヵ月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確且つ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、（数の制限なく）複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供す

る各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヵ月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

5.5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

5.5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

5.5.4 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

5.5.5 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法（2020年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、（管理する投資信託の数によって）24,390米ドルまたは30,488米ドルであり、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

6.1.1 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2020年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

6.1.2 設立手続には、会社の基本憲章の制定（事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

6.1.3 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

6.1.4 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2020年改訂）における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。

(a) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

(b) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

(c) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

(d) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

(e) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

(f) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

6.1.5 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

6.1.6 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

6.1.7 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。）。

6.1.8 いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

6.1.9 株式の買戻しも認められる。

6.1.10 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払いに加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること（すなわち会社が支払能力を維持すること）を条件とする。

6.1.11 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

6.1.12 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える当該約定の期間は20年間である。

6.1.13 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

6.1.14 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

6.2.1 ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

6.2.2 ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

6.2.3 ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法（2020年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

6.2.4 ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

6.2.5 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

6.2.6 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

6.2.7 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

6.2.8 ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

6.2.9 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

6.3.1 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

6.3.2 リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）である。

6.3.3 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

6.3.4 ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

6.3.5 ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

6.3.6 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

(a) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(b) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(c) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

(d) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電磁的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

(e) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域）に維持する。

(f) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

6.3.7 リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

6.3.8 リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

6.3.9 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.3.10 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

6.3.11 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より1日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

7.7.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

7.7.2 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

7.7.3 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

7.7.4 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

7.7.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

7.8.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

7.8.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

7.8.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

7.8.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。

7.9.1 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。

- 7.9.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 7.9.3 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- 7.9.4 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 7.9.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9.4項または第7.9.5項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9.4項または第7.9.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 7.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 7.15.2 選任後3ヵ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 7.15.3 第7.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9.4項または第7.9.5項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 7.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
- 7.17.2 投資信託が会社の場合、会社法（2020年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 7.17.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 7.17.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 7.17.5 またCIMAは、第7.9.4項または第7.9.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが投信法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、いかなる者であっても罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

8.6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

8.6.2 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続きに入るか、解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

8.8.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。

8.8.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

8.8.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。

8.8.4 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。

8.8.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切かつ正当な者ではない場合。

8.8.6 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切かつ正当な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

8.9.1 免許投資信託管理者の以下の不履行

- (a) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (b) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (c) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- (d) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (e) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (f) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (g) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (h) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- 8.9.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- 8.9.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
- 8.9.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- 8.10.1 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
- 8.10.2 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- 8.10.3 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
- 8.10.4 管理者に対し、その投資信託の管理の適切な実施に関して助言を行う者を選任すること。
- 8.10.5 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10.5項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10.4項または第8.10.5項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 8.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 8.15.2 選任後3ヵ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- 8.15.3 第8.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10.4項または第8.10.5項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- 8.16.1 第8.15項の義務に従わない場合
- 8.16.2 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

8.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

8.17.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2020年改訂）第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

8.17.3 CIMAは、第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

8.19.1 CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。

8.19.2 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、（たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2020年改訂）によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的な法の執行

9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者により行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。

9.1.1 規制投資信託

9.1.2 免許投資信託管理者

9.1.3 規制投資信託であった者、または

9.1.4 免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1.1項から9.1.4項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。

9.3.1 9.1.1項から9.1.4項に規定された人物の債権者集会に出席すること。

9.3.2 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。

9.3.3 かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。

9.4.1 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

9.4.2 それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

9.4.3 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。

9.4.4 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

9.4.5 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、以下のいずれかに関係する情報を開示することができる。

10.1.1 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

10.1.2 投資信託に関する事項。

10.1.3 投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2016年改訂）、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。

(c) 開示される情報が投資者の身元が開示されることなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

11.3.1 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

11.3.2 一般的に、関連契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

11.4.1 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(a) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

(b) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

11.4.2 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは欺罔的な不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

11.4.3 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

11.4.4 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

11.4.5 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

11.5.1 販売書類も投資信託（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

11.5.2 一般的には、当該契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（またはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

12.2.1 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

12.2.2 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

12.2.3 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2020年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17.2項および第8.17.2項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第7.17.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われるあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免除会社、受託会社およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1.12項、第6.2.7項および第6.3.9項参照）。

第4【参考情報】

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2019年 6 月28日
有価証券報告書	2019年 6 月28日
半期報告書	2019年 9 月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年 9 月30日

第5【その他】

該当事項なし。

KPMG

ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1106

シックス・クリケット・スクエア

私書箱493

電話番号： +1 345 949 4800

ファックス： +1 345 949 7164

インターネット：www.kpmg.ky

受託会社への独立監査人の監査報告書

意見

私どもは、ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラストであるニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する包括利益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報を含む注記について、財務書類の監査を実施した。

私どもの意見では、添付の財務書類はすべての重要な点において国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して2018年12月31日現在のファンドの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績ならびにキャッシュ・フローを適正に表示している。

意見の根拠

私どもは国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。本基準に基づく私どもの責任は、本報告書における「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項で詳述される。私どもは、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規定（以下「IESBA規定」という。）および財務書類の監査に関係のあるケイマン諸島における倫理的要件に従いファンドから独立しており、これらの要件およびIESBA規定が求める倫理的責任も果たした。私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えている。

財務書類に対する経営陣およびガバナンス担当者の責任

経営陣は、IFRSに準拠した本財務書類の作成および適正表示ならびに重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のない財務書類の作成を可能とするために必要と経営陣が判断する内部統制について責任を有している。

財務書類を作成する上で、経営陣は継続企業としてのファンドの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営陣がファンドを清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督について責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、本財務書類が全体として虚偽記載（詐欺または誤りによるものを問わない。）がないかどうかについて合理的な保証確信を得ることと、私どもの意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高い水準の保証をいうが、ISAに従い実施された監査に重大な虚偽記載があるときに、それを常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は詐欺または誤りにより発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに従った監査の一環として、私どもは監査を通じて専門家の判断を行使し、専門家の懐疑心を保持する。監査には、私どもが以下を実施することが含まれている。

- 1 本財務書類に重大な虚偽記載（詐欺または誤りによるものを問わない。）のリスクを特定し、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画し、実施し、監査意見の基礎を提供する上で、十分かつ適切な監査証拠を得ることである。詐欺による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤りによる重大な虚偽記載の場合よりも高くなる。なぜなら、詐欺による場合には、共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽表示、または内部統制の無効を含む場合があるからである。
- 1 状況に応じて適切な監査手続きを設計するために、監査に関係のある内部統制の理解をする。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- 1 使用されている会計方針の適正性および経営陣によって行われた会計上の見積もりおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 1 経営陣が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、または入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。私どもが重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合には、監査報告書の中で財務書類において関係のある開示を参照するよう促すか、かかる開示が不十分な場合には、私どもの意見を修正する必要がある。私どもの結論は、本報告書の日付の日現在までに入手した監査証拠に基づくものである。しかし、将来の事象または状況によりファンドは継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 1 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）事項ならびに財務書類が基礎となる取引および事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、ガバナンス担当者と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

（署名）

KPMG

2019年 5 月15日

KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (the “Fund”), a series trust of New-S FPT Capital Trust, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2018, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at 31 December 2018, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Fund in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund’s financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- 1 Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- 1 Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- 1 Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- 1 Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- 1 Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

15 May 2019

[次へ](#)

KPMGリミテッド

ベトナム、ハノイ、サウス・トゥーリエム地区

ミ トリ ワード、E6 ファム ハン ロード

京南ランドマーク72、46階

+ 84(24)3946 1600 /kpmg.com.vn

独立監査人の監査報告書

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの株主各位

限定意見

私どもは、原文P.6～P.44に記載のFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー（以下「当社」という。）およびその子会社（以下、総称して「FPTキャピタル」という。）の2018年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する連結損益計算書およびその他包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報を含む連結財務書類に対する注記について監査を実施した。

私どもの意見では、本報告書の限定意見の根拠に記載された事項で推定される影響を除いて、添付の連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い、2018年12月31日現在および同日に終了した事業年度のFPTキャピタルの連結財政状態計算書、連結経営成績および連結キャッシュ・フローをあらゆる重要な面において適正に表示している。

限定意見の根拠

連結財務書類の注記9に記載されているとおり、2017年12月31日現在44,575,275,000ドンに達するその他包括利益を通じた公正価値による持分証券の公正価値は、証券会社3社から入手した平均参照価格である観測不能なインプットを用いて測定された。私どもは、当該平均価格が公正価値を表示することになるのかどうかを満足させることができなかった。従って、私どもは2017年12月31日現在の連結財政状態計算書におけるその他包括利益を通じた公正価値による持分証券および公正価値準備金、同日終了した連結損益計算書および連結包括利益計算書におけるその他包括利益を通じた公正価値による金融資産の公正価値による持分証券ならびに2018年12月31日現在の連結損益計算書およびその他包括利益において、その他包括利益を通じた公正価値による持分証券の売却損に対する調整が必要かどうか決定することができなかった。これにより、2017年12月31日に終了した事業年度のFPTキャピタルの連結財務書類に対する私どもの意見を修正することとなった。私どもの意見によれば、当期の連結財務書類もまた修正しなければならない。なぜなら、比較情報を含む、当期の財務書類についてもかかる影響の可能性があるためである。

私どもは国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。本基準に基づく私どもの責任は、本報告書における連結財務書類の監査に関する監査人の責任の項で詳述される。私どもは、ベトナムの連結財務書類の監査に関係のある倫理的要件に従い、FPTキャピタルから独立しており、これらの要件に従い、私どもの倫理的責任を

果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると
考えている。

連結財務書類に対する経営陣およびガバナンス責任者の責任

経営陣は、IFRSに基づく本連結財務書類の作成および適正な表示ならびに重大な虚偽記載がない（詐欺または誤りによるものを問わない。）連結財務書類の作成を可能とするために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を有している。

連結財務書類を作成する上で、経営陣は継続企業としてのFPTキャピタルの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営陣がFPTキャピタルを清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

ガバナンス責任者は、FPTキャピタルの財務報告プロセスの監督について責任を有している。

連結財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、本連結財務書類が全体として虚偽記載（詐欺または誤りによるものを問わない。）がないかどうかについて合理的な保証確信を得ることと、私どもの意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高い水準の保証をいうが、ISAに従い実施された監査に重大な虚偽記載があるときに、それを常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は詐欺または誤りにより発生する可能性があり、個別または集計すると、本連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに従った監査の一環として、私どもは監査を通じて専門家の判断を行使し、専門家の懐疑心を保持する。監査には、私どもが以下を実施することが含まれている。

- n 本連結財務書類に重大な虚偽記載（詐欺または誤りによるものを問わない。）のリスクを特定し、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画し、実施し、監査意見の基礎を提供する上で、十分かつ適切な監査証拠を得ることである。詐欺による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤りによる重大な虚偽記載の場合よりも高くなる。なぜなら、詐欺による場合には、共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽表示、または内部統制の無効を含む場合があるからである。
- n 状況に応じて、適切な監査手続きを設計するために、監査に関係のある内部統制の理解をする。ただし、これは、FPTキャピタルの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- n 使用されている会計方針の適正性および経営陣によって行われた会計上の見積もりおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- n 経営陣が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、または入手した監査証拠に基づき、FPTキャピタルの継続企業としての存続能力の重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。私どもが重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合には、監

査報告書の中で連結財務書類において関係のある開示を参照するよう促すか、かかる開示が不十分な場合には、私どもの意見を修正する必要がある。私どもの結論は、本報告書の日付の日現在までに入手した監査証拠に基づくものである。しかし、将来の事象または状況によりFPTキャピタルは継続企業として存続しなくなる可能性がある。

- n 連結財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）事項ならびに連結財務書類が基礎となる取引および事象を適正に表しているかを評価する。
- n 事業体またはFPTキャピタルの事業活動における財務情報に関して連結財務書類の意見を表明するために、十分且つ適切な監査証拠を取得する。私どもは、グループ監査の指示、監督および履行についても責任を有している。私どもは私どもの監査意見についてのみ責任を有している。

私どもは、ガバナンス担当者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

私どもは、またガバナンス担当者と、とりわけ、計画された範囲、監査のタイミングおよび重要な監査結果（監査の過程において私どもは内部統制における重要な不備を含む。）について連絡をとる。

KPMG リミテッドに代わって

ベトナム

監査報告書:第15-02-00266-19-3号

（署名）（捺印）

ワン トゥーン キム

ゼネラル・ディレクター代理

ハノイ、2019年6月3日

KPMG Limited
46th Floor, Keangnam Landmark 72
E6 Pham Hung Road, Me Tri Ward
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam
+84 (24) 3946 1600/ kpmg.com.vn

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To the Shareholders

FPT Fund Management Joint Stock Company

Qualified Opinion

We have audited the consolidated financial statements of FPT Fund Management Joint Stock Company (“the Company”) and its subsidiaries (collectively referred to as “FPT Capital”), which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2018, the consolidated statements of profit or loss and other comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes to the consolidated financial statements, including significant accounting policies and other explanatory information, as set out on pages 6 to 44.

In our opinion, except for the possible effects of the matter described in the Basis for Qualified Opinion section of our report the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the consolidated financial position of FPT Capital as at 31 December 2018, and its consolidated financial performance and its consolidated cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS).

Basis for Qualified Opinion

As described in Note 9 to the consolidated financial statements, the fair value of equity securities at fair value through other comprehensive income amounting to VND44,575,275,000 as at 31 December 2017 was measured using unobservable inputs which were the average reference prices obtained from three securities companies. We were unable to satisfy ourselves as to whether such average price is representative of the fair value. As a result, we were unable to determine whether any adjustments to the reported amounts of equity securities at fair value through other comprehensive income and fair value reserves in the consolidated statement of financial position as at 31 December 2017, and net changes in fair value of financial assets at fair value through other comprehensive income in the consolidated statement of profit or loss and other comprehensive income for the year then ended and loss on disposal of equity securities at fair value through other comprehensive income in the consolidated statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2018. This matter caused us to modify our opinion on FPT Capital’s consolidated financial statements for the year ended 31 December 2017. Our opinion for the current year’s consolidated financial statements is also modified because of possible effects of this matter on the current year’s financial statements including comparative information.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements* section of our report. We are independent of FPT Capital in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the consolidated financial statements in Vietnam, and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our qualified opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing FPT Capital's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate FPT Capital or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing FPT Capital's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- § Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- § Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of FPT Capital's internal control.
- § Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- § Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on FPT Capital's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, then we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause FPT Capital to cease to continue as a going concern.
- § Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

§ Obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business activities within FPT Capital to express an opinion on the consolidated financial statements. We are responsible for the direction, supervision and performance of the group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

On behalf of KPMG Limited

Vietnam

Audit report No. 15-02-00266-19-3

Wang Toon Kim
Deputy General Director

Hanoi, 3 June 2019

グラントソントン・ケイマン諸島

ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1102

ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー171

クリケット・スクエア、センチュリー・ヤード2階

私書箱1044

電話番号： +1 345 949 8588

ファックス： +1 345 949 7325

インターネット： info@ky.gt.com

www.grantthornton.ky

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンドの 受託会社への独立監査人の監査報告書

意見

私どもは、ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラストであるニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する包括利益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報を含む注記により構成される財務書類の監査を実施した。

私どもの意見では、添付の財務書類はすべての重要な点において国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して2019年12月31日現在のファンドの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績ならびにキャッシュ・フローを適正に表示している。

監査意見を含む本報告書は、全体としてのトラストの受益者のためにのみ、およびケイマン諸島もの金融当局への財務書類の提出のためにのみ作成されている。意見を述べるにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

意見の根拠

私どもは国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく私どもの責任については、本報告書における「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項で詳述されている。私どもは、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規定（以下「IESBA規定」という。）および財務書類の監査に係りのあるケイマン諸島における倫理的要件に従いファンドから独立しており、これらの要件およびIESBA規定に従いその他の倫理的責任も果たした。私どもは、私どもが入手した監査証拠が私どもの意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えている。

その他の事項 - 比較数値

2018年12月31日現在および同日に終了した事業年度のファンドの財務書類は、比較のために含まれているが、2019年5月15日付の報告書において無限定適正意見を表明している他の監査人によって監査されている。

財務書類に対する経営陣およびガバナンス担当者の責任

経営陣は、IFRSに準拠した本財務書類の作成および適正な表示ならびに重大な虚偽記載（不正または誤謬によるかどうかを問わない。）のない財務書類の作成を可能とするために必要と経営陣が判断する内部統制について責任を有している。

財務書類を作成する上で、経営陣は継続企業としてのファンドの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営陣がファンドを清算または運用を中止を意図する場合、あるいはそうするより他に現実的な選択肢がない場合はこの限りでない。

ガバナンス担当者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、本財務書類が全体として重大な虚偽記載（不正または誤謬によるかどうかを問わない。）がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高い水準の保証であるが、ISAに従い実施された監査に重大な虚偽記載があるときに、それを常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集散的に本財務書類に基づいてなされる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想できる場合に、重要性があると判断される。

ISAに従った監査の一環として、私どもは監査を通じて専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。また、私どもは以下も実施している。

- 1 本財務書類の重大な虚偽記載（不正または誤謬によるかどうかを問わない。）のリスクを識別および評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを策定および実施し、監査意見の基礎を提供する上で、十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正は、共謀、偽造、意図的な脱漏、不実表示、または内部統制の抑制を伴うことがあるためである。
- 1 状況に応じて適切な監査手続きを策定するために、監査に関係のある内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- 1 使用される会計方針の適正性ならびに経営陣によって行われた会計上の見積もりおよび関連する開示の合理性を評価する。

- 1 経営陣による継続企業の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。私どもが重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合には、財務書類において関係のある開示について、私どもの監査報告書の中で注意を促す必要があり、かかる開示が不十分な場合には、私どもの意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。ただし、将来の事象または状況によりファンドは継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 1 財務書類（開示書類を含む。）の全体的な表示、構成および内容ならびに財務書類が基礎となる取引および事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および重要な監査所見（監査の過程で発見した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、ガバナンス担当者と協議する。

（署名）

ジョージ・タウン

グランド・ケイマン

2020年4月29日

Grant Thornton Cayman Islands
2nd floor, Century Yard
Cricket Square, 171 Elgin Avenue
George Town, PO Box 1044
Grand Cayman, KY1-1102
Cayman Islands
T: +1 345 949 8588
F: +1 345 949 7325
E: info@ky.gt.com
www.grantthornton.ky

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE TRUSTEE OF NEW-S FPT CAPITAL TRUST VIETNAM BALANCED FUND

Opinion

We have audited the financial statements of New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a series trust of New-S FPT Capital Trust) (the “Fund”), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, and the related statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at 31 December 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee with the sole purpose of regulatory filing of the financial statements with the Cayman Islands Monetary Authority. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Fund in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter – Comparative Figures

The Fund’s financial statements as at and for the year ended 31 December 2018, included for comparison purposes, have been audited by other auditors whose report dated 15 May 2019 expressed an unqualified opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISA, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- 1 Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- 1 Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- 1 Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- 1 Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- l Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

George Town,
Grand Cayman
29 April 2020

[次へ](#)

グラントソントン（ベトナム）リミテッド
ベトナム、ハノイ市カウザイ区
ホアン クオック ヴィエット ストリート
ホア ビン インターナショナル オフィス ビルディング18階
電話：+84(24)3850 1686
ファックス：+84(24)3850 1688

独立監査人の監査報告書

（FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社の2019年12月31日に終了した事業年度の連結財務書類について）

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの株主各位

限定意見

私どもは、原文P.6～P.28に記載のFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社（以下、「当グループ」という。）の2019年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する連結損益およびその他包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主持分変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報を含む連結財務書類に対する注記について監査を実施した。

私どもの意見では、本報告書の**限定意見の根拠**に記載された事項による影響を除いて、添付の連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い、2019年12月31日現在のFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーおよびその子会社の連結財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績、キャッシュ・フローおよび持分の変動をすべての重要な点において真実かつ公正な概観を表示している。

限定意見の根拠

前年度の監査人の報告書に記載されているとおり、FPTキャピタルの前任の監査人は、2018年12月31日現在に終了した事業年度に実現されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の期首残高の再評価法による影響により、2018年12月31日現在に終了した事業年度の連結損益およびその他包括利益計算書について限定意見を表明した。当該事項による当年度の連結財務書類の表示に対する影響により、私どもは、2018年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書およびその他の包括利益計算書の比較数値ならびに2019年12月31日に終了した事業年度のFPTキャピタルの連結財務書類に記載されている関連する比較財務情報については意見を表明しない。

私どもは国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。これらの基準に基づく私どもの責任については、本報告書における連結財務書類の監査に関する監査人の責任の項で詳述されている。私どもは、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規定（以下「IESBA規定」という。）に従い、当グループから独立しており、これらの要件およびIESBA規定に従い、その他の倫理的責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えている。

その他の事項

比較数値

2018年12月31日現在の当グループの連結財務書類は、比較のために含まれているが、2019年6月3日付の報告書において、2017年12月31日現在のその他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の期首残高の再評価法による影響（もしあれば）および2018年12月31日に終了した事業年度の当グループの包括利益計算書について限定意見を表明している他の監査人によって監査されている。

使用の制限

本連結財務書類は、連結財務書類の注記2に記載されているとおり、当グループの経営陣による内部使用のみを目的として作成されている。

連結財務書類に対する経営陣およびガバナンス責任者の責任

経営陣は、IFRSに基づく本連結財務書類の作成および適正な表示ならびに重大な虚偽記載がない（不正または誤謬によるかどうかを問わない。）連結財務書類の作成を可能とするために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を有している。

連結財務書類を作成する上で、経営陣は継続企業としての当グループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営陣が当グループを清算または業務の停止を意図する場合、あるいはそうするより他に現実的な選択肢がない場合はこの限りではない。

ガバナンス担当者は、当グループの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

連結財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、本連結財務書類が全体として重大な虚偽記載（不正または誤謬によるかどうかを問わない。）がないかどうかについて合理的な保証を得ることと、および私どもの意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高い水準の保証であるが、ISAに従い実施された監査に重大な虚偽記載があるときに、それを常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または集合的に本連結財務書類に基づいてなされる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想できる場合に、重要性があると判断される。

ISAに従った監査の一環として、私どもは監査を通じて専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。また、私どもは以下も実施している。

- ・ 本連結財務書類の重大な虚偽記載（不正または誤謬によるかどうかを問わない。）のリスクを識別および評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを策定および実施し、監査意見の基礎を提供する上で、十分かつ適切

な監査証拠を入手する。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正は、共謀、偽造、意図的な脱漏、不実表示、または内部統制の抑制を伴うことがあるためである。

- 状況に応じて、適切な監査手続きを策定するために、監査に関係のある内部統制をの理解する。ただし、これは、当グループの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- 使用される会計方針の適正性ならびに経営陣によって行われた会計上の見積もりおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣による継続企業の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき、当グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて結論を下す。私どもの結論は、本報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により当グループは継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 連結財務書類（開示書類を含む。）の全体的な表示、構成および内容ならびに連結財務書類が基礎となる取引および事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期および重要な監査所見（監査の過程で発見した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、ガバナンス担当者と協議する。

グラントソントン（ベトナム）リミテッド

（署名）（捺印）

グエン トゥアン ナム

ゼネラル・ディレクター代理

ベトナム公認会計士登録番号 No. 0808-2018-068-1

ベトナム、ハノイ市

2020年4月22日

Independent Auditors' Report

on the consolidated financial statements of

FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiary

for the year ended 31 December 2019

NO. 19-11-009-B

To **The Shareholders of FPT Fund Management Joint Stock Company**

Qualified Opinion

We have audited the accompanying consolidated financial statements of FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiaries ("the Group") which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2019 and the consolidated statement of profit or loss and other comprehensive income, the consolidated statement of cash flows and the consolidated statement of changes in equity for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes prepared on 22 April 2020 as disclosed on pages 6 to 28.

In our opinion, except for impacts of the matters as described in the Basis for auditors' qualified opinion paragraph, the accompanying consolidated financial statements give a true and fair view, in all material respects, of the consolidated financial position of FPT Fund Management Joint Stock Company and its subsidiaries as at 31 December 2019, and of its financial performance, cash flows and changes in equity for the year then ended, in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for auditors' qualified opinion

As stated in the prior year auditors' opinion report, the Company's predecessor auditors expressed a qualified opinion on the consolidated statement of profit and loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2018 due to impacts of the revaluation method of equity securities at fair value through other comprehensive income opening balance which was realized in the year ended 31 December 2018. Due to impact of this matter to the presentation of the current year consolidated financial statements, we do not express our opinion on the comparative figures of the consolidated statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2018 and related comparison financial information as presented in the Company's consolidated financial statements for the year ended 31 December 2019.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements section of our report. We are independent of the Group in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other matters

Comparative figures

The Group's consolidated financial statements as at 31 December 2018, included for comparison purpose, have been audited by other auditors whose report dated 3 June 2019 expressed a qualified opinion on the impacts, if any, of the

revaluation method of opening balance equity securities at fair value through other comprehensive income as at 31 December 2017 and the Group's statement of comprehensive income for the year ended 31 December 2018.

Restriction of uses

These consolidated financial statements are prepared for and only for the internal use purposes of the Group's Management as described in Note 2 to the consolidated financial statements.

Responsibilities of the Management and Those Charged with Governance for the consolidated financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRSs, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Group or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Group's financial reporting process.

Auditors' responsibilities for the audit of the consolidated financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Group's ability to continue as a going concern. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Group to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

GRANT THORNTON (VIETNAM) LIMITED

Nguyen Tuan Nam

Deputy General Director

CPA Vietnam Registration No. 0808-2018-068-1

Hanoi, Vietnam

22 April 2020